

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

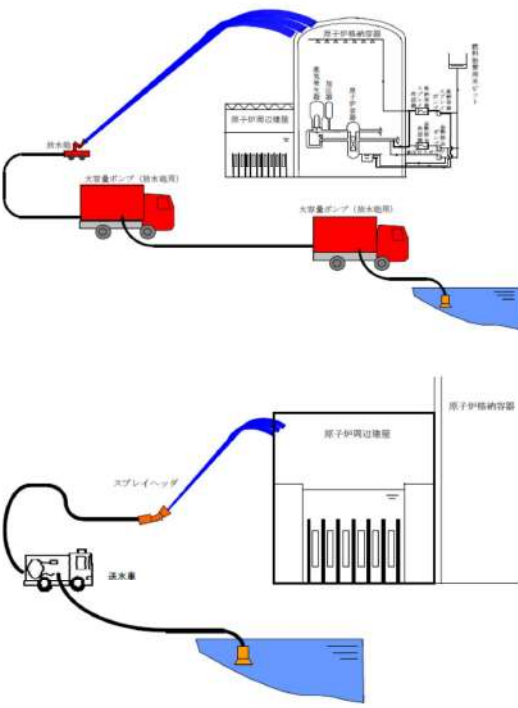
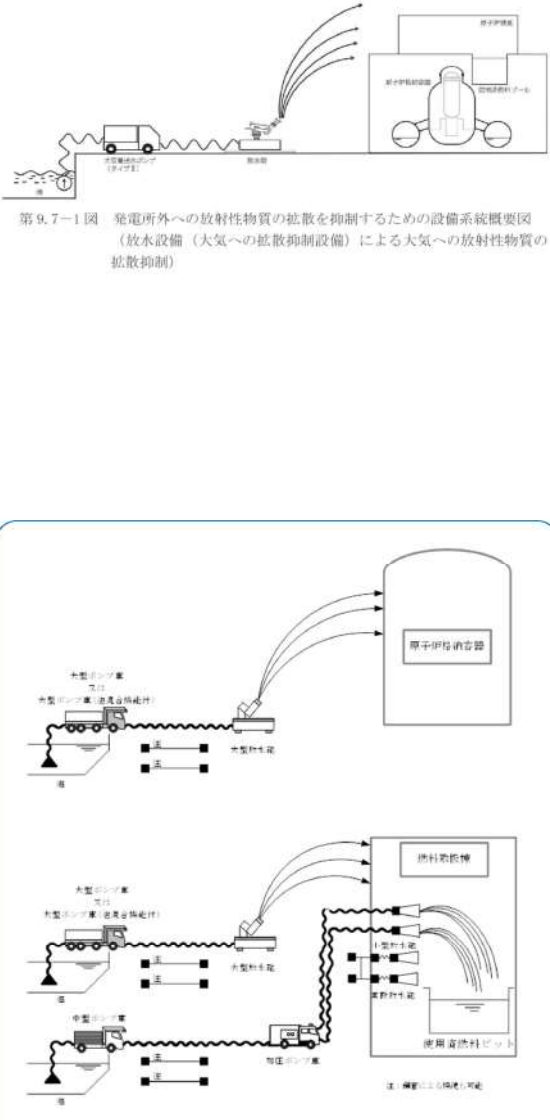
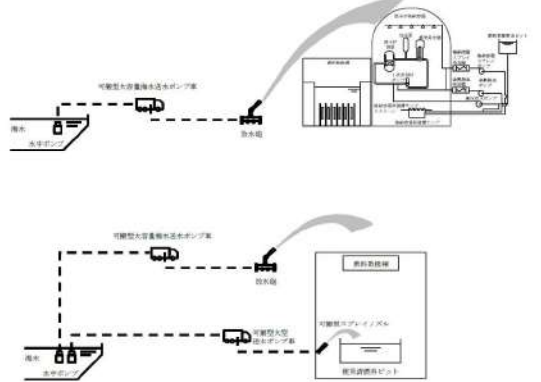
大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2.12-1表 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>・大飯の設備掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。 ・泊が同一設備を複数箇所に記載する場合にも再掲はしていない。</p> <p style="text-align: right;">記載方針説明</p> <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用）</p> <p>型式 うず巻式 台数 2（予備1^{※1}） 容量 約1,320m³/h（1台当たり）</p> <p>吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用</p> <p>(2) 放水砲（3号及び4号炉共用）</p> <p>型式 移動式ノズル 台数 2（予備1）</p> <p>(5) 泡混合器（3号及び4号炉共用）</p> <p>台数 1（予備1）</p>	<p>第9.7-1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）及び放水設備（泡消火設備）</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプII） 第5.7-1表 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備の主要機器仕様 に記載する。</p> <p>b. 放水砲 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>台数 1（予備1）</p> <p>c. 泡消火薬剤混合装置 容量 1,000L 台数 1（予備1）</p>	<p>第9.7.1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要仕様</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）及び放水設備（泡消火設備）</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車 兼用する設備は以下の通り。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</p> <p>型式 うず巻形 台数 1（予備1）※1 容量 約1,320m³/h（1台当たり） 約1,440m³/h（1台当たり）</p> <p>吐出圧力 約1.4MPa[gage] ※1 容量約1,320m³/hの可搬型大容量海水送水ポンプ車と容量約1,440m³/hの可搬型大容量海水送水ポンプ車を合わせて台数は1台（予備1台）とする。</p> <p>b. 放水砲 兼用する設備は以下の通り。 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>型式 移動式ノズル 台数 1（予備1）</p> <p>c. 泡混合設備 容量 2m³ 台数 1（予備1）</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、泊は既設置許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

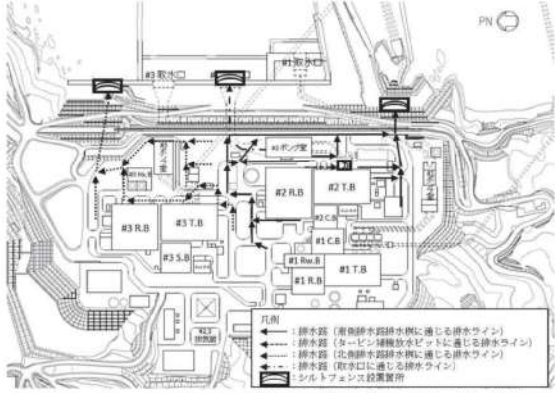
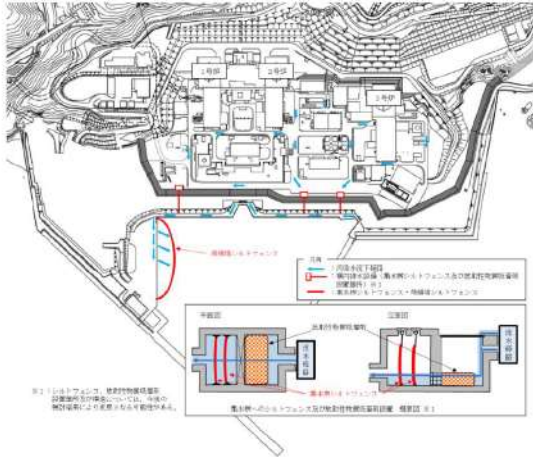
第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) シルトフェンス (3号及び4号炉共用)</p> <p>型式 フロート式 (カーテン付)</p> <p>(a) 取水路側</p> <p>型式 フロート式 (カーテン付)</p> <p>組数 2 (予備1※1)</p> <p>幅 約35m (幅約20m/本を1本, 幅約15m/本を1本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約7m (1組当たり)</p> <p>組数 2 (予備1※1)</p> <p>幅 約10m (幅約10m/本を1本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約7m (1組当たり)</p> <p>(b) 放水路側</p> <p>組数 2 (予備1※2)</p> <p>幅 約5.4m (幅約5.4m/本を2本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約12m (1組当たり)</p> <p>組数 2 (予備1※2)</p> <p>幅 約5.8m (幅約5.8m/本を2本で1組として2組を保管)</p> <p>高さ 約12m (1組当たり)</p> <p>※1 取水路側用として, 幅約35mを予備1組 (幅約20m/本を1本, 幅約15m/本を1本で1組として保管), 幅約10mを予備1組 (幅約10m/本を1本で1組として保管)</p> <p>※2 放水路側用として, 幅約5.4mを予備1組 (幅約5.4m/本を2本で1組として保管), 幅約5.8mを予備1組 (幅約5.8m/本を2本で1組として保管)</p> <p>(3) 送水車</p> <p>型式 高圧2段バランスタービンポンプ</p> <p>台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1)</p> <p>容量 約300m³/h (1台当たり)</p> <p>吐出圧力 約1.3MPa [gage]</p> <p>(4) スプレイヘッド</p> <p>個数 2 (3号及び4号炉共用の予備2)</p>	<p>(2) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</p> <p>a. シルトフェンス</p> <p>(a) 南側排水路排水樹用</p> <p>組数 2 (予備1)</p> <p>高さ 約5m</p> <p>幅 約5m (1組当たり)</p> <p>(b) タービン補機放水ビット用</p> <p>組数 2 (予備1)</p> <p>高さ 約7m</p> <p>幅 約5m (1組当たり)</p> <p>(c) 北側排水路排水樹用</p> <p>組数 2 (予備1)</p> <p>高さ 約6m</p> <p>幅 約11m (1組当たり)</p> <p>(d) 取水口用</p> <p>組数 2 (予備1)</p> <p>高さ 約12m</p> <p>幅 約60m (1組当たり)</p>	<p>(2) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</p> <p>a. 集水樹シルトフェンス</p> <p>組数 2 (予備1) ※1</p> <p>高さ 約5m</p> <p>幅 約6m (1組当たり)</p> <p>※1 構内排水設備の集水樹3箇所組数を設置するため, 組数は6 (予備3) を保管する</p> <p>(3) スプレイ設備 (大気への拡散抑制設備)</p> <p>a. 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 可搬型スプレイノズル</p> <p>第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

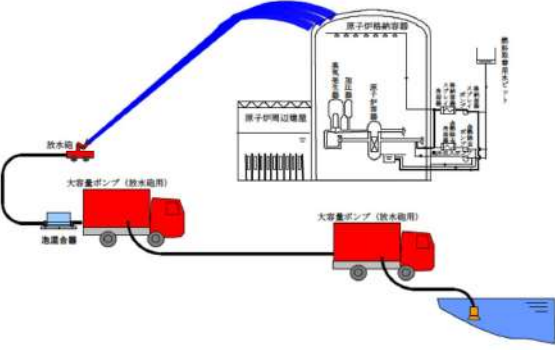
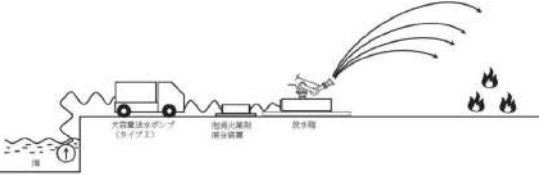
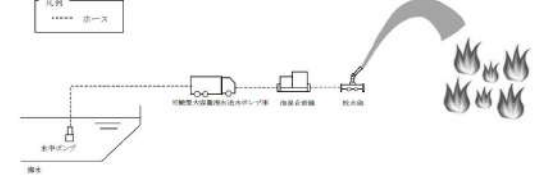
大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (1)</p>	<p>第9.7-1図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備系統概要図 (放水設備 (大気への拡散抑制設備) による大気への放射性物質の拡散抑制)</p>  <p>本記載は、伊方の参考掲載</p>	 <p>第9.7.1図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備系統概要図 (1) 放水設備 (大気への拡散抑制設備) 及びスプレー設備 (大気への拡散抑制設備) による大気への放射性物質の拡散抑制</p>	<p>相違理由</p> <p>(参考) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川ではスプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレーを「放射性物質の拡散抑制」と位置づけていないが、泊は54条で記載している使用済燃料ピットへのスプレーを55条の「放射性物質の拡散を抑制するための設備」に位置づけて55条にも記載している。(伊方と同様) 対応方針の相違【差異④】 ・大飯では大気への拡散抑制としてスプレーヘッドを用いて建屋へ放水するが、泊は燃料取扱棟内で使用済燃料ピットへ放水する。(伊方と同様。)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 631 991" style="border: 2px solid black; height: 483px; width: 244px;"></div> <p data-bbox="118 1018 582 1038">発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図(2)</p> <div data-bbox="174 1059 530 1086" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="203 1064 501 1078">右図の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	 <p data-bbox="701 614 1220 678">第9.7-2図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備配置図 (海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)による海洋への放射性物質の拡散抑制)</p>	 <p data-bbox="1261 901 1803 965">第9.7.2図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 系統概要図(2) 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)による海洋への 拡散抑制</p>	<p data-bbox="1832 231 2033 252">設計方針の相違【差異③】</p> <ul data-bbox="1832 263 2161 399" style="list-style-type: none"> ・大飯と敷地レイアウト及び敷地外への放出流路が異なっているが、想定する流出箇所 にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散抑制する設計は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (3)</p>	 <p>第9.7-3図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備系統概要図 (放水設備 (泡消火設備) による航空機燃料火災への泡消火)</p>	 <p>第9.7.3図 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備系統概要図 (3) 放水設備 (泡消火設備) による航空機燃料火災への泡消火</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯3/4号炉 まとめ資料 (2017/5/19 提出版)		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第 1.12.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手段						
対応する重大事故等対応設備 対応する重大事故等対応設備 対応する重大事故等対応設備	対応手段 大気への拡散抑制 海洋への拡散抑制	対応設備 大気量ポンプ（雨水処理用） 雨水池 燃料油貯蔵タンク等 濃縮タンク等 タンクローリー等 シルトウォッシュ	評価分類 ^{a)} A	整備する中核要素 雨水池・シルトウォッシュによる放射性物質拡散抑制手段	中核の分類 SA再建 ^{b)}	【大飯】 記載方針の相違 ・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付人には記載しない表のため、女川同様削除する。
対応する重大事故等対応設備 対応する重大事故等対応設備 対応する重大事故等対応設備	対応手段 初期対応における消防火及び足場防止措置 航空機燃料火及への消防火	対応設備 化学消防自動車 付随動力ポンプ付水搬車 消防用舟着陸艇等 送水車（消防用）等 中置放水銃 消防用橋吊車 大気量ポンプ（雨水処理用） 雨水池 燃料油貯蔵タンク等 濃縮タンク等 タンクローリー等	評価分類 ^{a)} A	整備する中核要素 初期消火に関する手続 初期消火MBC体制	中核の分類 SA再建 ^{b)}	SA再建 ^{c)}

注1 大飯発電所 重大事故等対応設備における原子炉周辺区域等の活動に関する措置
 注2 大気量ポンプ（雨水処理用）の燃料供給に使用する。手続は「1.6 原子炉格納容器内の汚染防止のための手続等」にて整備する。
 注3 送水車が燃料供給に使用する設備のものである。手続は「1.6 原子炉格納容器内の汚染防止のための手続等」にて整備する。
 注4 送水車（消防用）は、消防火及び足場防止処置に使用するものである。
 注5 重大事故対応策として用いる設備の分類
 a) 当該表に適合する重大事故等対応設備 b) 27条に適合する重大事故等対応設備 c) 自主的対策として整備する重大事故等対応設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】</p> <p>< 添付資料 目次 ></p> <p>3.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.1 設置許可基準規則第55条への適合方針</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d)）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 e)）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 b), c), d)）</p> <p>(4) 自主対策設備の整備</p> <p>3.12.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）</p> <p>(3) 放水設備（泡消火設備）</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ（タイプII）</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p>	<p>2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】</p> <p>< 添付資料 目次 ></p> <p>2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>2.12.1 設置許可基準規則第55条への適合方針</p> <p>(1) 放水設備（大気への拡散抑制設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d)）</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 e)）</p> <p>(3) スプレイ設備（大気への拡散抑制設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d)）</p> <p>(4) 放水設備（泡消火設備）の配備（設置許可基準規則解釈の第1項 b), c), d)）</p> <p>(5) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>(ii) 放射性物質吸着剤及び荷揚場シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>(iii) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>(iv) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>2.12.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.12.2.1 放水設備（大気への拡散抑制設備）</p> <p>2.12.2.1.1 設備概要</p> <p>2.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>2.12.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p>	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、許可基準54条の適合方針である使用済燃料ピットへのスプレイについて、燃料上部からのスプレイによる放射性物質の拡散抑制効果があると判断し、本条の適合方針として設定している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、設定したSA手段について他条文と同様、一手段づつ設備概要及び43条適合性を記載している。 ・女川は、放射性物質の拡散抑制及び大規模火災の初期消火として設定した全手段を設備概要にて、小項目をたててまとめている。このため、主要設備～43条適合性についてもまとめて記載している。 ・泊の本箇所での記載に対応するのは、女川の「放水設備（大気への拡散抑制設備）」である。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p> <p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備 (大気への拡散抑制設備)</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</p> <p>(3) 放水設備 (泡消火設備)</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ (タイプ II)</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p> <p>2.12.2.2 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</p> <p>2.12.2.2.1 設備概要</p> <p>2.12.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 集水樹シルトフェンス</p> <p>2.12.2.2.3 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2.12.2.2.3.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>2.12.2.2.3.2 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p>	<p>相違理由</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊の本箇所での記載に対応するのは、女川の「海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)」である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備 (大気への拡散抑制設備)</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</p> <p>(3) 放水設備 (泡消火設備)</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ (タイプ II)</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号) 再掲</p>	<p>2.12.2.3 スプレイ設備 (大気への拡散抑制設備)</p> <p>2.12.2.3.1 設備概要</p> <p>2.12.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>(2) 可搬型スプレイノズル</p> <p>2.12.2.3.3 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2.12.2.3.3.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>2.12.2.3.3.2 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p>	<p><u>設計方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、許可基準 54 条の適合方針である使用済燃料ピットへのスプレイについて、燃料上部からのスプレイによる放射性物質の拡散抑制効果があると判断し、本条の適合方針として設定している。 <p><u>記載方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の本箇所での記載は、泊のみ設定する SA 手段であるため、女川の目次欄は同じであるが、泊内容と比較する SA 手段はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.12.2.1 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>3.12.2.1.1 設備概要</p> <p>(1) 放水設備 (大気への拡散抑制設備)</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</p> <p>(3) 放水設備 (泡消火設備)</p> <p>3.12.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ (タイプ II)</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) シルトフェンス</p> <p>(4) 泡消火薬剤混合装置</p> <p>3.12.2.1.3 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3.12.2.1.3.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>3.12.2.1.3.2 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p> <p style="text-align: right;">再掲</p>	<p>2.12.2.4 放水設備 (泡消火設備)</p> <p>2.12.2.4.1 設備概要</p> <p>2.12.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>(2) 放水砲</p> <p>(3) 泡混合設備</p> <p>2.12.2.4.3 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2.12.2.4.3.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>2.12.2.4.3.2 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号)</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号)</p> <p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号)</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>・泊の本箇所での記載に対応するのは、女川の「放水設備 (泡消火設備)」である。</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA56-9 r.9.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の 供給設備【56条】

令和5年10月
北海道電力株式会社

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較結果等を取りまとめた資料</p> <p>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</p> <p>1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】 ・新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。【比較表 p56-20】 ・まとめ資料の構成を女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】 ・重大事故等時に必要となる“水源”と“水の供給設備”に区分して記載する女川まとめ資料の構成とした。【全般】 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。【全般】 <p>c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替屋外給水タンクを廃止し、代替給水ピットを活用することに変更 <p>1-3) バックフィット関連事項</p> <p>なし</p> <p>2. 大飯発電所3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要</p> <p>2-1) 編集上の差異</p> <p>【差異A】 大飯では、56条に記載する重大事故対策に用いる「具体的な設備」について、「2.13.1.1 多様性、位置的分散」、「2.13.1.2 悪影響防止」等において設計方針を記載しているが、泊は、他条文に記載している設備は他条文を呼び込むことにより呼び込んだ条文のまとめ資料側で整理している。（女川2号炉と同様の編集方針である。）</p> <p>【差異B】 上記に関連するが、他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。）について、大飯では各対応手段ごとの文章末尾に記載していたが、泊では 5.7.2 設計方針 の末尾に一括して記載した。（女川2号炉、伊方3号炉と同様の編集方針である。）</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

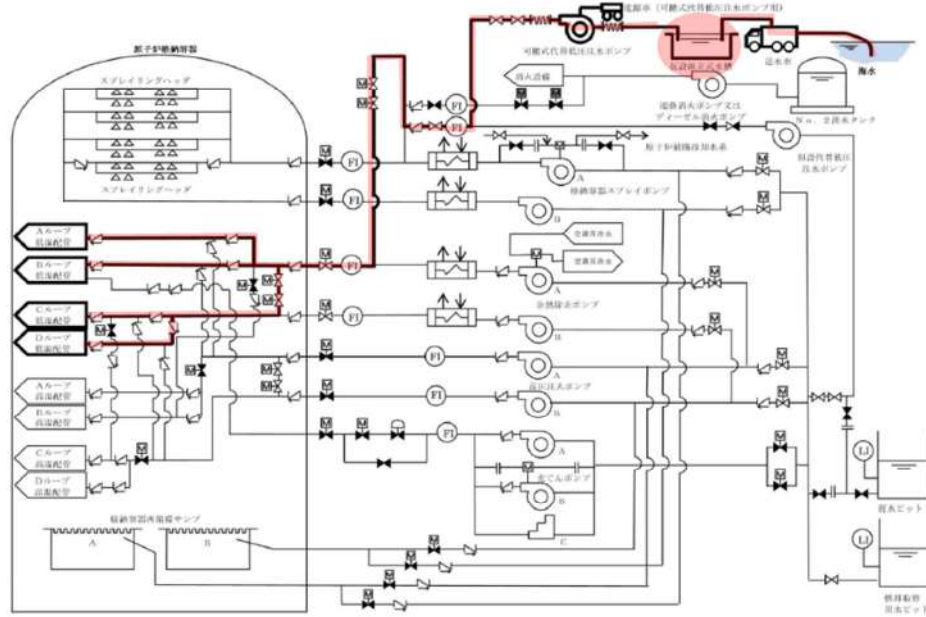
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2-2) 対応手順・設備の主要な差異（以降の差異は、泊の記載を“水源”と“水の供給設備”に区分して記載する女川まとめ資料の構成としたために、文章としての比較にはならないが、対応手順・設備の主要な差異として参考のために記載する。）</p> <p>【差異①】大飯では、充てんポンプの水源として復水ピット（泊3号炉の補助給水ピットに相当）を使用するが、泊では補助給水ピットを充てんポンプの水源としては使用しない。なお、泊は代替格納容器スプレイポンプの水源として補助給水ピットを使用する設計としており、代替炉心注水、代替格納容器スプレイにおける多様な淡水源を確保していることに相違はない。</p>			
		<p>大飯3/4号炉 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (56条概略系統図から引用)</p>	<p>泊3号炉 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (56条系統概要図から引用)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

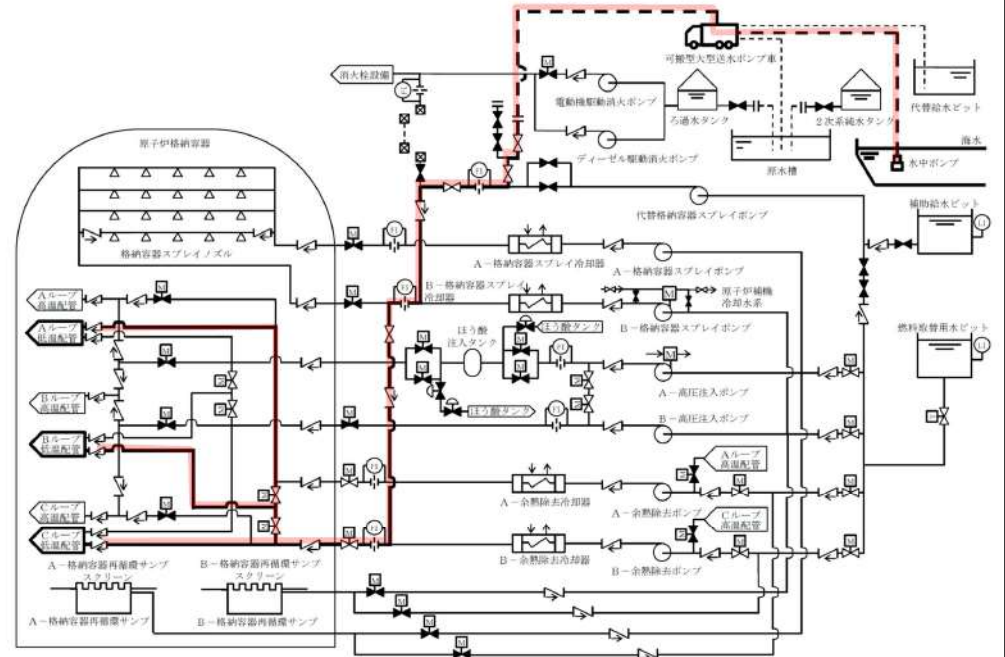
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【差異②】大飯では、水の供給に際して一旦水を貯留する仮設組立式水槽を用いる場合があるが、泊は可搬型大型送水ポンプ車にて水源の水を直接移送先へ送水する。



大飯3/4号炉 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)



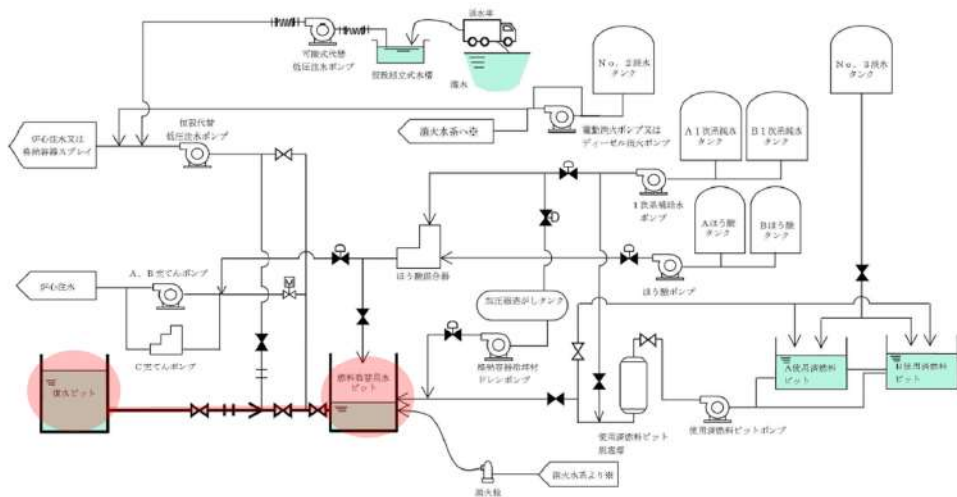
泊3号炉 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための設備 系統概要図

(47条系統概要図から引用)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

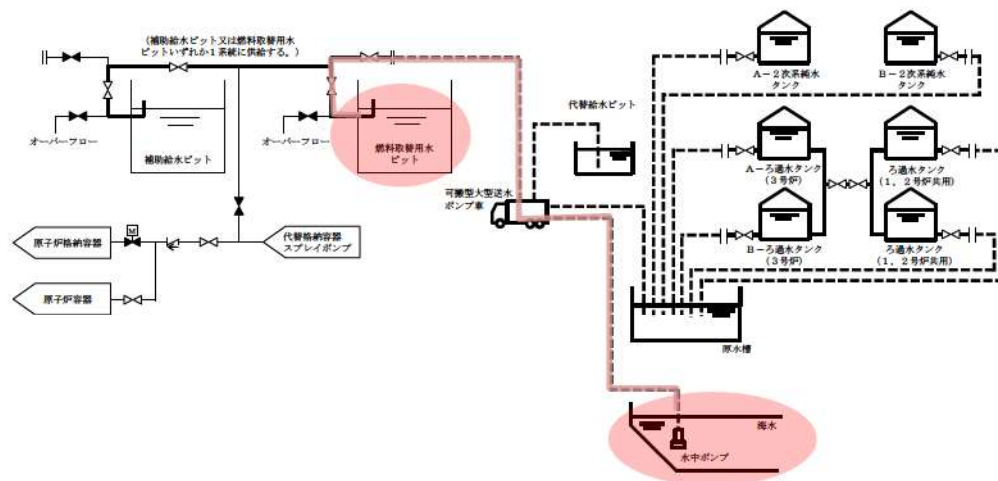
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【差異③】燃料取替用水ピットへの補給手段として、大飯は復水ピットからの水頭圧による補給、泊は可搬型大型送水ポンプ車による水源からの直接補給という補給手段に差異があるが、燃料取替用水ピットが枯渇した際の補給手段を用意していることに相違はない。
 （女川でも、復水貯蔵タンクに大容量ポンプ（タイプI）を用いて補給する手段を有している。）



大飯3/4号炉 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)



泊3号炉 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図

(56条系統概要図から引用)

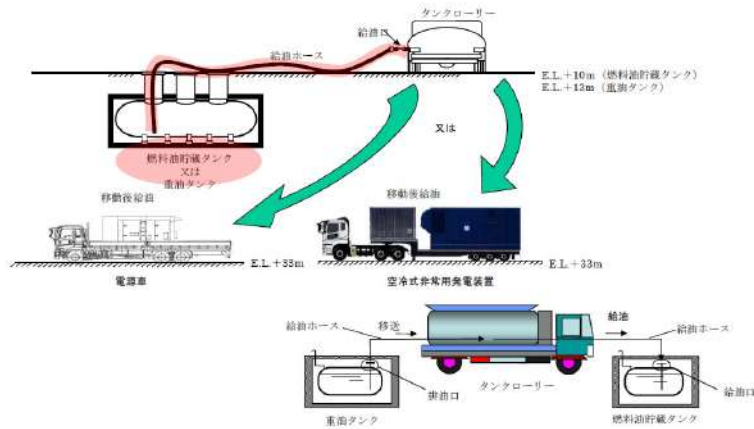
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉

差異理由

【差異④】 可搬型設備への燃料の給油のため、（可搬型）タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。（美浜3号と同様）



大飯3/4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

（可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用）

- ・空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
- ・上記以外の設備：軽油を使用
- ・重油の保管方法：燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
- ・燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ

泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

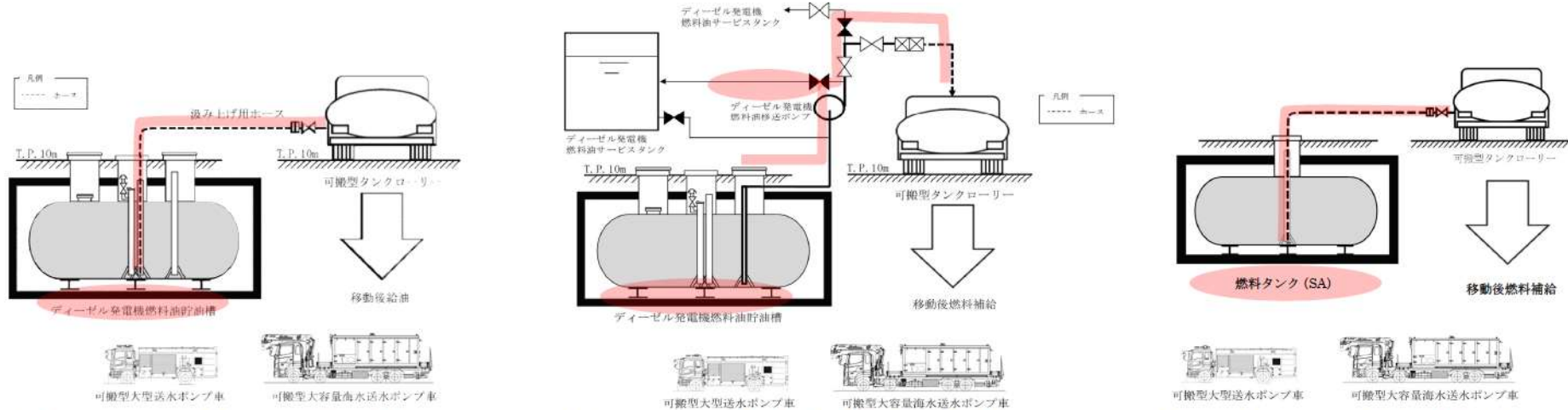
（可搬型設備の燃料として軽油のみ使用）

- ・燃料を必要とするSA設備：軽油を使用
- ・軽油の保管方法：ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）
- ・燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ

燃料補給に使用する設備は、泊は各代替電源設備の構成設備に含まれ各条SA手段の構成設備として個別に記載しておらず、大飯は各条SA手段の構成設備として記載していることから、大飯記載欄にのみ赤字識別を行っている。

大飯3/4号炉 補機駆動用燃料の汲み上げ

（57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している）



泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給（直接汲み上げ時）

泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時）

泊3号炉 燃料タンク（SA）から各設備への補給

（57条系統概要図から引用）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

2-3) 名称が違うが同等の設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉
復水ピット	補助給水ピット
送水車	可搬型大型送水ポンプ車
恒設代替低圧注水ポンプ	代替格納容器スプレイポンプ
タンクローリー	可搬型タンクローリー
大容量ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
スプレイヘッド	可搬型スプレイノズル
大容量ポンプ（放水砲用）	可搬型大容量海水送水ポンプ車

2-4) その他 3連比較表の作成方針

- ・ 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3/4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- ・ 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3/4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3/4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】</p> <p>2.13.1 適合方針</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備として以下の重大事故等対処設備（海から復水ピットへの補給、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給、海から使用済燃料ピットへの注水、代替再循環運転）及び代替水源を設ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">比較のため、12頁を再掲</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。</p> </div>	<p>5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】</p> <p>5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備</p> <p>5.7.1 概要</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の系統概要図を第5.7-1図から第5.7-11図に示す。</p> <p>5.7.2 設計方針</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、重大事故等の収束に必要となる水源として、復水貯蔵タンク、サプレッションチェンバ及びほう酸水注入系貯蔵タンクを設ける。これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を設ける。また、淡水が枯渇した場合に、海を水源として利用できる設計とする。</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備として、大容量送水ポンプ（タイプI）を設ける。また、海を利用するために必要な設備として、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）を設ける。</p> <p>代替水源からの移送ルートを確認し、ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】</p> <p>5.7 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</p> <p>5.7.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設には、想定される重大事故等に対処するための水源として必要な量の水を貯留するための重大事故等対処設備を設置する。また、海その他の水源から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備の系統概要図を第5.7.1図から第5.7.9図に示す。</p> <p>5.7.2 設計方針</p> <p>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備のうち、重大事故等時に必要となる水源として、補助給水ピット、燃料取替用水ピット及びほう酸タンクを設ける。これら重大事故等時に必要となる水源とは別に、代替淡水源として代替給水ピット、2次系純水タンク、ろ過水タンク及び原水槽を設ける。</p> <p>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備のうち、海その他の水源から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するために必要な設備として、可搬型大型送水ポンプ車を設ける。また、海を利用するために必要な設備として、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車を設ける。</p> <p>各水源からの移送ルートを確認し、可搬型ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備のうち、一次冷却材喪失時に原子炉格納容器に水源を切り替える必要がある場合に、原子炉格納容器を水源とする再循環設備を代替することができる設備として、格納容器再循環サンプの水を供給するための設備を設ける。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川、大飯】 記載方針の相違 ・第56条の2022年9月14日改正内容を反映した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・泊は、大飯が56-12ページにて記載している重大事故対策も含めて、「水源」及び「水の供給設備」に整理して冒頭で記載する。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・第56条解釈2の再循環設備を代替することができる設備について記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット ・高圧注入ポンプ ・加圧器逃がし弁 <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>	<p>(1) 重大事故等の収束に必要となる水源</p> <p>a. 復水貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧代替注水系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源として復水貯蔵タンクを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク <p>各系統の詳細については、「5.3 非常用炉心冷却系」、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.8 原子炉隔離時冷却系」、「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>(1) 重大事故等時に必要となる水源</p> <p>a. 補助給水ピットを水源とした場合に用いる設備</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において、発電用原子炉の緊急停止に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合、又は想定される重大事故等時において、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である原子炉出力抑制、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である蒸気発生器2次側からの除熱の水源として補助給水ピットを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ピット <p>各手段の詳細については、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」、「5.11 2次冷却設備」、「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」、「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「9.5 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.6 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>【比較表記載方針の注記】</p> <p>本ページ以降、「水源」及び「水の供給設備」に整理して従来PWRの記載を全面的に見直している。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯の1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として使用する燃料取替用水ピットは、次ページb.に記載する。 <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、原子炉出力抑制においても補助給水ピットを水源として使用するため、「緊急停止機能が喪失した場合」も記載する。 <p>【泊記載内容の補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ピットを水源として用いる重大事故等対処設備は、44条(6.8)、45条(5.4, 5.11)、46条(5.5, 5.11)、47条(5.6, 5.11)、48条(5.10, 5.11)、49条(9.4)、50条(9.5)、51条(9.6)において設定している手段である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海から復水ピットへの補給）として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>b. サプレッションチェンバを水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、原子炉压力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）及び残留熱除去系（サプレッションプール水冷却モード）の水源として、サプレッションチェンバを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションチェンバ <p>各系統の詳細については、「5.2 残留熱除去系」、「5.3 非常用炉心冷却系」、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>b. 燃料取替用水ピットを水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入、1次冷却系のフイードアンドブリード、炉心注水、代替炉心注水、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ並びに重大事故等対処設備（設計基準拡張）である炉心注水、低圧注入系及び格納容器スプレイの水源として、燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット <p>各手段の詳細については、「5.3 非常用炉心冷却設備」、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」、「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」、「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「9.5 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.6 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯が記載している送水車による復水ピットへの補給に相当する泊の手段は、56-7ページの(2)a. 補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備に記載する。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント型式の相違のため、重大事故等対処設備として使用する水源及び当該水源を用いる手段が相違する。</p> <p>【泊記載内容の補足】 ・燃料取替用水ピットを水源として用いる重大事故等対処設備は、44条(6.8)、45条(5.4)、46条(5.5)、47条(5.3, 5.6)、49条(9.2, 9.4)、50条(9.2, 9.5)、51条(9.6)において設定している手段である。</p> <p>【大飯】 設備の相違【差異④】 ・大飯3/4号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶で必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型ポンプの燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)を用い、タンクローリーによる貯油槽又は燃料タンク(SA)からの直接汲み上げ若しくは燃料油移送ポンプを用いて貯油槽からタンクローリーに移送して使用する。(以降、差異理由は省略)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び充てんポンプによる代替炉心注水の水源として、代替水源である給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉又は原子炉格納容器へ水を注水する設計とする。</p> <p>また、充てんポンプは、原子炉へ水を注水する設計とする。恒設代替低圧注水ポンプの電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置より、代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。</p> <p>また、充てんポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット ・恒設代替低圧注水ポンプ ・充てんポンプ ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・代替所内電気設備変圧器（2.14 電源設備【57条】） <p>化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について、重大事故等対処設備として設計を行う。</p> <p>その他重大事故等に使用する設計基準事故対処設備としては、充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。また、空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>c. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入系の水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンクを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系貯蔵タンク（6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備） <p>本系統の詳細については、「6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p>	<p>c. ほう酸タンクを水源とした場合に用いる設備</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において、発電用原子炉の緊急停止に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入の水源として、ほう酸タンクを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸タンク（6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備） <p>本手段の詳細については、「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・泊では、44条（6.8）のほう酸水注入においてほう酸タンクを水源として使用するため、「緊急停止機能が喪失した場合」と記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯の代替炉心注水の水源として使用する復水ピットに相当する泊の補助給水ピットは、56-2ページa.に記載する。 ・ほう酸タンクを水源とするほう酸水注入は、大飯でも44条に整理しているが、56条の水源としては整理していない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としない。（充てんポンプによる代替炉心注水は、47条にて記載する。） ・再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して原子炉への注水及び格納容器スプレイ系を介して格納容器スプレイができる設計とする。全交流動力電源が喪失した場合においても可搬式代替低圧注水ポンプの駆動源は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）から給電できる設計とする。電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・仮設組立式水槽 ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ・送水車 ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>d. 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系への水補給及び原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）の水源として、代替淡水源である淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を使用する。</p> <p>各系統の詳細については、「4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>d. 代替淡水源を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための水源であるとともに、原子炉容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水の水源として、また、使用済燃料ピットの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレイの水源として、代替淡水源である代替給水ピット、2次系純水タンク、ろ過水タンク及び原水槽を使用する。</p> <p>各手段の詳細については、海を水源とする場合の手段として「4.2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及び「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯の可搬式代替低圧注水ポンプに相当する泊の可搬型大型送水ポンプ車は、56-6ページe.に記載する。 <p>【大飯】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、大飯と有効性評価における代替格納容器スプレイの対応方法が相違している。大飯では常設ポンプによる代替格納容器スプレイを実施した後、燃料取替用水ピットが枯渇する前に可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイに切り替える対応とするのに対し、泊は常設ポンプによる代替格納容器スプレイを実施した後、水源が枯渇する前に水源に補給する対応をする。そのため、泊では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは、自主対策設備として整備しているため、本条では代替炉心注水のみを記載している。（代替格納容器スプレイの詳細は49条参照） <p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車にて海水を直接炉心へ注水するため、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、重油タンク、軽油ドラム缶は使用しない。また、可搬型大型送水ポンプ車は車両エンジンを駆動源とすることから、電源車は使用しない。 <p>【泊記載内容の補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車で、代替給水ピット、2次系純水タンク、ろ過水タンク、原水槽を水源として使用する手段は、自主対策設備のため、47条及び54条には海を水源として使用する手段のみを記載しているが、使用する設備は同一であり“海を水源とする場合の手段として…記載する”との記載をした。（淡水源を使用する手段を自主対策設備とするのは大飯と同様。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給）として、給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>復水ピットは、復水ピットから燃料取替用水ピットへの移送ラインにより、燃料取替用水ピットへ水頭圧にて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット 	<p>e. 海を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合には、復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）及び原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）及び燃料プールのスプレイ系（可搬型）の水源として海を利用するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ（タイプ I）を使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）は、海水を各系統へ供給できる設計とする。また、原子炉補機代替冷却水系の大容量送水ポンプ（タイプ I）並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及び放水設備（泡消火設備）の大容量送水ポンプ（タイプ II）の水源として海を使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）及び大容量送水ポンプ（タイプ II）の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプ I） ・大容量送水ポンプ（タイプ II） ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>各系統の詳細については、「4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」、「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「9.4 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」及び「9.7 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に記載する。</p>	<p>e. 海を水源とした場合に用いる設備</p> <p>想定される重大事故等時において、淡水が枯渇した場合には、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための水源であるとともに、原子炉容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水の水源として、また、使用済燃料ピットの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレイの水源として海を利用するための重大事故等対処設備として、可搬型大型送水ポンプ車を使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、海水を各系統へ供給できる設計とする。また、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び原子炉格納容器内の水素濃度監視の可搬型大型送水ポンプ車並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及び放水設備（泡消火設備）の可搬型大容量海水送水ポンプ車の水源として海を使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、可搬型ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>各系統の詳細については、「4.2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「9.7 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」、「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「9.5 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 設計方針の相違【差異③】 ・大飯は、復水ピットから燃料取替用水ピットへ水頭圧で補給する設計としているのに対し、泊3号炉は、燃料取替用水ピットへ可搬型大型送水ポンプ車により補給する設計としている。燃料取替用水ピットへ補給する手段を有していることは同様。 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの供給は、56-7 ページ(2)a.に記載する。</p> <p>【大飯】 設備の相違【差異③】 【女川】 設備の相違 ・女川は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクで必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型ポンプの燃料として既設のディーゼル発電機の燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）を用い、タンクローリによる貯油槽又は燃料タンク（SA）からの直接汲み上げ若しくは燃料油移送ポンプを用いて貯油槽からタンクローリに移送して使用する。（以降、差異理由は省略） 【泊記載内容の補足】 ・泊で海を水源として用いる重大事故等対処設備は、47条（5.6）、48条（5.10）、49条（9.4）、50条（9.5）、52条（9.7）、54条（4.2）、55条（9.7）において設定している手段である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 水源へ水を供給するための設備</p> <p>a. 復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備</p> <p>重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ淡水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ（タイプI）を使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、代替淡水源である淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。</p> <p>また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ海水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ（タイプI）を使用する。</p> <p>さらに、代替淡水源である淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）の淡水が枯渇した場合に、海水を供給するための重大事故等対処設備として、大容量送水ポンプ（タイプII）を使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、海水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、海水を淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ供給できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本システムの流路として、補給水系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室並びに設計基準対象施設である復水貯蔵タンクを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(2) 水源へ水を供給するための設備</p> <p>a. 補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備</p> <p>重大事故等時に必要な水源である補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ淡水又は海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型大型送水ポンプ車を使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、代替淡水源である代替給水ピット、2次系純水タンク、ろ過水タンク、原水槽の淡水を2次冷却設備のうち補助給水設備の配管及び非常用炉心冷却設備の配管を経由して補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ供給できる設計とする。</p> <p>また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等時に必要な水源である補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ海水を供給するための重大事故等対処設備として、可搬型大型送水ポンプ車を使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、海水を2次冷却設備のうち補助給水設備の配管及び非常用炉心冷却設備の配管を経由して補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ供給できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） <p>本システムの流路として、2次冷却設備のうち補助給水設備の配管及び弁、非常用炉心冷却設備の配管及び弁並びに可搬型ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室並びに設計基準対象施設である補助給水ピット及び燃料取替用水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は淡水を水源とする場合も海を水源とする場合も同一の可搬型大型送水ポンプ車を使用するため、“淡水又は海水を供給”と記載する。</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は淡水貯水槽に海水を供給する運用としているが、泊は海から供給先（補助給水ピット、燃料取替用水ピット）にポンプ車により直接供給する運用としている。運用は相違するが、海水を供給可能な設計に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（高圧再循環運転）として、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。</p> <p>格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプは、安全注入系統により高圧再循環運転できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20.1 次冷却設備」にて記載する。</p>		<p>(3)原子炉格納容器を水源として水を供給するための設備</p> <p>a. 格納容器再循環サンプの水を供給するための設備</p> <p>想定される重大事故等時において、再循環運転に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替再循環運転に使用する重大事故等対処設備として、原子炉格納容器スプレイ設備のB一格納容器スプレイポンプを、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として、非常用炉心冷却設備のA-高圧注入ポンプを使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B一格納容器スプレイポンプ（5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備） ・A-高圧注入ポンプ（5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプを重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>各設備の詳細については、「5.3 非常用炉心冷却設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」及び「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に記載する。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・第56条解釈2の再循環設備を代替することができる設備について記載する。</p> <p>【泊記載内容の補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47条(5.6)において、LOCA時に、B一格納容器スプレイポンプで代替再循環運転をする手段を重大事故等対処設備として設定している。 ・47条(5.3)において、SBO又は補機冷却機能喪失時に、A-高圧注入ポンプを海水冷却することで代替再循環運転をする手段で、A-高圧注入ポンプを重大事故等対処設備（設計基準拡張）として設定している。 ・47条(5.3)において、LOCA時に、高圧注入ポンプで再循環運転をする手段を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として設定している。 ・47条(5.3)において、余熱除去設備が使用可能な場合に、余熱除去ポンプで再循環運転をする手段を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として設定している。 ・49条(9.2)において、格納容器スプレイ設備が使用可能な場合に、格納容器スプレイポンプで再循環運転をする手段を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として設定している。 ・水を供給する設備として、上記の各ポンプのうち代替再循環運転で使用するB一格納容器スプレイポンプとA-高圧注入ポンプを主要な設備として記載し、再循環運転で使用するポンプは「その他」の段落で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として記載する。 ・いずれも他条文にて記載する手段であり、記載は56-4ページ(1)c.を参考とした。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、原子炉格納容器スプレイ設備のA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器並びに非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプ及びA格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。</p> <p>非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプを水源とするA格納容器スプレイポンプは、A格納容器スプレイ冷却器を介して、代替再循環運転できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A格納容器スプレイポンプ ・A格納容器スプレイ冷却器 ・A格納容器再循環サンプ ・A格納容器再循環サンプスクリーン <p>その他重大事故等に使用する設計基準事故対処設備としては、A格納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯のA格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転に相当する泊の代替再循環運転は、56-8ページ(3)a.に記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のB高圧注入ポンプ、B格納容器再循環サンプ、B格納容器再循環サンプスクリーン、大容量ポンプ、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>海を水源とする大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。B格納容器再循環サンプを水源とするB高圧注入ポンプは、代替補機冷却を用いることで高圧代替再循環運転ができる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。B高圧注入ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。大容量ポンプ及び空冷式非常用発電装置の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B高圧注入ポンプ ・ 大容量ポンプ（3号及び4号炉共用） ・ 燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ 重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） ・ B格納容器再循環サンプ ・ B格納容器再循環サンプスクリーン ・ 空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） <p>原子炉補機冷却海水設備を構成するA、B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川審査実績の反映 ・ 大飯のB高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転に相当する泊の代替再循環運転は、56-8 ページ(3)a.に記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>海を水源とする送水車は、可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯の海から使用済燃料ピットへの注水に相当する泊の使用済燃料ピットへの注水は、56-6 ページ(1)e. に記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の可搬型スプレー設備（使用済燃料ピットへのスプレー）及び放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>本記載は、1頁に繰上げ掲載</p> </div> <p>可搬型スプレー設備（使用済燃料ピットへのスプレー）又は放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、送水車、スプレーヘッド及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>送水車は、可搬型ホース及びスプレーヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレー又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・スプレーヘッド ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>			<p>【大阪】 記載方針の相違 ・設備の目的を記載する文章であり、56-1ページにて記載する。</p> <p>【大阪】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大阪の使用済燃料ピットへのスプレー及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に相当する泊の使用済燃料ピットへのスプレーは、56-6 ページ(1)e.に記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できる設計とするとともに、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・放水砲（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯の原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に相当する泊の放水設備（大気への拡散抑制設備）は、56-6 ページ(1)e. に記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>復水ピット枯渇又は破損時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、No. 3淡水タンク、2次系純水タンク及び脱気器タンク並びに蒸気発生器2次側による炉心冷却の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として燃料取替用水ピットを確保する。</p> <p>復水ピット枯渇時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、No. 2, 3淡水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における炉心注水のための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、No. 2淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇時における炉心注水のための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、No. 2, 3淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における格納容器スプレイのための代替淡水源として、No. 2淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇時における格納容器スプレイのための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、No. 2, 3淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における使用済燃料ピット注水のための代替淡水源として、No. 2, 3淡水タンク及び1次系純水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。さらに、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい時も、海を水源として使用できる設計とする。</p>	<p>ほう酸水注入系については、「6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p> <p>燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>ほう酸水注入については、「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p> <p>燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p> <p>代替再循環運転については、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>再循環運転については、「5.3 非常用炉心冷却設備」及び「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・大飯は、各手段ごとの記載の後ろに自主対策設備の手段を含めて使用可能な代替淡水源を列挙している。泊は、重大事故対処設備である可搬型大型送水ポンプ車を使用する手段で使用する代替淡水源を56-5ページ(1)dに記載する。 ・なお、自主対策設備で使用可能な他の淡水源（脱気器タンク、1次系純水タンク等）は補足説明資料「その他設備」にて整理する。 <p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第56条解釈2の再循環設備を代替することができる設備として記載する56-8ページ(3)a.の設備の詳細記載箇所を記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.13.1.1 多様性，位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等について」に示す。</p> <p>代替水源として1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する燃料取替用水ビット，高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁は，蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する復水ビットに対して異なる水源として設計する。</p> <p>また，燃料取替用水ビットを水源とすることで，復水ビットを水源として使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは，設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁は，原子炉格納容器内に設置し，燃料取替用水ビット及び高圧注入ポンプは，復水ビットと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>復水ビットの補給に使用する，送水車及び可搬型ホースは，屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替水源として代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する復水ビット，恒設代替低圧注水ポンプ及び充てんポンプは，燃料取替用水ビットを水源として使用する炉心注水及び格納容器スプレイに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ及び充てんポンプは，設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>復水ビットは，燃料取替用水ビットと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは，原子炉周辺建屋内の高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>充てんポンプは，高圧注入ポンプと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>5.7.2.1 多様性，位置的分散 基本設計については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系，低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ），低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ），原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の多様性，位置的分散については、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>サブプレッションチェーンパを水源とする代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の多様性，位置的分散については、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>5.7.2.1 多様性，位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>補助給水ビットを水源とする原子炉出力抑制，代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの多様性，位置的分散については、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」，「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」，「9.5 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.6 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>燃料取替用水ビットを水源とするほう酸水注入，1次冷却系のフィードアンドブリード，炉心注水，代替炉心注水，格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイの多様性，位置的分散については、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」，「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」，「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」，「9.5 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.6 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて多様性，位置的分散を記載する設備は，当該条文を引用する。（女川と同様）</p> <p>【泊記載内容の補足】 ・56-2 ページに記載した補助給水ビットを水源として用いる手段のうち，蒸気発生器2次側からの除熱は，重大事故等対処設備（設計基準拡張）であり，重大事故等時に機能を期待する設計基準対象施設のため，多様性，位置的分散は記載しない。（女川と同様。）</p> <p>【泊記載内容の補足】 ・56-3 ページに記載した燃料取替用水ビットを水源として用いる手段のうち，炉心注水，低圧注入系及び格納容器スプレイは，重大事故等対処設備（設計基準拡張）であり，重大事故等時に機能を期待する設計基準対象施設のため，多様性，位置的分散は記載していない。（女川と同様。）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・代替水源として補助給水ビットを使用する手段を記載しているが，泊3号炉では，充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ビットを水源としないため，本条では充てんポンプによる代替炉心注水は記載対象外。（充てんポンプによる代替炉心注水は，47条にて記載する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替水源として代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、送水車により海水を水源とすることで、燃料取替用水ピットを水源として使用する炉心注水及び格納容器スプレイに対して異なる系統の水源として設計する。また、復水ピットを水源として使用する代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに対しても異なる系統の水源として設計する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）より、独立した電源供給ラインから給電することにより、多様性をもった電源より駆動できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車及び可搬型ホースは、原子炉周辺建屋内の燃料取替用水ピット及び復水ピットと屋外の離れた位置に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプを使用した高圧再循環運転は、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器による低圧再循環運転に対して多重性を持つ設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは、原子炉周辺建屋内の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と異なる区画に設置し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転は、原子炉格納容器スプレイ設備のA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器により再循環運転できることで、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプによる再循環運転に対して多重性を持つ設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器は、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプに対し原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>高圧代替再循環運転時においてB高圧注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、大容量ポンプを使用するB高圧注入ポンプへの代替補機冷却は、大容量ポンプを水冷式のディーゼル駆動とすることで海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用する補機冷却に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外の複数の異なる場所に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、屋外の複数の異なる場所に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、屋外の複数の異なる場所に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、屋外の複数の異なる場所に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【泊記載内容の補足】【差異A】</p> <p>・56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備は、47条（5.3、5.6）及び49条（9.2）に詳細を記載する設備であり、56-4ページのほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備の多様性、位置的分散を56条に記載していないのと同様、泊でも多様性、位置的分散は記載しない。（女川と同様。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>B高圧注入ポンプは、A高圧注入ポンプに対し原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大容量ポンプ及び可搬型ホース等は、屋外の海水ポンプ、制御建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対し屋外の離れた位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大容量ポンプの接続箇所は、接続口から地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に、複数箇所設置する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する送水車並びに使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する送水車及びスプレイヘッダは、海水を注水できることで、使用済燃料ピットへの注水に使用する燃料取替用水ピットに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>送水車、スプレイヘッダ及び可搬型ホースは、屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び可搬型ホースは、屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・使用方法によらず、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車の多様性、位置的分散は前ページに記載している。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.13.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>復水ピットへ補給する送水車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ並びに充てんポンプによる代替炉心注水に使用する復水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には復水ピットと恒設代替低圧注水ポンプをディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源に使用する仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>5.7.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>復水貯蔵タンク及びサブプレッションチェンバは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、通常時は接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>5.7.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>補助給水ピット及び燃料取替用水ピットは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とするか、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、通常時は接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、他の設備から独立して保管及び使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて悪影響防止を記載する設備は、当該条文側で記載する。（女川と同様）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・補助給水ピットは、原子炉出力抑制に使用する場合には“DBと同じ系統構成”で使用するため、「設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用」も記載する。 ・燃料取替用水ピットは、ほう酸水注入や1次冷却系のフィードアンドブリード等に使用する場合には“DBと同じ系統構成”で使用するため、「設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用」も記載する。 ・両ピットとも、代替炉心注水、代替格納容器スプレイ等に使用する場合には「重大事故等対処設備としての系統構成」とする。</p> <p>設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としない。</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉では、ディスタンスピースは使用せず、弁により分離する。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊の可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放水設備としてのみ使用するため、系統への悪影響防止のための弁操作等はないことから、別文章として55条と同様の記載とする。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に使用する復水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には燃料取替用水ピットと復水ピットをディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>高圧再循環運転に使用する高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替再循環運転に使用するA格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器、A格納容器再循環サンプ、A格納容器再循環サンプスクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>高圧代替再循環運転に使用するB高圧注入ポンプ、B格納容器再循環サンプ、B格納容器再循環サンプスクリーン、A、B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、大容量ポンプより供給される海水を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には原子炉補機冷却水系と原子炉補機冷却海水系をディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの注水に使用する送水車及び使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する送水車及びスプレイヘッドは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、他の設備から独立して一体で使用可能な</p>			<p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・泊3号炉では、補助給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給はせず、燃料取替用水ピットへは可搬型大型送水ポンプ車による補給をする。</p> <p>【泊記載内容の補足】【差異A】 ・56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備は、47条（5.3、5.6）及び49条（9.2）に詳細を記載する設備であり、56-4ページのほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備の悪影響防止を56条に記載していないのと同様、泊でも悪影響防止は記載しない。（女川と同様。）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・使用方法によらず、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車の系統的悪影響の防止は前ページに記載している。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ、仮設組立式水槽、放水砲及びスプレイヘッドは、車両等により運搬、移動した後、人力により運搬し所定の場所に配置するとともに、アウトリガーの設置等により固定し他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>送水車、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.13.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>仮設組立式水槽は、燃料取替用水ピットの枯渇又は破損に対する代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として使用する。仮設組立式水槽は、送水車による補給量と可搬式代替低圧注水ポンプによる送水量のバランスにより満水状態で運用するが、送水車による仮設組立式水槽への補給が停止しても、可搬式代替低圧注水ポンプ停止まで仮設組立式水槽が枯渇しない容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1基使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2基、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1基（3号及び4号炉共用）の合計5基を分散して保管する設計とする。</p> <p>送水車は、復水ピットの枯渇に対する復水ピットへの補給並びに燃料取替用水ピットの枯渇又は破損に対する代替炉心注水、代替格納容器スプレイ又は使用済燃料ピットへの注水としての水源及び水の供給設備の機能を同時に使用した場合に必要な容量を有する設計とする。また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイすることにより、燃料損傷の進行緩和及び臨界防止並びに、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量を有する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水することにより、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>5.7.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p>	<p>5.7.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>該当無し</p> </div>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて容量等を記載する設備は、当該条文側で記載する。（女川と同様）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯は、仮設組立式水槽に送水車で補給し、仮設組立式水槽を中間水槽として使用するが、泊では中間水槽は使用せず、可搬型大型送水ポンプ車により直接送水する。 ・大飯の送水車に相当する可搬型大型送水ポンプ車については、P56-23ページにて記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として使用する燃料取替用水ピットは、復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替淡水源として十分な容量を有する設計とする。</p> <p>炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の復水ピットを代替水源とした代替注水として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な炉心注水流量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。また、復水ピットを代替水源とした炉心注水として使用する充てんポンプは、設計基準事故時の化学体積制御設備としてほう酸水を1次冷却系に注水する機能と一部を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替格納容器スプレイとして使用する恒設代替低圧注水ポンプは、炉心崩壊熱により加圧された原子炉格納容器の破損を防止するための必要な注水流量に対して十分な容量を有する設計とする。</p> <p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として使用する復水ピットは、燃料取替用水ピットに対し、海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p>	<p>復水貯蔵タンクは、設計基準対象施設と兼用しており、設計基準対象施設としての容量が、想定される重大事故等時において、代替淡水源又は海を使用するまでの間に必要な容量を有しているため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</p> <p>サブプレッションチェンバは、設計基準対象施設と兼用しており、設計基準対象施設としての保有水量での水頭が、想定される重大事故等時において、代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）で使用する代替循環冷却ポンプの必要有効吸込水頭の確保に必要な容量に対して十分であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</p>	<p>補助給水ピットは、設計基準対象施設と兼用しており、設計基準対象施設としての容量が、想定される重大事故等時において、代替淡水源又は海を使用するまでの間に必要な容量を有しているため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準対象施設と兼用しており、設計基準対象施設としての容量が、想定される重大事故等時において、代替淡水源又は海を使用するまでの間に必要な容量を有しているため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する代替格納容器スプレイポンプは47条及び49条にて記載する。(56-2ページ(1)a.で、それぞれの条文において記載する整理としている女川と同様。) 設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異①、③】 ・大飯は、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施することから左記記載としたものと思われる。泊3号炉は、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ時に補助給水ピットを水源とできるが、補助給水ピットには、可搬型大型送水ポンプ車により淡水又は海水を補給する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合において代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、可搬式代替低圧注水ポンプを駆動するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合における高圧再循環運転として使用する高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器に溜まった水を1次冷却系に注水する設備と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合における代替再循環運転として使用するA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器は、設計基準事故時の格納容器スプレイ再循環運転と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のスプレイ流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な炉心注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、重大事故等の収束に必要な十分な量の水の供給が可能な容量を有するものを1セット1台使用する。また、原子炉補機代替冷却水系との同時使用時には更に1セット1台使用する。保有数は、2セットで4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給及び復水貯蔵タンクへの補給との同時使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。さらに、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールのスプレイ系（常設配管）又は燃料プールのスプレイ系（可搬型）のいずれか1系統の使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、想定される重大事故等時において、重大事故等の収束に必要な十分な量の水の供給が可能な容量を有するものを1セット1台使用する。また、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視との同時使用時には更に1セット1台使用する。注水設備及び除熱設備として1セット2台使用する可搬型大型送水ポンプ車の保有数は、2セットで4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を保管する。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車は、想定される重大事故等時において、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替炉心注水、補助給水ピットへの補給又は燃料取替用水ピットへの補給のいずれか1系統と使用済燃料ピットへの注水との同時使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯・女川】 設計方針の相違 ・泊3号炉では、保守点検用のバックアップとして1台を保管し、故障時と合わせてバックアップは2台保有する設計とする。</p> <p>【泊記載内容の補足】 ・左記の“また、”以降のポンプ車の複数供給先への同時使用を考慮した記載は、女川54条の記載と同様であり、泊も54条に記載した同時使用を考慮した記載と同文を記載している。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川は炉心/格納容器への注水/スプレイ/補給とSPP注水/スプレイのいずれか1系統の同時使用を考慮しているが、泊は可搬型ポンプによる格納容器スプレイは重大事故等対処設備ではない。また、代替炉心注水、補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットへ補給の同時使用は必要なく、いずれか1系統と使用済燃料ピットへの注水との同時使用に対して必要流量を確保する設計としている。（使用済燃料ピットへのスプレイとの同時使用を考慮しないのは大飯と同様であるが、大飯には同時使用に関する記載がない。）</p> <p>【泊記載内容の補足】【差異A】 ・56-8ページに記載した格納容器再循環サンプルを水源とした場合に用いる設備は、47条（5.3、5.6）及び49条（9.2）に詳細を記載する設備であり、56-4ページのほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備の容量等を56条に記載していないのと同様、泊でも容量等は記載しない。（女川と同様。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合における代替再循環運転として使用する格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、設計基準事故時の水源として原子炉格納容器内に溜まった水を各ポンプへ供給する槽及びろ過装置としての機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量等の仕様が、再循環運転時の水源として必要な容量等の仕様に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合における高圧代替再循環運転設備として使用するB高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器に溜まった水を1次冷却系に注水する設備と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>大容量ポンプは、代替補機冷却として使用し、3号炉及び4号炉で同時使用した場合に必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を分散して保管する設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・左記の代替補機冷却は、大飯の高圧代替再循環運転を実施する際のB高圧注入ポンプに対する代替補機冷却であり、代替再循環運転に使用する設備として47条に記載する設備である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）は、発電所外への放射性物質の拡散抑制、燃料損傷時に、できる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するために放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉周辺建屋等に放水でき、かつ、大容量ポンプ（放水砲用）2台を接続することで、3号炉及び4号炉の同時放水ができる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>スプレィヘッダは、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレィすること又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水し、燃料損傷の進行緩和、臨界防止、できる限り環境への放射性物質の放出を低減及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制することができるものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号炉共用）の合計6個を分散して保管する設計とする。</p> <p>放水砲は、発電所外への放射性物質の拡散抑制、燃料損傷時に、できる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するために放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉周辺建屋等に放水できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>可搬型ホースは、複数のルートを検討してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。なお、可搬型ホースの保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮しない。</p> <p>設備仕様については、表 2.13-1 に示す。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、想定される重大事故等時において、重大事故等の収束に必要な十分な量の水の供給が可能な容量を有するものを1セット1台使用する。また、大容量送水ポンプ（タイプII）は、放水設備（大気への拡散抑制設備）又は放水設備（泡消火設備）との同時使用時には更に1台使用する。大容量送水ポンプ（タイプII）の保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> <p>代替水源からのホースは、複数ルートを検討してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、想定される重大事故等時において、放水設備（大気への拡散抑制設備）又は放水設備（泡消火設備）として必要な放水が可能な容量を有するものを1セット1台使用する。可搬型大容量海水送水ポンプ車の保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>代替水源からの可搬型ホースは、複数ルートを検討してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。</p>	<p>【女川】 運用の相違 ・女川は大容量送水ポンプ（タイプII）を淡水貯水槽に海水を供給するために使用し、また放水設備としても使用する運用としているが、泊は可搬型大容量海水送水ポンプ車を放水設備としてのみ使用する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・使用済燃料ピットへのスプレィに使用する可搬型スプレィノズルは、54条にて記載する。（女川と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・放水砲は、55条にて記載する。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.13.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び可搬型ホースは、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>送水車、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とする。 送水車、大容量ポンプ及び大容量ポンプ（放水砲用）は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、恒設代替低圧注水ポンプ、A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器及び復水ピットは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ及びA格納容器スプレイポンプの操作は、中央制御室から可能な設計とする。 恒設代替低圧注水ポンプの操作は設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁、再生熱交換器、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、再循環運転時における保温材等のデブリの影響及び海水注水を行った場合の影響を考慮し、閉塞しない設計とする。 加圧器逃がし弁の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>5.7.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>復水貯蔵タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>サブプレッションチェンパは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 大容量送水ポンプ（タイプI）の常設設備との接続及び操作並びに系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所でも可能な設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）の操作等は、想定される重大事故等時において、設置場所でも可能な設計とする。 大容量送水ポンプ（タイプII）は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>5.7.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>補助給水ピットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車の常設設備との接続及び操作並びに系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所でも可能な設計とする。また、可搬型大型送水ポンプ車は、淡水だけでなく海水も使用するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の操作等は、想定される重大事故等時において、設置場所でも可能な設計とする。 可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて環境条件等を記載する設備は、当該条文側で記載する。（女川と同様） 設計方針の相違 ・泊3号炉では、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車は使用しない。 記載方針の相違【差異A】 ・放水砲は、55条にて記載する。（女川と同様） 【女川】 運用の相違 ・女川は、重大事故等対処設備の対応手段として淡水貯水槽の水を優先して使用し淡水貯水槽が枯渇した場合に海水を補給する運用であるが、泊は大飯と同様に重大事故等対処設備の対応手段として海水を使用する運用としており、「淡水を優先」という記載はしない。 記載方針の相違 ・“淡水を優先”ではなく海水も使用するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車の記載と同様に、異物の流入防止の考慮を記載する。 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて環境条件等を記載する設備は、当該条文側で記載する。（女川と同様） 設計方針の相違【差異D】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 設計方針の相違 ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料取替用水ピット、復水ピット、A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器、充てんポンプ、B 高压注入ポンプ、再生熱交換器及び恒設代替低圧注水ポンプは、淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>A、B海水ストレーナは、重大事故等時における使用条件及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>B原子炉補機冷却水冷却器は、重大事故等時における使用条件及び制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>A、B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、常時海水を通水するため耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、屋外に保管し、屋外又は原子炉周辺建屋内に設置するため、重大事故等時における屋外及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて環境条件等を記載する設備は、当該条文側で記載する。(女川と同様) 設計方針の相違【差異①】 ・再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、再生熱交換器は本条の重大事故等対処設備に該当しない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・使用済燃料ピットへのスプレイに使用する可搬型スプレイノズルは、54条にて記載する。(女川と同様)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.13.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車及び仮設組立式水槽を使用した代替炉心注水及び代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの接続口との接続はボルト締めフランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とするともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする。可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）のケーブル接続は、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプと電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車は、付属の操作スイッチにより現場で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">内容比較用に30頁を再掲</p>	<p>5.7.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の操作性については、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>サプレッションチェンバを水源とする代替循環冷却系及び原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の操作性については、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）を用いて復水貯蔵タンクへ淡水を供給する系統及び大容量送水ポンプ（タイプI）を用いて復水貯蔵タンクへ海水を供給する系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）を用いて淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ海水を供給する系統は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p>	<p>5.7.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>補助給水ピットを水源とする原子炉出力抑制、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの操作性については、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」、「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.6 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>燃料取替用水ピットを水源とするほう酸水注入、1次冷却系のフィードアンドブリード、炉心注水、代替炉心注水、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイの操作性については、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「5.5 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」、「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「9.5 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び「9.6 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いて補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ淡水を供給する系統並びに可搬型大型送水ポンプ車を用いて補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ海水を供給する系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて操作性等を記載する設備は、当該条文を引用する。（女川と同様） 【泊記載内容の補足】 ・56-2ページに記載した補助給水ピットを水源として用いる手段のうち、蒸気発生器2次側からの除熱は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）であり、女川が重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系等を記載していないのと同様に記載しない。 【泊記載内容の補足】 ・56-3ページに記載した燃料取替用水ピットを水源として用いる手段のうち、炉心注水、低圧注入系及び格納容器スプレイは、重大事故等対処設備（設計基準拡張）であり、女川が重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高圧炉心スプレイ系等を記載していないのと同様に記載しない。</p> <p>【泊記載内容の補足】 ・56-7ページ (2) a.に記載の「補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備」の系統構成の操作性を記載する。（女川と同様）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・女川は大容量送水ポンプ（タイプII）を用いて淡水貯水槽に海水を供給する運用としているが、泊は海から供給先（補助給水ピット、燃料取替用水ピット）にポンプ車により直接供給する運用としているため、上の段落に記載している“補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ海水を供給する系統”に含まれる。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプ、仮設組立式水槽、スプレイヘッド及び放水砲は、車両等により運搬、移動した後、人力により運搬できる設計とするとともに、設置場所にてアウトリガーの設置等により固定できる設計とする。</p> <p>送水車、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>送水車は、可搬型ホースにより仮設組立式水槽、復水ピット及び使用済燃料ピットへ確実に水を注水できる設計とする。</p> <p>接続口は3号炉及び4号炉とも同一形状とし、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、一般的に使用される工具を用いて確実に組み立てができる設計とする。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）を用いて海水を各系統に供給する系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）を接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続により、ホースを確実に接続ができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>大量送水車を接続する接続口については、簡便な接続とし、接続用具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。また、接続口の口径を統一する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">島根2号炉56条より</p> </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車を用いて海水を各系統に供給する系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いて海水を使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレイとして供給する系統は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いて海水を放水設備（大気への拡散抑制設備）又は放水設備（泡消火設備）として供給する系統は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を接続する接続口については、簡便な接続とし、結合金具を用いて、可搬型ホースを確実に接続ができる設計とする。また、可搬型ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p>	<p>【泊記載内容の補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 56-6 ページ (1)e. に記載の「海を水源とした場合に用いる設備」の系統構成の操作性を記載する。（女川と同様） 泊は、使用済燃料ピットへの注水/スプレイに常設設備との接続、弁操作等がないため、記載を書き分ける。“他の系統と切り替えることなく”は 54 条の操作性における記載と同様。 泊は、放水設備に常設設備との接続、弁操作等がないため、記載を書き分ける。“他の系統と切り替えることなく”は 55 条の操作性における記載と同様。 泊は、放水設備に系統構成に必要な弁操作がないため、記載を書き分ける。 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の接続口は、島根2号炉の大量送水車の接続口と同様、結合金具を用いた簡便な接続であるため、島根2号炉 56 条の記載を参考にした記載とした。（“結合金具”は、泊 48 条と統一した記載。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。加圧器逃がし弁及び高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプ及び復水ピットを使用した代替炉心注水を行う系統並びに恒設代替低圧注水ポンプ及び復水ピットを使用した代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。恒設代替低圧注水ポンプは、現場の操作スイッチにより操作可能な設計とする。充てんポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">内容比較用に28頁に再掲</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車及び仮設組立式水槽を使用した代替炉心注水及び代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの接続口との接続はボルト締めフランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする。可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）のケーブル接続は、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプと電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車は、付属の操作スイッチにより現場で操作可能な設計とする。</p> </div> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて容量等を記載する設備は、当該条文側で記載する。（女川と同様）</p> <p>設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としない。</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉では、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する系統の分離を隔離弁を用いて分離するため、ディスタンスピースの取替作業はない。</p> <p>設計方針の相違【差異③】 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車で燃料取替用水ピットに淡水又は海水を補給するため、補助給水ピットから燃料取替用水ピットへの供給はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用した高圧再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器、A格納容器再循環サンプ及びA格納容器再循環サンプスクリーンを使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。A格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>代替補機冷却によるB高圧注入ポンプ、B格納容器再循環サンプ及びB格納容器再循環サンプスクリーンを使用した高圧代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。代替補機冷却への切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。B高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>代替補機冷却に使用する大容量ポンプとA、B海水ストレーナブロー配管及びA海水供給母管マンホールとの接続口については、嵌合構造により可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とする。</p> <p>大容量ポンプとA、B海水ストレーナブロー配管フランジ及びA海水供給母管マンホールフランジは、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。大容量ポンプは、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへスプレイする場合及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合に使用する送水車とスプレイヘッドの接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。また、接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とする。送水車は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲の接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。放水砲は、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p>			<p>【泊記載内容の補足】【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備は、47条（5.3、5.6）及び49条（9.2）に詳細を記載する設備であり、56-4ページのほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備の操作性を56条に記載していないのと同様、泊でも操作性は記載しない。（女川と同様。） <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車の接続口については、56-29ページに記載。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>仮設組立式水槽は、組立て及び漏えい確認のための水張りが可能な設計とする。</p> <p>送水車は、機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>送水車は、分解が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。さらに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水ピットは、漏えい確認のための水張りが可能な設計とする。ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは、分解が可能な設計とする。また、試験系統にて機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁は、分解が可能な設計とする。また、開閉、機能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプによる代替炉心注水並びに恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源に使用する復水ピットは、漏えい確認のための水張りが可能な設計とする。有効水量が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>再生熱交換器は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、構造については、応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、分解が可能な設計とする。また、試験系統にて機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p>	<p>5.7.3 主要設備及び仕様 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備の主要機器仕様を第5.7-1表に示す。</p> <p>5.7.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>復水貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に漏えいの有無の確認及び内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>サブプレッションチェンバは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に外観の確認及び気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 燃料取替用水ピットは、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">玄海4号炉56条より</p>	<p>5.7.3 主要設備及び仕様 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備の主要仕様を第5.7.1表に示す。</p> <p>5.7.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に有効水量の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中にほう素濃度及び有効水量の確認並びに漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違【差異A】 ・他条文にて試験検査を記載する設備は、当該条文側で記載する。(女川と同様) 設計方針の相違【差異②】 ・泊3号炉では、仮設組立式水槽は使用しない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・補助給水ピット、燃料取替用水ピットの試験検査として、他条文の試験・検査との整合のため「有効水量の確認」を記載した。 ・泊は、ピット構造であり、他条文の試験・検査との整合のため「内部の確認」のため「アクセスドアを設ける」ことを記載した。(玄海4号炉と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・高圧注入ポンプ、加圧器逃がし弁は45条にて記載する。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、本条の重大事故等対処設備に該当しない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは、47条及び49条にて記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>充てんポンプは、分解が可能な設計とする。また、試験系統にて機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、分解が可能な設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、試験系統にて機能・性能及び漏えい確認が可能な系統設計とする。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、可搬式代替低圧注水ポンプ1台を駆動できることの確認が可能な設計とする。さらに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>高圧再循環運転に使用する高圧注入ポンプは、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>代替再循環運転に使用するA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器は、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイ冷却器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>高圧代替再循環運転に使用するB高圧注入ポンプは、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。また、B原子炉補機冷却水冷却器、A、B海水ストレーナ及び大容量ポンプは、独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、海水を含む原子炉補機冷却海水系統と、海水を含まない原子炉補機冷却水系統とを個別に通水確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>B原子炉補機冷却水冷却器は、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>A、B海水ストレーナは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、ボンネットを取外すことができる設計とする。</p>	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。</p> <p>【泊記載内容の補足】【差異A】 ・56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備は、47条（5.3、5.6）及び49条（9.2）に詳細を記載する設備であり、56-4ページのほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備の試験検査を56条に記載していないのと同様、泊でも試験検査は記載しない。（女川と同様。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプは、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する送水車並びに使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する送水車及びスプレイヘッドは、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できることの確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する系統（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、分解が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。さらに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>放水砲は、外観の確認が可能な設計とする。また、直線状及び噴霧状の放水ができることの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型ホースは、外観及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・使用方法によらず、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車の試験検査は前ページに記載している。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>表 2.13-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・大飯の設備掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。</p> <p style="text-align: right;">記載方針説明</p> </div> <p>(4) 復水ピット</p> <table border="0"> <tr><td>型式</td><td>炭素鋼内張りプール形</td></tr> <tr><td>基数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 1,200m³</td></tr> <tr><td>ライニング材料</td><td>炭素鋼</td></tr> <tr><td>設置高さ</td><td>E.L. +26.0m</td></tr> <tr><td>距離</td><td>約 50m (炉心より)</td></tr> </table> <p>(1) 燃料取替用水ピット (3号炉)</p> <table border="0"> <tr><td>型式</td><td>ライニング槽 (取水部掘込み付き)</td></tr> <tr><td>基数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 2,900m³</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>大気圧</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>95℃</td></tr> <tr><td>ほう素濃度</td><td>2,800ppm 以上</td></tr> <tr><td>ライニング材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td>設置高さ</td><td>E.L. +18.5m</td></tr> <tr><td>距離</td><td>約 50m (炉心より)</td></tr> </table> <p>(4号炉)</p> <table border="0"> <tr><td>型式</td><td>ライニング槽 (取水部掘込み付き)</td></tr> <tr><td>基数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 2,100m³</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>大気圧</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>95℃</td></tr> <tr><td>ほう素濃度</td><td>2,800ppm 以上</td></tr> <tr><td>ライニング材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td>設置高さ</td><td>E.L. +18.5m</td></tr> <tr><td>距離</td><td>約 50m (炉心より)</td></tr> </table>	型式	炭素鋼内張りプール形	基数	1	容量	約 1,200m ³	ライニング材料	炭素鋼	設置高さ	E.L. +26.0m	距離	約 50m (炉心より)	型式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)	基数	1	容量	約 2,900m ³	最高使用圧力	大気圧	最高使用温度	95℃	ほう素濃度	2,800ppm 以上	ライニング材料	ステンレス鋼	設置高さ	E.L. +18.5m	距離	約 50m (炉心より)	型式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)	基数	1	容量	約 2,100m ³	最高使用圧力	大気圧	最高使用温度	95℃	ほう素濃度	2,800ppm 以上	ライニング材料	ステンレス鋼	設置高さ	E.L. +18.5m	距離	約 50m (炉心より)	<p>第 5.7-1 表 重大事故等の収束に必要な水の供給設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 復水貯蔵タンク 第 10.13-1 表 補給水系主要機器仕様に記載する。</p> <p>(2) サプレッションチェンバ 第 9.1-1 表 一次格納施設主要仕様に記載する。</p>	<p>第 5.7.1 表 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備の主要仕様</p> <p>(1) 補助給水ピット 第 5.11.2.2 表 給水設備 (重大事故等時) の主要仕様に記載する。</p> <p>(2) 燃料取替用水ピット 第 5.3.2 表 非常用炉心冷却設備 (重大事故等時) の主要仕様に記載する。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は「主要機器仕様」としているが、泊は既設置許可申請書において「主要仕様」としているため、新たに記載する表においても「主要仕様」とする。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて (常設) と (可搬型) の表を分割しない構成としている。</p> <p>General ・泊3号炉と大飯3/4号炉で、各設備の詳細仕様の相違はあるが、設計方針は同一であり、相違箇所を識別していない。 ・泊の設備記載順と比較できるように大飯の設備記載順を並び替えて比較する。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川と泊では設備の使用手段が相違するため、兼用する設備も相違する。(以降同様)</p>
型式	炭素鋼内張りプール形																																																		
基数	1																																																		
容量	約 1,200m ³																																																		
ライニング材料	炭素鋼																																																		
設置高さ	E.L. +26.0m																																																		
距離	約 50m (炉心より)																																																		
型式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)																																																		
基数	1																																																		
容量	約 2,900m ³																																																		
最高使用圧力	大気圧																																																		
最高使用温度	95℃																																																		
ほう素濃度	2,800ppm 以上																																																		
ライニング材料	ステンレス鋼																																																		
設置高さ	E.L. +18.5m																																																		
距離	約 50m (炉心より)																																																		
型式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)																																																		
基数	1																																																		
容量	約 2,100m ³																																																		
最高使用圧力	大気圧																																																		
最高使用温度	95℃																																																		
ほう素濃度	2,800ppm 以上																																																		
ライニング材料	ステンレス鋼																																																		
設置高さ	E.L. +18.5m																																																		
距離	約 50m (炉心より)																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 送水車</p> <p>型式 高圧2段バランスタービンポンプ</p> <p>台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1)</p> <p>容量 約300m³/h (1台当たり)</p> <p>吐出圧力 約1.3MPa[gage]</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプ</p> <p>型式 うず巻式</p> <p>台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1)</p> <p>容量 約150m³/h (1台当たり)</p> <p>揚程 約150m</p> <p>(3) 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)</p> <p>台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1)</p> <p>容量 約610kVA (1台当たり)</p> <p>(4) 仮設組立式水槽</p> <p>型式 組立式水槽</p> <p>基数 2 (3号及び4号炉共用の予備1)</p> <p>容量 約12m³ (1基当たり)</p> <p>最高使用圧力 大気圧</p> <p>最高使用温度 40℃</p> <p>(5) 大容量ポンプ (3号及び4号炉共用)</p> <p>型式 うず巻式</p> <p>台数 2*1 (予備1*1)</p> <p>容量 約1,800m³/h (1台当たり)</p> <p>吐出圧力 約1.2MPa[gage]</p> <p>※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能</p>	<p>(3) ほう酸水注入系貯蔵タンク</p> <p>第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。</p> <p>(4) 大容量送水ポンプ (タイプI)</p> <p>第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(3) ほう酸タンク</p> <p>第6.8.1表 緊急停止時失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(4) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違</p> <p>・泊3号炉では、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車は使用しない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違</p> <p>・大飯の大容量ポンプに相当する可搬型大型送水ポンプ車は上段に記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用）</p> <p>型式 うず巻式 台数 2（予備1^{※1}） 容量 約1,320m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 原子炉補機冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用</p> <p>(8) 格納容器スプレイポンプ 型式 うず巻式 台数 1（代替再循環運転時A号機使用） 容量 約1,200m³/h（再循環運転時） 最高使用圧力 2.7MPa[gage] 最高使用温度 150℃ 揚程 約175m（再循環運転時） 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 高圧注入ポンプ 型式 うず巻式 台数 2（代替再循環運転時B号機使用） 容量 約320 m³/h（1台当たり） （安全注入時及び再循環運転時） 最高使用圧力 16.7MPa[gage] 最高使用温度 150℃ 揚程 約960m（安全注入時及び再循環運転時） 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 加圧器逃がし弁 型式 空気作動式 個数 2 最高使用圧力 17.16MPa[gage] 最高使用温度 360℃ 材料 ステンレス鋼</p>	<p>(5) 大容量送水ポンプ（タイプII） 兼用する設備は以下のとおり。 ・使用済燃料プールの冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>台数 2（予備1） 容量 約1,800m³/h（1台当たり） 揚程 約122m</p>	<p>(5) 可搬型大容量海水送水ポンプ車 第9.7.1表 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備の主要仕様に記載する。</p> <p>(6) 格納容器スプレイポンプ 第9.2.2表 原子炉格納容器スプレイ設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>(7) 高圧注入ポンプ 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>(8) 余熱除去ポンプ 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【泊記載内容の補足】 ・56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備として、代替再循環運転に使用する格納容器スプレイポンプ、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプの主要仕様を記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・加圧器逃がし弁は45条にて記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>型式 うず巻式</p> <p>台数 1</p> <p>容量 約 150m³/h</p> <p>揚程 約 150m</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(6) 充てんポンプ</p> <p>a. うず巻式充てんポンプ (A及びB充てんポンプ)</p> <p>型式 うず巻式</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約 45 m³/h (1 台当たり)</p> <p>最高使用圧力 20.0MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 95℃</p> <p>揚程 約 1,770m</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p> <p>b. 往復動式充てんポンプ (C充てんポンプ)</p> <p>型式 往復動式</p> <p>台数 1</p> <p>容量 約 14 m³/h</p> <p>最高使用圧力 20.0MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 95℃</p> <p>吐出圧力 17.4MPa[gage]</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(7) 再生熱交換器</p> <p>型式 横置3胴U字管式</p> <p>基数 1</p> <p>伝熱容量 約 5.2MW</p> <p>最高使用圧力</p> <p>管側 20.0MPa[gage]</p> <p>胴側 17.16MPa[gage]</p> <p>最高使用温度</p> <p>管側 343℃</p> <p>胴側 343℃</p> <p>材料</p> <p>管側 ステンレス鋼</p> <p>胴側 ステンレス鋼</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは、47 条及び 49 条にて記載する。 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としなため、充てんポンプは記載対象外。 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、本条の重大事故等対処設備に該当しない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) 格納容器スプレイ冷却器</p> <p>型式 横置U字管式</p> <p>基数 1 (代替再循環運転時A号機使用)</p> <p>伝熱容量 約23MW</p> <p>最高使用圧力</p> <p>管側 2.7MPa[gage]</p> <p>胴側 1.4MPa[gage]</p> <p>最高使用温度</p> <p>管側 150℃</p> <p>胴側 95℃</p> <p>材 料</p> <p>管側 ステンレス鋼</p> <p>胴側 炭素鋼</p> <p>(10) 格納容器再循環サンプ</p> <p>型式 プール形</p> <p>基数 2</p> <p>材 料 鉄筋コンクリート</p> <p>(11) 格納容器再循環サンプスクリーン</p> <p>型式 ディスク型</p> <p>個 数 2</p> <p>容 量 約2,540m³/h (1個当たり)</p> <p>最高使用温度 144℃</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・格納容器スプレイ冷却器は56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備として“代替再循環運転”及び“再循環運転”に使用するが、「水源」及び「水の供給設備」ではないため、女川が残留熱除去系熱交換器の主要仕様を記載しないのと同様、本条では記載しない。格納容器スプレイ冷却器の主要仕様は、49条(9.2)に記載する。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーンは56-8ページに記載した格納容器再循環サンプを水源とした場合に用いる設備として“代替再循環運転”及び“再循環運転”に使用するが、「水源」及び「水の供給設備」ではないため、女川が非常用炉心冷却系ストレーナの主要仕様を記載しないのと同様、本条では記載しない。格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーンの主要仕様は、47条(5.3)に記載する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(12) 海水ストレーナ</p> <p>型式 たて置円筒形</p> <p>基数 2 (代替補機冷却時A, B号機使用)</p> <p>最高使用圧力 1.2MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 50℃</p> <p>材料 炭素鋼</p> <p>(13) 原子炉補機冷却水冷却器</p> <p>型式 横置直管式</p> <p>基数 1 (代替補機冷却時B号機使用)</p> <p>伝熱容量 約19.2MW</p> <p>最高使用温度</p> <p>管側 50℃</p> <p>胴側 95℃</p> <p>最高使用圧力</p> <p>管側 0.7MPa[gage]</p> <p>胴側 1.4MPa[gage]</p> <p>材料</p> <p>管側 アルミプラス</p> <p>胴側 炭素鋼</p>			<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却において、SWSを経由せず、直接CCWSに供給するため、海水ストレーナ、原子炉補機冷却水冷却器は流路とならない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表 2.13-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 送水車 型式 高圧2段バランスタービンポンプ 台数 2(3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約300m³/h(1台あたり) 吐出圧力 約1.3MPa[gage]</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプ 型式 うず巻式 台数 2(3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約150m³/h(1台あたり) 揚程 約150m</p> <p>(3) 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 台数 2(3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約610kVA(1台あたり)</p> <p>(4) 仮設組立式水槽 型式 組立式水槽 基数 2(3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約12m³(1基当たり) 最高使用圧力 大気圧 最高使用温度 40℃</p> <p>(5) 大容量ポンプ(3号及び4号炉共用) 型式 うず巻式 台数 2※1(予備1※1) 容量 約1,800m³/h(1台あたり) 吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能</p> <p>(6) スプレイヘッダ 個数 2(3号及び4号炉共用の予備2)</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて(常設)と(可搬型)の表を分割しない構成としている。</p> <p>P.56-36に記載</p> <p>P.56-36に記載</p> <p>P.56-36に記載</p> <p>P.56-36に記載</p> <p>P.56-36に記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・使用済燃料ピットへのスプレイに使用する可搬型スプレイノズルは、54条にて記載する。(女川が放水砲を56条に記載しないと同様)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用）</p> <p>型 式 うず巻式</p> <p>台 数 2（予備1^{※1}）</p> <p>容 量 約1,320m³/h（1台当たり）</p> <p>吐出圧力 約1.2MPa[gage]</p> <p>※1 原子炉補機冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用</p> <p>(8) 放水砲（3号及び4号炉共用）</p> <p>型 式 移動式ノズル</p> <p>台 数 2（予備1）</p>			<p>P.56-37に記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・放水砲は、55条にて記載する。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉 管路系統図 (1)</p>	<p>第5.7-1図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備系統概図 (復水貯蔵タンクを水源とした場合に用いる設備)</p>	<p>第5.7.1図 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概図 (1) (燃料給水ピットを水源とした場合に用いる設備)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“1次冷却系のフィードアンドブリード”は、“燃料取替用水ピットを水源とした場合に用いる設備”として、56-44ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の取込に必要となる水の供給設備 概略図(2)</p>	<p>第5.7-2図 重大事故等の取込に必要となる水の供給設備系統概要図 (サブプレッションチャンスを水源とした場合)に用いる設備</p>	<p>第5.7.2図 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図(2) (燃料取替用水ピットを水源とした場合に用いる設備)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“海から復水ピットへの補給”は、“補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備”として、56-56ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故時の取込に必要となる水の供給設備 概略系統図 (3)</p> <p>重大事故時の取込に必要となる水の供給設備 概略系統図 (4)</p>	<p>第5.7-3図 重大事故時の取込に必要となる水の供給設備系統概略図 (ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合)に用いる設備</p>	<p>第5.7.3図 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (3) (ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした場合)に用いる設備</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水/代替格納容器スプレイ”は、“補助給水ビットを水源とした場合に用いる設備”として、56-43 ページに、また、“燃料取替用水ビットを水源とした場合に用いる設備”として、56-44 ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の取込に必要となる水の供給設備 概略系図 (5)</p>	<p>第5.7-4図 重大事故等の取込に必要となる水の供給設備系統概略図 (代替淡水源を水源とした場合に用いる設備)</p>	<p>第5.7.4図 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (4) (代替淡水源を水源とした場合に用いる設備)</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ビットを水源としないため、本条では充てんポンプによる代替炉心注水は記載対象外。(充てんポンプによる代替炉心注水は、47条にて記載する。)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5.7-5図 重大事故時の取組に必要な水の供給設備系統図(海を水源として使用)</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“可搬式代替低圧注水ポンプを用いた代替炉心注水”は、“海を水源とした場合に用いる設備”として、56-46ページに記載している。(泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替格納容器スプレーは、自主対策設備である。(代替格納容器スプレーの詳細は49条参照))</p> <p>【女川】 女川の左記の海を各系統の水源として使用する手段は、泊では、“海を水源とした場合に用いる設備”として、56-46ページに統合して記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図5.7-6 重大事故時の取込に必要となる水の供給設備 概略系図 (8)</p>	<p>図5.7-6 重大事故時の取込に必要となる水の供給設備系図 (海を水源とした場合に用いる設備 (最終セーフティタンクへの代替熱輸送))</p>	<p>図5.7.5 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (5) (海を水源とした場合に用いる設備 (格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び原子炉格納容器内の水素濃度監視))</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・大飯は、復水ビットから燃料取替用水ビットへ補給する設計としているのに対し、泊3号炉は、燃料取替用水ビットへ可搬型大型送水ポンプ車により補給する設計としている。 記載方針の相違 ・泊の燃料取替用水ビットへの補給は、「補助給水ビット及び燃料取替用水ビットへ水を供給するための設備」として、56-56ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故時の必要となる水の供給設備 概略系統図 (9)</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“高圧注入ポンプを用いた再循環運転”は、“格納容器再循環サンプの水を供給するための設備”として、56-59 ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

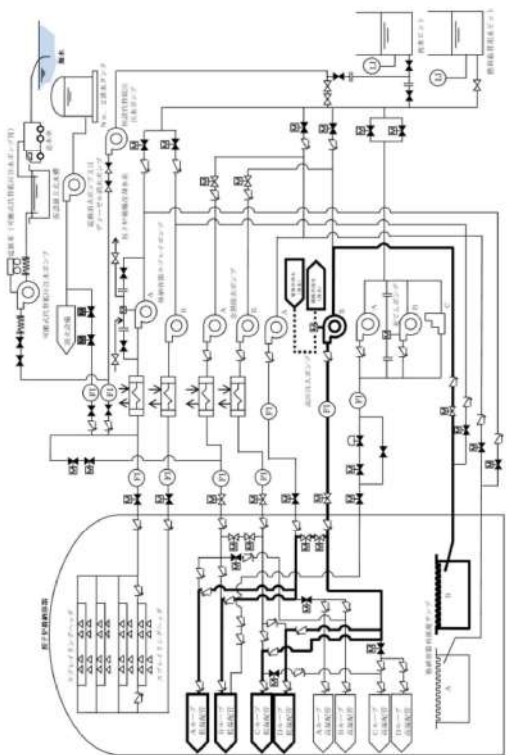
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故時の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(1/0)</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“A格納容器スプレィポンプを用いた代替再循環運転”は、“格納容器再循環サンプの水を供給するための設備”として、56-59ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の取組に必要な水の供給設備 概略系統図 (1/1)</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“B高圧注入ポンプを用いた代替再循環運転”は、“格納容器再循環システムの水を供給するための設備”として、56-59ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故時の必要となる水の供給設備 概略系統図(1/2)</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“B高圧注入ポンプの代替補機冷却”は、“海を水源とした場合に用いる設備”として、56-48ページに記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故時の取束に必要な水の供給設備 概略系統図（1/3）</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の“使用済燃料ピットへの注水、スプレー”は、“代替淡水源を水源とした場合に用いる設備、海を水源とした場合に用いる設備”として、56-46 ページに記載している。</p>

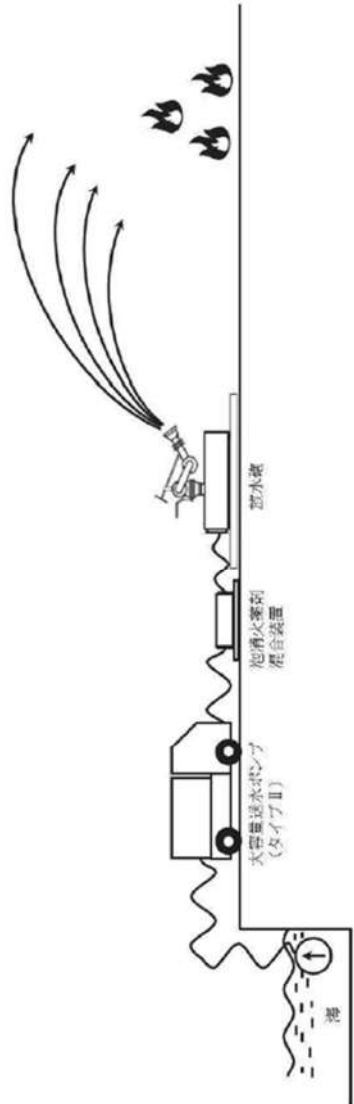
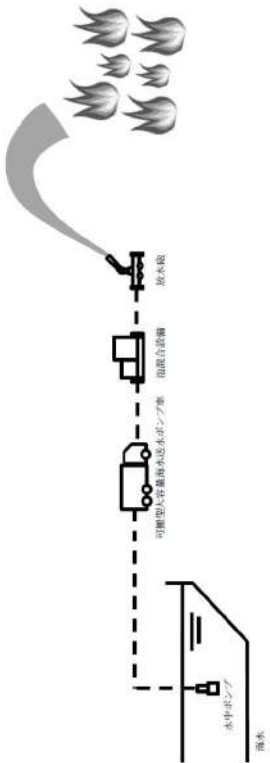
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (14)</p> <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (15)</p>	<p>第5.7-7図 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備系統概略図 (海を水源とした場合に用いる設備 (大気への拡散抑制))</p>	<p>第5.7-6図 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (6) (海を水源とした場合に用いる設備 (大気への拡散抑制設備))</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・女川ではスプレインズルによる使用済燃料プールへのスプレイを「放射性物質の拡散抑制」と位置づけていないが、泊は使用済燃料ピットへのスプレイを「放射性物質の拡散抑制」と位置づけている。(55条参照)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5.7-8図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備系統概要図 (海を水源とした場合に用いる設備 (航空機燃料火災への泡消火))</p> <p>海 海水ポンプ 大容量送水ポンプ (タイプII) 泡消火薬剤混合装置 泡水塔 泡消火ノズル</p>	 <p>第5.7.7図 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備系統概要図 (7) (海を水源とした場合に用いる設備 (放水設備 (泡消火設備)))</p> <p>海 海水ポンプ 可搬型大容量送水ポンプ車 泡消火設備 放水塔</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は、泡消火を56条に記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5.7-9図 重大事故等の取組に必要な水の供給設備系統概略図 (代替給水タンクへ水を供給するための設備 (代替給水タンクを水源とした場合))</p>	<p>第5.7.8図 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (8) (補助給水タンク及び燃料冷却水タンクへ水を供給するための設備)</p>	

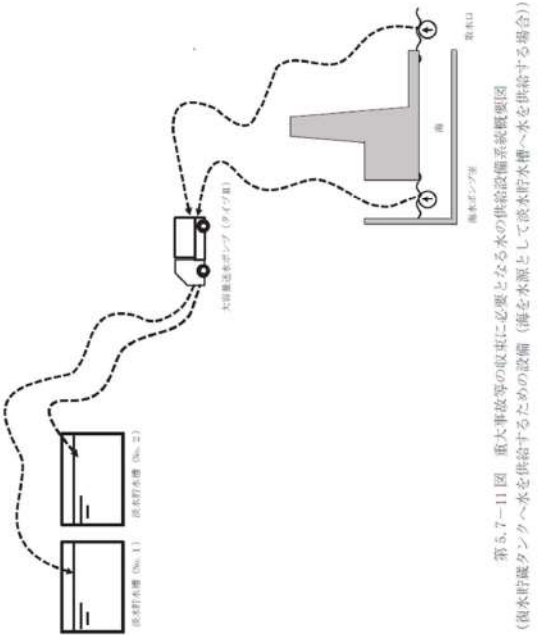
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5.7-10図 重大事故等の取組に必要な水の供給設備系統概要図 (海水水源とした場合)</p>		<p>【女川】 女川の左記の海を水源として復水貯蔵タンクへ水を供給する手段は、泊では、“補助給水ビット及び燃料取替用水ビットへ水を供給するための設備”として、56-56ページに統合して記載している。</p>

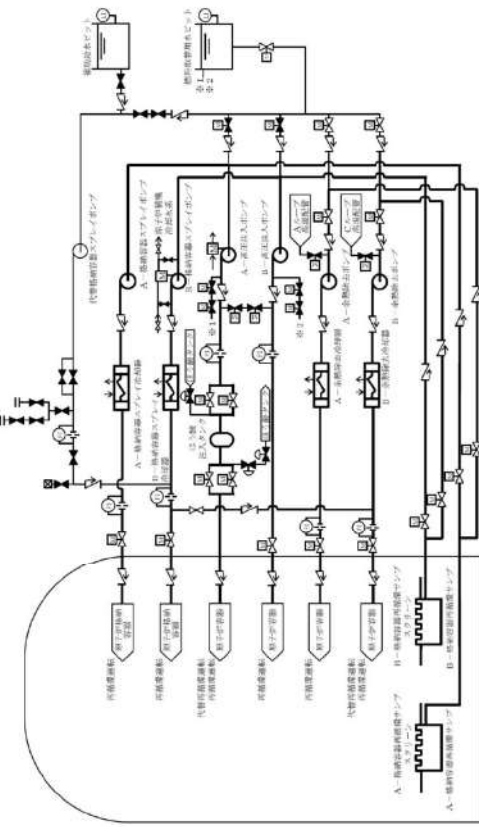
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5.7-11図 重大事故等の取組に必要な水の供給設備系統概観図 (復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備 (海を水源として淡水貯水槽へ水を供給する場合))</p>		<p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は淡水貯水槽に海水を供給する運用としているが、泊は海から供給先（補助給水ピット、燃料取替用ピット）にポンプ車により直接供給する運用としている。 ・補助給水ピット、燃料取替用ピットに供給する手段は、“補助給水ピット及び燃料取替用ピットへ水を供給するための設備”として、56-56 ページに記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">第 5.7.9 図 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備 系統概要図 (9) (格納容器再循環システムの設備)</p>	<p>【女川】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 56 条解釈 2 の再循環設備を代替することができる設備について記載するため、当該手段（代替再循環運転、再循環運転）の系統図を統合して記載する。（各系統の詳細は、47 条、49 条に記載する。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>第1.15.1表 重大事故等における対応手段と整備する手続 <small>(原燃発注部2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ビクターへの供給）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機組喪失も想定する 設計基準事故時対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備 分類^{※1}</th> <th>整備する手続書</th> <th>手続の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">復水ビクター (計画又は既設)</td> <td rowspan="5">復水ビクターからN₀、3次復水タンクへの 水源切替</td> <td>N₀、3次復水タンク</td> <td rowspan="5">電動補助給水ポンプ^{※2} タービン駆動補助給水ポンプ</td> <td rowspan="5">多 様 性 に 基 づ き た 機 組 の 種 類 に よ り 決 定 さ れ る</td> <td rowspan="5">高圧発生時2次側こ よる炉心冷却のため の水源を確保する手 続</td> <td rowspan="5">IP₀の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動補助給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>A、B2次復水 タンクからN₀、3次 復水タンクへの 供給</td> </tr> <tr> <td>A、B2次復水 タンクからN₀、3次 復水タンクへの 供給</td> </tr> <tr> <td>A、B2次復水 タンクからN₀、3次 復水タンクへの 供給</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">復水ビクター からの復水 タンクへの 水源切替^{※2}</td> <td>復水タンク</td> <td rowspan="5">燃料取替用復水ビクター 高圧注入ポンプ^{※2} 高圧調整がし弁</td> <td rowspan="5">a,b</td> <td rowspan="5">高圧発生時2次側こ よる炉心冷却のため の水源を確保する手 続</td> <td rowspan="5">IP₀の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用復水ビクター</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>高圧調整がし弁</td> </tr> <tr> <td>高圧調整がし弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">復水ビクター（既設）</td> <td>N₀、3次復水 タンクから復 水ビクターへの 供給</td> <td>N₀、3次復水タンク</td> <td rowspan="4">多 様 性 に 基 づ き た 機 組 の 種 類 に よ り 決 定 さ れ る</td> <td rowspan="4">N₀、2次復水タンク から復水ビクターへの 供給のための手続</td> <td rowspan="4">IP₀の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書</td> </tr> <tr> <td>N₀、2次復水 タンクから復 水ビクターへの 供給</td> <td>N₀、2次復水タンク</td> </tr> <tr> <td>復水を用いた 復水ビクター への供給</td> <td>送水車</td> <td rowspan="2">a,b</td> <td rowspan="2">復水を用いた復水ビ クターへの供給のため の手続</td> </tr> <tr> <td>復水を用いた 復水ビクター への供給</td> <td>軽油トランス^{※4}</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機組喪失も想定する 設計基準事故時対応設備	対応手段	対応設備	設備 分類 ^{※1}	整備する手続書	手続の分類	復水ビクター (計画又は既設)	復水ビクターからN ₀ 、3次復水タンクへの 水源切替	N ₀ 、3次復水タンク	電動補助給水ポンプ ^{※2} タービン駆動補助給水ポンプ	多 様 性 に 基 づ き た 機 組 の 種 類 に よ り 決 定 さ れ る	高圧発生時2次側こ よる炉心冷却のため の水源を確保する手 続	IP ₀ の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書	タービン駆動補助給水ポンプ	A、B2次復水 タンクからN ₀ 、3次 復水タンクへの 供給	A、B2次復水 タンクからN ₀ 、3次 復水タンクへの 供給	A、B2次復水 タンクからN ₀ 、3次 復水タンクへの 供給	復水ビクター からの復水 タンクへの 水源切替 ^{※2}	復水タンク	燃料取替用復水ビクター 高圧注入ポンプ ^{※2} 高圧調整がし弁	a,b	高圧発生時2次側こ よる炉心冷却のため の水源を確保する手 続	IP ₀ の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書	燃料取替用復水ビクター	高圧注入ポンプ ^{※2}	高圧調整がし弁	高圧調整がし弁	復水ビクター（既設）	N ₀ 、3次復水 タンクから復 水ビクターへの 供給	N ₀ 、3次復水タンク	多 様 性 に 基 づ き た 機 組 の 種 類 に よ り 決 定 さ れ る	N ₀ 、2次復水タンク から復水ビクターへの 供給のための手続	IP ₀ の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書	N ₀ 、2次復水 タンクから復 水ビクターへの 供給	N ₀ 、2次復水タンク	復水を用いた 復水ビクター への供給	送水車	a,b	復水を用いた復水ビ クターへの供給のため の手続	復水を用いた 復水ビクター への供給	軽油トランス ^{※4}			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。(以降同様)</p>
分類	機組喪失も想定する 設計基準事故時対応設備	対応手段	対応設備	設備 分類 ^{※1}	整備する手続書	手続の分類																																							
復水ビクター (計画又は既設)	復水ビクターからN ₀ 、3次復水タンクへの 水源切替	N ₀ 、3次復水タンク	電動補助給水ポンプ ^{※2} タービン駆動補助給水ポンプ	多 様 性 に 基 づ き た 機 組 の 種 類 に よ り 決 定 さ れ る	高圧発生時2次側こ よる炉心冷却のため の水源を確保する手 続	IP ₀ の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書																																							
		タービン駆動補助給水ポンプ																																											
		A、B2次復水 タンクからN ₀ 、3次 復水タンクへの 供給																																											
		A、B2次復水 タンクからN ₀ 、3次 復水タンクへの 供給																																											
		A、B2次復水 タンクからN ₀ 、3次 復水タンクへの 供給																																											
	復水ビクター からの復水 タンクへの 水源切替 ^{※2}	復水タンク	燃料取替用復水ビクター 高圧注入ポンプ ^{※2} 高圧調整がし弁	a,b	高圧発生時2次側こ よる炉心冷却のため の水源を確保する手 続	IP ₀ の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書																																							
		燃料取替用復水ビクター																																											
		高圧注入ポンプ ^{※2}																																											
		高圧調整がし弁																																											
		高圧調整がし弁																																											
復水ビクター（既設）	N ₀ 、3次復水 タンクから復 水ビクターへの 供給	N ₀ 、3次復水タンク	多 様 性 に 基 づ き た 機 組 の 種 類 に よ り 決 定 さ れ る	N ₀ 、2次復水タンク から復水ビクターへの 供給のための手続	IP ₀ の著しい増悪及 び燃料貯蔵設備を止 止する事故手続書																																								
	N ₀ 、2次復水 タンクから復 水ビクターへの 供給	N ₀ 、2次復水タンク																																											
	復水を用いた 復水ビクター への供給	送水車				a,b	復水を用いた復水ビ クターへの供給のため の手続																																						
	復水を用いた 復水ビクター への供給	軽油トランス ^{※4}																																											

※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉冷却設備の保全のための取組」に関する所定。
 ※2：「デューゼル発電機等により駆動する。」
 ※3：手続は「1.5.2. 炉心の冷却（注水）」の「炉心冷却設備に備えられたポンプ」にて整備する。
 ※4：「送水車の燃料供給に使用する貯蔵用のものである。手続は「1.8 原子炉燃料貯蔵設備内の冷却等のための手続等」にて整備する。
 ※5：「重大事故等対策に用いる設備の分類」
 ※6：「施設別に適合する重大事故等対策設備」※7：「共に適合する重大事故等対策設備」※8：自主的対策として整備する重大事故等対策設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>表1.13.3.3 新 重大事故等における対応手段と数値する手帳 (炉心冷却のための冷却手段及び機組冷却水ポンプの取組、機組冷却水の供給設備等及び機組冷却水ポンプの取組) (注1)(注2)</p>							
区分	機組冷却水供給する設計基本品名及び設備	対応手段	対応設備	設備寸法等	数値する仕様書	参照の分冊	
機組冷却水供給する設計基本品名及び設備	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
<p>注1：「大飯発電所」新重大事故等における対応手段と数値する手帳の記載内容に準じて記載する。 注2：「新」は、新設計の設備であることを示す。 注3：「機組冷却水供給ポンプ」は、機組冷却水供給ポンプの総称であり、機組冷却水供給ポンプの総称として記載する。 注4：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。 注5：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。 注6：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。 注7：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。</p>							
<p>表1.13.3.4 新 重大事故等における対応手段と数値する手帳 (機組冷却水供給ポンプと冷却水供給設備)</p>							
区分	機組冷却水供給する設計基本品名及び設備	対応手段	対応設備	設備寸法等	数値する仕様書	参照の分冊	
機組冷却水供給する設計基本品名及び設備	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
			機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	
	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
				機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ	機組冷却水供給ポンプ
<p>注1：「大飯発電所」新重大事故等における対応手段と数値する手帳の記載内容に準じて記載する。 注2：「新」は、新設計の設備であることを示す。 注3：「機組冷却水供給ポンプ」は、機組冷却水供給ポンプの総称であり、機組冷却水供給ポンプの総称として記載する。 注4：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。 注5：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。 注6：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。 注7：機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備は、機組冷却水供給ポンプの設計基本品名及び設備として記載する。</p>							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																													
<p>第 1.13.4 表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットへの水の供給)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類*</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">燃料貯蔵用ピット (熱風又は噴霧)</td> <td rowspan="6">燃料貯蔵用ピット (熱風又は噴霧)</td> <td>N6、3号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水¹⁾</td> <td>N6、3号炉タンク</td> <td rowspan="6">放射性物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピットの設備時の対応手順</td> <td rowspan="6">S A所達²⁾</td> </tr> <tr> <td>N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水¹⁾</td> <td>N6、2号炉タンク</td> <td>N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 (炉内積水時) N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 (炉外積水時)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水¹⁾</td> <td>N6、3号炉タンク ポンプ車</td> <td>ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水手順</td> </tr> <tr> <td>ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水¹⁾</td> <td>N6、2号炉タンク ポンプ車</td> <td>ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水手順</td> </tr> <tr> <td>1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水¹⁾</td> <td>1次系給水タンク 1次系給水ポンプ³⁾</td> <td>1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順</td> </tr> <tr> <td>海水から使用済燃料ピットへの注水¹⁾</td> <td>送水車 軽油ドラム缶⁴⁾</td> <td>送水車による使用済燃料ピットへの注水手順</td> </tr> </tbody> </table> <p>01：大飯発電所 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する手順。 02：プルーベニ体制適用により記載する。 03：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵設備の点検等のための手順等」にて整備する。 04：送水車の燃料供給に使用する貯蔵用のものである。手順は「1.6 原子炉格納容器内の点検等のための手順等」にて整備する。 05：重大事故等対策において用いる設備の分類。 a：当該表にて適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>							分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類	燃料貯蔵用ピット (熱風又は噴霧)	燃料貯蔵用ピット (熱風又は噴霧)	N6、3号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、3号炉タンク	放射性物質貯蔵設備	使用済燃料ピットの設備時の対応手順	S A所達 ²⁾	N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、2号炉タンク	N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 (炉内積水時) N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 (炉外積水時)	ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、3号炉タンク ポンプ車	ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水手順	ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、2号炉タンク ポンプ車	ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水手順	1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	1次系給水タンク 1次系給水ポンプ ³⁾	1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順	海水から使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	送水車 軽油ドラム缶 ⁴⁾	送水車による使用済燃料ピットへの注水手順
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類																													
燃料貯蔵用ピット (熱風又は噴霧)	燃料貯蔵用ピット (熱風又は噴霧)	N6、3号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、3号炉タンク	放射性物質貯蔵設備	使用済燃料ピットの設備時の対応手順	S A所達 ²⁾																													
		N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、2号炉タンク		N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 (炉内積水時) N6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 (炉外積水時)																														
		ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、3号炉タンク ポンプ車		ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水手順																														
		ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	N6、2号炉タンク ポンプ車		ポンプ車によるN6、2号炉タンクから使用済燃料ピットへの注水手順																														
		1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	1次系給水タンク 1次系給水ポンプ ³⁾		1次系給水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順																														
		海水から使用済燃料ピットへの注水 ¹⁾	送水車 軽油ドラム缶 ⁴⁾		送水車による使用済燃料ピットへの注水手順																														
<p>第 1.13.5 表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (使用済燃料ピットからの大量の水の漏れ/発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類*</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水</td> <td rowspan="6">使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水</td> <td>送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ¹⁾</td> <td>送水車 スプレイヘッド 軽油ドラム缶²⁾</td> <td rowspan="6">放射性物質貯蔵設備</td> <td>送水車を用いた使用済燃料ピットへのスプレイのための手順</td> <td rowspan="6">S A所達³⁾</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ (放水総用) 放水総</td> <td rowspan="5">a</td> <td rowspan="5">原子炉周辺建屋への放水総・シメント・コンクリートによる放射性物質貯蔵設備手順</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ (放水総用) 及び放水総による原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) への放水¹⁾</td> <td>燃料貯蔵タンク⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク⁴⁾</td> <td>重油タンク⁵⁾</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー⁶⁾</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>01：大飯発電所 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する手順。 02：手順は「1.11 使用済燃料貯蔵設備の点検等のための手順等」にて整備する。 03：手順は「1.12 工機等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。 04：大容量ポンプの燃料供給に使用する。手順は「1.6 原子炉格納容器内の点検等のための手順等」にて整備する。 05：送水車の燃料供給に使用する貯蔵用のものである。手順は「1.6 原子炉格納容器内の点検等のための手順等」にて整備する。 06：当該表にて適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>							分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類	使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水	使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水	送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ ¹⁾	送水車 スプレイヘッド 軽油ドラム缶 ²⁾	放射性物質貯蔵設備	送水車を用いた使用済燃料ピットへのスプレイのための手順	S A所達 ³⁾	大容量ポンプ (放水総用) 放水総	a	原子炉周辺建屋への放水総・シメント・コンクリートによる放射性物質貯蔵設備手順	大容量ポンプ (放水総用) 及び放水総による原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) への放水 ¹⁾	燃料貯蔵タンク ⁴⁾	燃料貯蔵タンク ⁴⁾	重油タンク ⁵⁾	タンクローリー ⁶⁾							
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類																													
使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水	使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ及び放水	送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) へのスプレイ ¹⁾	送水車 スプレイヘッド 軽油ドラム缶 ²⁾	放射性物質貯蔵設備	送水車を用いた使用済燃料ピットへのスプレイのための手順	S A所達 ³⁾																													
		大容量ポンプ (放水総用) 放水総	a		原子炉周辺建屋への放水総・シメント・コンクリートによる放射性物質貯蔵設備手順																														
		大容量ポンプ (放水総用) 及び放水総による原子炉周辺建屋 (貯蔵体内燃料体等) への放水 ¹⁾					燃料貯蔵タンク ⁴⁾																												
		燃料貯蔵タンク ⁴⁾					重油タンク ⁵⁾																												
		タンクローリー ⁶⁾																																	
<p>第 1.13.6 表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (格納容器及びアンモス箱への放水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類*</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">格納容器及びアンモス箱への放水</td> <td rowspan="5">格納容器及びアンモス箱への放水</td> <td>大容量ポンプ (放水総用)</td> <td rowspan="5">放射性物質貯蔵設備</td> <td rowspan="5">a</td> <td rowspan="5">放水総・シメント・コンクリートによる放射性物質貯蔵設備手順</td> <td rowspan="5">S A所達¹⁾</td> </tr> <tr> <td>放水総</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ (放水総用) 及び放水総による格納容器及びアンモス箱への放水¹⁾</td> <td>燃料貯蔵タンク²⁾</td> </tr> <tr> <td>重油タンク³⁾</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タンクローリー⁴⁾</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>01：大飯発電所 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する手順。 02：手順は「1.12 工機等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。 03：大容量ポンプの燃料供給に使用する。手順は「1.6 原子炉格納容器内の点検等のための手順等」にて整備する。 04：当該表にて適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>							分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類	格納容器及びアンモス箱への放水	格納容器及びアンモス箱への放水	大容量ポンプ (放水総用)	放射性物質貯蔵設備	a	放水総・シメント・コンクリートによる放射性物質貯蔵設備手順	S A所達 ¹⁾	放水総	大容量ポンプ (放水総用) 及び放水総による格納容器及びアンモス箱への放水 ¹⁾	燃料貯蔵タンク ²⁾	重油タンク ³⁾		タンクローリー ⁴⁾									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類																													
格納容器及びアンモス箱への放水	格納容器及びアンモス箱への放水	大容量ポンプ (放水総用)	放射性物質貯蔵設備	a	放水総・シメント・コンクリートによる放射性物質貯蔵設備手順	S A所達 ¹⁾																													
		放水総																																	
		大容量ポンプ (放水総用) 及び放水総による格納容器及びアンモス箱への放水 ¹⁾					燃料貯蔵タンク ²⁾																												
		重油タンク ³⁾																																	
		タンクローリー ⁴⁾																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>3.13.1 設置許可基準規則第56条への適合方針</p> <p>(1) 重大事故等の収束に必要な水源の確保(設置許可基準規則解釈の第1項 a), b), c))</p> <p>(2) 水の供給設備の整備(設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d), e))</p> <p>(3) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) 淡水タンク(ろ過水タンク, 純水タンク及び原水タンク)を利用した水の供給設備の整備</p> <p>(ii) 耐震性防水水槽を利用した水の供給設備の整備</p> <p>3.13.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.13.2.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>3.13.2.1.1 設備概要</p> <p>3.13.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 復水貯蔵タンク</p> <p>(2) サプレッションチェンバ</p> <p>(1) 淡水貯水槽 (No. 1)</p> <p>(2) 淡水貯水槽 (No. 2)</p> <p>3.13.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.13.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>3.13.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	<p>3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</p> <p>2.13.1 設置許可基準規則第56条への適合方針</p> <p>(1) 重大事故等時に必要となる水源及び水の確保(設置許可基準規則解釈の第1項及び第3項)</p> <p>(2) 水の供給設備の整備(設置許可基準規則解釈の第3項及び第4項)</p> <p>(3) 原子炉格納容器を水源として水を供給するための設備(設置許可基準規則解釈の第2項)</p> <p>(4) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) ろ過水タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(ii) 代替給水ピットを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(iii) 原水槽を利用した水の供給設備の整備</p> <p>(iv) 1次系純水タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(v) 2次系純水タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(vi) 脱気器タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>2.13.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.13.2.1 重大事故等時に必要となる水源</p> <p>2.13.2.1.1 設備概要</p> <p>2.13.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 補助給水ピット</p> <p>(2) 燃料取替用水ピット</p> <p>2.13.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>2.13.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	<p>2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備</p> <p>2.13.1 設置許可基準規則第56条への適合方針</p> <p>(1) 重大事故等時に必要となる水源及び水の確保(設置許可基準規則解釈の第1項及び第3項)</p> <p>(2) 水の供給設備の整備(設置許可基準規則解釈の第3項及び第4項)</p> <p>(3) 原子炉格納容器を水源として水を供給するための設備(設置許可基準規則解釈の第2項)</p> <p>(4) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) ろ過水タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(ii) 代替給水ピットを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(iii) 原水槽を利用した水の供給設備の整備</p> <p>(iv) 1次系純水タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(v) 2次系純水タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>(vi) 脱気器タンクを利用した水の供給設備の整備</p> <p>2.13.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.13.2.1 重大事故等時に必要となる水源</p> <p>2.13.2.1.1 設備概要</p> <p>2.13.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 補助給水ピット</p> <p>(2) 燃料取替用水ピット</p> <p>2.13.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>2.13.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。(炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した) <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRの泊は、主要水源からの注水終了後、格納容器内に蓄した水を水源とした再循環運転をするため2.13.2.3項(設置許可基準規則解釈2項の対応)の手段を設定している。 ・BWRの女川は、サプレッションチェンバを水源として循環運転を実施することから同項の対応が必要となる炉型ではないため対象外。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川目次には、仕様を記載する設備名称の記載はないが、泊目次に対応する記載内容を記載した。 ・女川は代替淡水源を代替淡水源(措置)として設定し、重大事故等対処設備の一覧に整理しているが、泊の代替淡水源は自主対策設備(2.13.1(1))として設定し、自主対策設備の手段における水源としている。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.13.2.2 水の供給設備</p> <p>3.13.2.2.1 設備概要</p> <p>3.13.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</p> <p>3.13.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.13.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.13.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>3.13.3 水源を利用する重大事故等対処設備について</p> <p>3.13.3.1 主要水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>3.13.3.2 代替淡水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>3.13.3.3 海を利用する重大事故等対処設備</p> <p>3.13.3.4 水の循環又は除熱を目的とする重大事故等対処設備</p>	<p>2.13.2.2 水の供給設備</p> <p>2.13.2.2.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>2.13.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p style="color: red;">2.13.2.3 原子炉格納容器を水源として水を供給するための設備</p> <p style="color: red;">2.13.2.3.1 設備概要</p> <p>2.13.3 水源を利用する重大事故等対処設備について</p> <p>2.13.3.1 主要水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>2.13.3.2 代替淡水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>2.13.3.3 海を利用する重大事故等対処設備</p> <p>2.13.3.4 原子炉格納容器を水源とした水の供給を目的とする重大事故等対処設備</p>	<p>2.13.2.2 水の供給設備</p> <p>2.13.2.2.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>2.13.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p style="color: red;">2.13.2.3 原子炉格納容器を水源として水を供給するための設備</p> <p style="color: red;">2.13.2.3.1 設備概要</p> <p>2.13.3 水源を利用する重大事故等対処設備について</p> <p>2.13.3.1 主要水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>2.13.3.2 代替淡水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>2.13.3.3 海を利用する重大事故等対処設備</p> <p>2.13.3.4 原子炉格納容器を水源とした水の供給を目的とする重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p style="color: blue;">記載方針の相違</p> <p>・女川目次には、仕様を記載する設備名称の記載はないが、泊目次に対応する記載内容を記載した。</p> <p style="color: red;">設計方針の相違</p> <p>・PWRの泊は、主要水源からの注水終了後、格納容器内に蓄水した水を水源とした再循環運転をするため2.13.2.3項（設置許可基準解釈2項の対応）の手段を設定している。</p> <p>・BWRの女川は、サブプレッションチェンバを水源として循環運転を実施することから同項の対応が必要となる炉型ではないため対象外であるが「水の循環又は除熱を目的とする重大事故等対処設備」として整理している。</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA57-9 r.10.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
比較表

2.14 電源設備【57条】

令和5年10月
北海道電力株式会社

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電式直流電源設備に係る24時間給電の要求に対して、これまではA系統は蓄電池（非常用）で、B系統は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池で給電する設計としていたが、地下水排水設備等の設計変更を見込んだ非常用直流母線の負荷増加に伴い、A系統についても蓄電池（非常用）及び後備蓄電池で給電するよう設計方針を変更した。（これに伴い、全交流動力電源喪失の発生からA系統は17時間後、B系統は13時間後に後備蓄電池を接続する。）【補足説明資料57-5】 ・有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」における燃料消費に関する評価の見直しに伴い、燃料タンク（SA）を新規に設置して発電所内で保有する燃料に余裕を確保するよう変更した。 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替電源設備の主要仕様に係る記載の明確化のため、大飯まとめ資料と同様の記述を第10.2.1表及び第10.2.2表に追加した。【比較表P57-49～58】 ・代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響について、大飯まとめ資料と同様の記述を「補足説明資料57-14」に追加した。【補足説明資料57-14】 <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】 ・可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の接続について、女川まとめ資料と同様の記述を「補足説明資料57-8」に追加した。【補足説明資料57-8】 ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】 ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。【全般】 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要							
2-1) 設備の相違							
・電源設備の概要等について、「第57条 電源設備の概要」、「第57条 電源設備の一覧」及び「系統概要図」に示す。 設備・運用の相違は次のとおり。							
No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
1	想定される重大事故等時において使用する設計基準事故対処設備の扱い 重大事故等対処設備 ・ディーゼル発電機 ・蓄電池（安全防護系用）	重大事故等対処設備（設計基準拡張） ・非常用交流電源設備（非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機） ・非常用直流電源設備（125V蓄電池2H） 重大事故等対処設備 ・非常用直流電源設備（125V蓄電池2A、125V蓄電池2B）	重大事故等対処設備（設計基準拡張） ・非常用交流電源設備（ディーゼル発電機） 重大事故等対処設備 ・非常用直流電源設備（蓄電池（非常用））	【設備・運用の相違（設計基準拡張）】（例：比較表 P57-1） ・大飯は重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備を「重大事故等対処設備」として使用する。 ・泊は女川と同様に「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」として使用する。（女川と同様）			
2	号炉間電力融通設備の扱い 重大事故等対処設備 ・号機間電力融通恒設ケーブル ・号機間電力融通予備ケーブル	自主対策設備 ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	自主対策設備 ・号炉間連絡ケーブル ・号炉間連絡予備ケーブル	【設備・運用の相違（号炉間電力融通設備）】（例：比較表 P57-2） ・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。（女川と同様）			
3	代替直流電源設備による給電手段 ・所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池（安全防護系用）） ・可搬型直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備（125V蓄電池2A、125V蓄電池2B） ・常設代替直流電源設備 ・可搬型代替直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備（蓄電池（非常用）及び後備蓄電池） ・可搬型代替直流電源設備	【設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）】（例：比較表 P57-2） ・女川は代替直流電源設備の所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備している。 ・泊は大飯及び他PWRと同様に所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備する。（大飯と同様）			
4	非常用電源設備の系統数 ・非常用電源設備：2系統（A系及びB系）	非常用電源設備：3系統（区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲ）	非常用電源設備：2系統（A系及びB系）	【炉型による非常用電源設備構成の相違】（例：比較表 P57-3） ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統（区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲ）である。 ・泊は大飯及び他PWRと同じ2系統（A系及びB系）構成である。（大飯と同様）			
5	代替非常用発電機の起動方法／常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先 ・空冷式非常用発電機装置は、中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	・ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。	・代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。	【設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）】（例：比較表 P57-4） ・女川は外部電源喪失時にガスタービン発電機を自動起動する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に中央制御室の手動操作にて速やかに代替非常用発電機を起動する。（大飯と同様） 【設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）】（例：比較表 P57-4） ・女川は全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。（大飯と同様）			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由
No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
6	<p>代替非常用発電機の燃料補給/燃料貯蔵設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。 <p>【（参考）美浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンクより可搬式オイルポンプ又はタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。 ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。 電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。 	<p>【設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）】（例：比較表 P57-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにより自動補給する。 泊は大飯と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーに汲み上げた燃料を代替非常用発電機に燃料を補給する。<u>（大飯と同様）</u> <p>【設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）】（例：比較表 P57-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯はディーゼル発電機の燃料貯蔵設備として、燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを増設して燃料を確保している。 女川は軽油タンクに加えて SA 設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。 泊はディーゼル発電機燃料油貯油槽に加えて燃料タンク（SA）を新規に設置して燃料を確保する設計とする 	
7	<p>可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリーによる汲み上げ <p>【（参考）美浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）による汲み上げ 	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーによる汲み上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時含む。）による汲み上げ 	<p>【設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）】（例：比較表 P57-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は燃料タンクからタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確認している。 泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確認している。<u>（美浜と同様）</u> 	
8	<p>他号炉設備との共用</p> <ul style="list-style-type: none"> 他号炉設備を重大事故等時に共用する（複数号炉同時申請のため） 	<ul style="list-style-type: none"> 他号炉設備は共用しない（単独号炉申請のため） 	<ul style="list-style-type: none"> 他号炉設備は共用しない（単独号炉申請のため） 	<p>【設備、運用の相違（共用設備）】（例：比較表 P57-6）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は複数号炉同時申請のため、他号炉設備を重大事故等時の共用設備と整備している。 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、他号炉設備は共用しない。<u>（女川と同様）</u> 	
9	<p>直流負荷への給電方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流母線を介して負荷に給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 125V 直流電源切替盤で切り替えて負荷に直接給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直流母線を介して負荷に給電する。 	<p>【設備・運用の相違（直流負荷への給電）】（例：比較表 P57-10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は 125V 直流電源切替盤を設けて常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から負荷に直接給電する。 泊は大飯と同様に直流母線を介して負荷に給電する。<u>（大飯と同様）</u> 	
10	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（安全防護系用）で 24 時間にわたり給電する。 <p>【（参考）伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）を組み合わせることにより 24 時間にわたり給電する。 蓄電池（重大事故等対処用）の操作は、設置場所で可能な設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B で 24 時間にわたり給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより 24 時間にわたり給電する。 <ul style="list-style-type: none"> 後備蓄電池の操作は、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。 	<p>【設備・運用の相違（蓄電池の構成）】（例：比較表 P57-10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は蓄電池（安全防護系用）（女川は 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B）で 24 時間にわたり給電する。 泊は伊方と同様に蓄電池（非常用）及び後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））を組み合わせることにより 24 時間にわたり給電する。<u>（伊方と同様）</u> <p>【設備・運用の相違（後備蓄電池の操作）】（例：比較表 P57-39）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は蓄電池の操作は不要である。 泊及び伊方は組み合わせる後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））の操作は設置場所で可能である。また、泊は設置場所に加えて中央制御室での操作も可能である。<u>（伊方と同様）</u> 	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由
No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
11	<p>不要な負荷の切離し</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室において簡易な操作で不要な負荷を切り離す。 <p>【（参考）伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で不要な負荷を切り離す。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室において1時間以内に不要な負荷を切り離す。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室又は隣接する安全系計装盤室において1時間以内に不要な負荷を切り離す。 	<p>【設備・対応手段の相違（負荷切り離し）】（例：比較表 P57-10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は中央制御室において簡易な操作で不要な負荷を切り離す。 泊は伊方と同様に中央制御室又は隣接する安全系計装盤室において1時間以内に不要な負荷を切り離す。<u>（伊方と同様）</u> 	
12	<p>可搬型直流電源用発電機及び電路</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源設備として、電源車及び可搬式整流器を使用する。これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。 <p>【（参考）伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源設備として、75kVA電源車及び可搬型整流器により構成する可搬型直流電源装置並びに軽油タンク及びミニローリーを使用する。可搬型直流電源装置は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 電源車を代替所内電気設備、125V代替充電器及び250V充電器を経由し、125V直流主母線盤2A-1、125V直流主母線盤2B-1及び250V直流主母線盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源用発電機は可搬型直流変換器を経由し、A直流母線又はB直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 	<p>【設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）】（例：比較表 P57-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 大飯は非常用所内電気設備の電路を経由して直流母線に接続する。 女川は代替所内電源設備の電路を経由してSA専用の直流母線に接続する。 泊は伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機を使用し、専用の電路を経由して直流母線に接続する。<u>（伊方と同様）</u> 	
13	<p>可搬型代替直流電源設備の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） タンクローリー（3号及び4号炉共用） 可搬式整流器 <p>【（参考）伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 75kVA電源車 軽油タンク ミニローリー 可搬型整流器 	<ul style="list-style-type: none"> 125V代替蓄電池 250V蓄電池 電源車 125V代替充電器 250V充電器 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源用発電機 可搬型直流変換器 ディーゼル発電機燃料油貯槽 燃料タンク（SA） 可搬型タンクローリー 	<p>【設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）】（例：比較表 P57-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は可搬型代替直流電源設備としても常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池及び250V蓄電池から給電し、その後、可搬型代替交流電源設備の電源車を使用して常設の125V代替充電器及び250V充電器を経由した代替所内電気設備の125V及び250V直流主母線盤へ給電する。 泊は大飯及び他PWRと同様に可搬型の発電機及び変換器を使用した給電手段を整備する。また、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する手段を整備する。<u>（伊方と同様）</u> 	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
14	代替所内電気設備の構成等/代替所内電気設備による直流給電/代替炉心注水等 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・可搬式整流器 【（参考）伊方】 ・空冷式非常用発電装置 ・重油タンク ・ミニローリー ・代替電気設備受電盤 ・代替動力変圧器	・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線2F系 ・緊急用高圧母線2G系 ・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系 ・緊急用交流電源切替盤2G系 ・緊急用交流電源切替盤2C系 ・緊急用交流電源切替盤2D系 ・非常用高圧母線2C系 ・非常用高圧母線2D系	・代替非常用発電機 ・可搬型代替電源車 ・ディーゼル発電機燃料油貯槽 ・燃料タンク（SA） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・可搬型タンクローリー ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	【設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）】（例：比較表 P57-15） ・女川は緊急用母線、変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。 ・泊は大飯及び伊方と同様に代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源及び電路を代替所内電気設備として整備する。（大飯及び伊方と同様） 【設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）】（例：比較表 P57-15） ・大飯は代替所内電気設備として可搬式整流器を使用した直流給電の手段を整備している。 ・泊は女川及び伊方と同様に代替所内電気設備とは別に可搬型代替直流電源設備で直流給電する手段を整備する。（女川及び伊方と同様） 【設備・運用の相違（代替炉心注水等）】（例：比較表 P57-15） ・大飯及び伊方は代替所内電気設備変圧器を経由し、代替炉心注水等を行う恒設代替低圧注水ポンプに給電する。 ・泊は代替所内電気設備変圧器とは別の代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を経由し、代替格納容器スプレイポンプに給電する。代替炉心注水等を行う常設重大事故等対処設備へ給電する機能を有しているという点において大飯と同様である。（大飯及び伊方と同様）		
15	可搬型設備の保有数及びバックアップ設備の考え方 ・複数号炉同時申請のため、号炉共用のバックアップ設備を保管している。	・単号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。	・単号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。	【設備・運用の相違（使用数及び保有数）】（例：比較表 P57-34） ・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉共用のバックアップ設備を保管している。 ・泊は女川と同様に単号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。 ・大飯及び女川と使用数及び保有数は異なるが、必要数量を保管するという点において同等である。（女川と同様）		
16	ケーブルの接続方法 ・コネクタ接続（号炉同一規格） 【（参考）伊方】 ・ボルト・ネジ接続	・コネクタ接続	・ボルト・ネジ接続	【設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）】（例：比較表 P57-43） ・大飯は3号及び4号炉同一規格のコネクタ接続又は簡便な接続規格による端子接続を採用している。 ・女川はコネクタ接続を採用するとともに、接続用の足場を設けている。 ・泊は伊方と同様に一般的に用いられる工具を用いて接続できるボルト・ネジ接続を採用する。 ・大飯及び女川と接続方法は異なるが、確実に接続できるという点において同等である。（伊方と同様）		
17	可搬型直流電源用発電機の運搬 ・電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。 （可搬型代替電源設備の電源車を使用） 【（参考）玄海】 ・直流電源用発電機は、車両等により運搬できる設計とするとともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。	・電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 （可搬型代替交流電源設備の電源車を使用）	・可搬型直流電源用発電機は、車両により運搬して屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とする	【設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）】（例：比較表 P57-44） ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・泊は玄海と同様に可搬型直流電源用発電機は自走できないため、他の車両（ホイールロード）により運搬する。大飯及び女川と運搬方法は異なるが、車両により設置場所にアクセス可能であるという点において同等である。（玄海と同様）		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
2-2) 設備名称等の相違							
No.	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
1	・使用済燃料ピット	・使用済燃料プール	・使用済燃料ピット	設備名称の相違（使用済燃料ピット） （例：比較表 P57-1）			
2	・ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機	・ディーゼル発電機	設備名称の相違（D/G） （例：比較表 P57-3）			
3	・空冷式非常用発電装置	・ガスタービン発電機	・代替非常用発電機	設備名称の相違（代替非常用発電機） （例：比較表 P57-4）			
4	・燃料油貯蔵タンク	・軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	設備名称の相違（燃料油貯油槽） （例：比較表 P57-4）			
5	・タンクローリー	・タンクローリ	・可搬型タンクローリー	設備名称の相違（タンクローリー） （例：比較表 P57-4）			
6	・非常用高圧母線	・非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系	・非常用高圧母線	設備名称の相違（非常用高圧母線） （例：比較表 P57-4）			
7	・電源車	・電源車	・可搬型代替電源車	設備名称の相違（可搬型代替電源車） （例：比較表 P57-7）			
8	・蓄電池（安全防護系用）	・125V蓄電池2A、125V蓄電池2B	・蓄電池（非常用）	設備名称の相違（蓄電池（非常用）） （例：比較表 P57-10）			
9	・充電器	・125V充電器2A、125V充電器2B	・A充電器、B充電器	設備名称の相違（充電器） （例：比較表 P57-10）			
10	・A-非常用直流母線、B-非常用直流母線	・125V直流主母線盤	・A直流母線、B直流母線	設備名称の相違（直流母線） （例：比較表 P57-10）			
11	・可搬式整流器	・125V代替充電器	・可搬型直流変換器	設備名称の相違（可搬型直流変換器） （例：比較表 P57-13）			
12	・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤	・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系	・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤	設備名称の相違（代替所内電気設備） （例：比較表 P57-15）			
13	・原子炉周辺建屋	・原子炉付属棟 ・原子炉建屋付属棟近傍	・ディーゼル発電機建屋 ・原子炉建屋	設置場所の相違（D/G設置場所） （例：比較表 P57-20）			
14	－（記載なし）	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料ダイタンク	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	設備名称の相違（D/G燃料油移送設備） （例：比較表 P57-20）			
15	・制御建屋	・制御建屋	・原子炉補助建屋	設置場所の相違（蓄電池設置場所） （例：比較表 P57-23）			
16	・制御建屋	・制御建屋	・原子炉補助建屋	保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所） （例：比較表 P57-24）			
17	・制御建屋	・原子炉付属棟	・原子炉補助建屋	設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所） （例：比較表 P57-25）			
18	・車輪止めや固縛等	・輪留め	・車輪止め	記載表現の相違（車輪止め） （例：比較表 P57-27）			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【第57条 電源設備の概要】</p>			
<p><代替交流電源設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常設代替交流電源設備による給電 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 常設代替交流電源設備*を屋外に設置し、非常用高圧母線に接続して電力を供給する。 ※ <u>泊3号炉：代替非常用発電機</u>、<u>大飯3/4号炉（参考）：空冷式非常用発電装置</u>、<u>女川2号炉（参考）：ガスタービン発電機</u> ● 可搬型代替交流電源設備による給電 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 可搬型代替交流電源設備*を屋外に配備し、接続口を介して非常用高圧母線に接続して電力を供給する。 ※ <u>泊3号炉：可搬型代替電源車</u>、<u>大飯3/4号炉（参考）：電源車</u>、<u>女川2号炉（参考）：電源車</u> ● 号炉間電力融通設備による給電（<u>大飯3/4号炉のみ</u>） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 号炉間電力融通設備*を配備し、手動で非常用高圧母線に接続して他号炉のディーゼル発電機から電力融通する。 ※ <u>大飯3/4号炉（参考）：号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブル</u> （単独号炉申請の<u>泊3号炉</u>、<u>女川2号炉</u>は、自主対策設備（<u>泊3号炉：号炉間連絡ケーブル又は予備ケーブル</u>、<u>女川2号炉：号炉間電力融通ケーブル（常設）又は（可搬型）</u>）として整備している。） <p><代替直流電源設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所内常設蓄電式直流電源設備*を設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な負荷に電力を供給する。 ※ <u>泊3号炉：蓄電池（非常用）及び後備蓄電池</u>、<u>大飯3/4号炉（参考）：蓄電池（安全防護系用）</u>、<u>女川2号炉（参考）：125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B</u> ● 常設代替直流電源設備による給電（<u>女川2号炉のみ</u>） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 常設代替直流電源設備*を設置し、中央制御室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行うことで8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残りの16時間の合計24時間にわたり必要な負荷に電力を供給する。 ※ <u>女川2号炉（参考）：125V代替蓄電池及び250V蓄電池</u> （<u>泊3号炉</u>、<u>大飯3/4号炉</u>は可搬型代替直流電源設備で対応する。） ● 可搬型代替直流電源設備による給電 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 可搬型代替直流電源設備*を配備し、非常用直流母線に接続して24時間にわたり必要な負荷に電力を供給する。 ※ <u>泊3号炉：可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器</u>、<u>大飯3/4号炉（参考）：電源車及び可搬型整流器</u>、<u>女川2号炉（参考）：常設代替直流電源設備、125V代替充電器、250V充電器及び電源車</u> <p><代替所内電気設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 代替所内電気設備による給電 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 代替所内電気設備*を配備し、2系統の非常用母線の機能が喪失した場合に必要な負荷に電力を供給する。 ※ <u>泊3号炉：代替非常用発電機、可搬型代替電源車、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</u>、<u>大飯3/4号炉（参考）：空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器</u>、<u>女川2号炉（参考）：ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線、緊急用動力変圧器、緊急用低圧母線、緊急用交流電源切替盤、非常用高圧母線（常設又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用）</u> <p><燃料補給設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 燃料補給設備による給油 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 燃料補給設備*を配備し、必要な設備に燃料を補給する。 ※ <u>泊3号炉：ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から直接又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを介して可搬型タンクローリーに燃料を汲み上げて補給</u>、<u>大飯3/4号炉（参考）：燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーを用いて補給</u>、<u>女川2号炉（参考）：軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーを用いて補給</u> 			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉			女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉																	
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	常設代替 交流電源設備			可搬型代替 交流電源設備			号炉間 電力融通設備※1			所内常設蓄電式 直流電源設備			常設代替 直流電源設備※2			可搬型代替 直流電源設備			代替所内電源設備			燃料補給設備		
			大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊	大飯	女川	泊
空冷式非常用発電装置	ガスタービン発電機	代替非常用発電機	○	○	○																					
	ガスタービン発電設備 軽油タンク			○			○																			○
	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ			○																						
電源車	電源車	可搬型代替電源車																								
号機間電力融通恒設ケーブル (3号及び4号炉共用)																										
号機間電力融通予備ケーブル (3号及び4号炉共用)																										
蓄電池(安全防護系用)	125V蓄電池2A 125V蓄電池2B	蓄電池(非常用) 後備蓄電池																								
	125V代替蓄電池																									
	250V蓄電池																									
	125V充電器2A	A充電器																								
	125V充電器2B	B充電器																								
		可搬型直流電源用発電機																								
可搬式整流器	125V代替充電器	可搬型直流変換器																								
	250V充電器																									
	ガスタービン発電機接続盤																									
	緊急用高圧母線2F系																									
	緊急用高圧母線2G系																									
代替所内電気設備変圧器	緊急用動力変圧器2G系	代替所内電気設備変圧器																								
代替所内電気設備分電盤	緊急用低圧母線2G系	代替所内電気設備分電盤																								
		代替格納容器スプレィポンプ 変圧器盤				○																				
		緊急用交流電源切替盤2G系																								
		緊急用交流電源切替盤2C系																								
		緊急用交流電源切替盤2D系																								
		非常用高圧母線2C系																								
		非常用高圧母線2D系																								
ディーゼル発電機 (重大事故等時のみ 3号及び4号炉共用)																										
燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ 3号及び4号炉共用)	軽油タンク	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	○	○	○	○	○	○	○																	
		燃料タンク(SA)				○																				
		ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ				○																				
重油タンク (重大事故等時のみ 3号及び4号炉共用)			○																							
タンクローリー (3号及び4号炉共用)	タンクローリー	可搬型タンクローリー	○	○	○	○	○	○	○																	

※1：大飯3/4号炉のみ（泊，女川は単独号炉申請のため，自主対策設備として整備している。） ※2：女川2号炉のみ（泊，大飯は可搬型代替直流電源設備で対応する。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

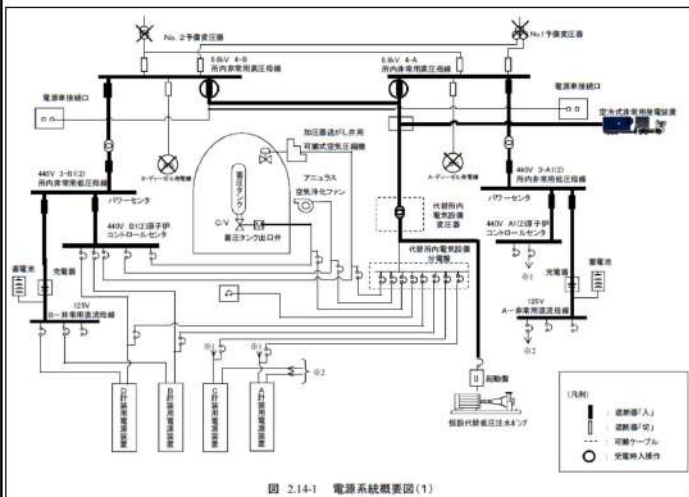
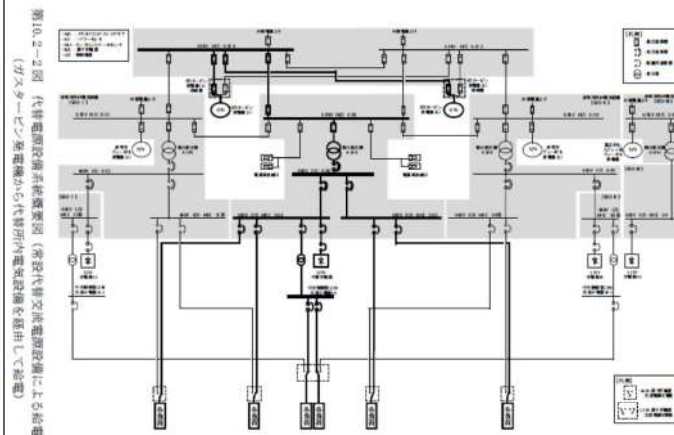
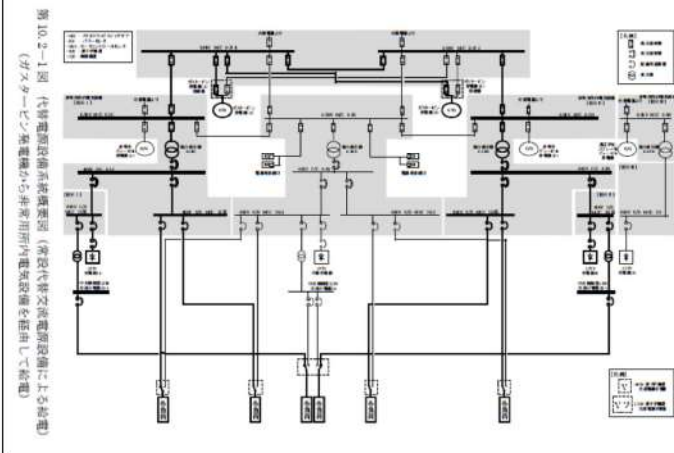
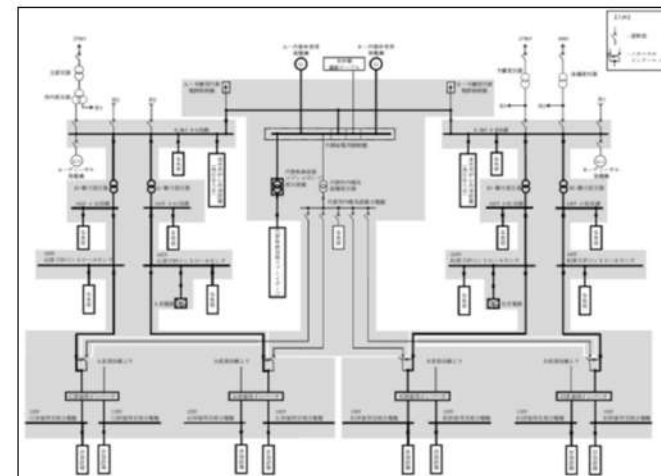


図 2.14-1 電源系統概要図(1)

女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



第10.2.1図 代替電源設備系統概要図(常設代替交流電源設備による給電)

【系統概要図】 常設代替交流電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
<p>図 2.14-2 電源系統概要図(2)</p>	<p>第10.2-4図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） （電源車から井筒内電気設備を給電して給電）</p>	<p>第10.2.2図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）</p>
	<p>第10.2-5図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） （電源車から代替内電気設備を給電して給電）</p>	<p>【系統概要図】 可搬型代替交流電源設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

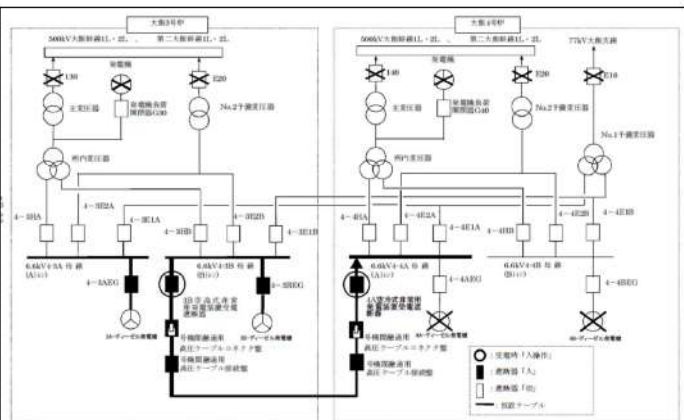


図 2.14-3 電源系統概要図(3)

女川原子力発電所2号炉

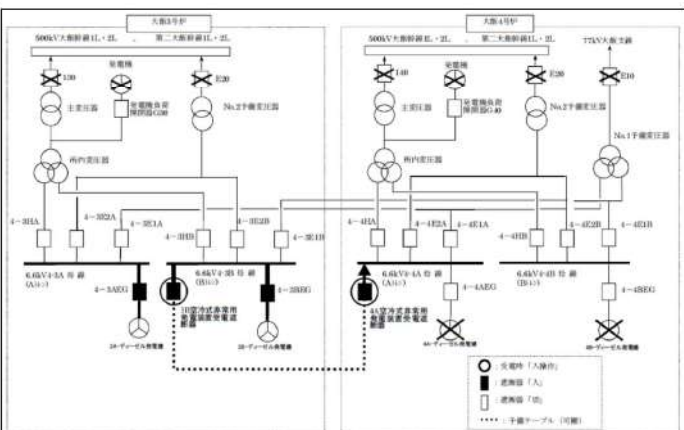


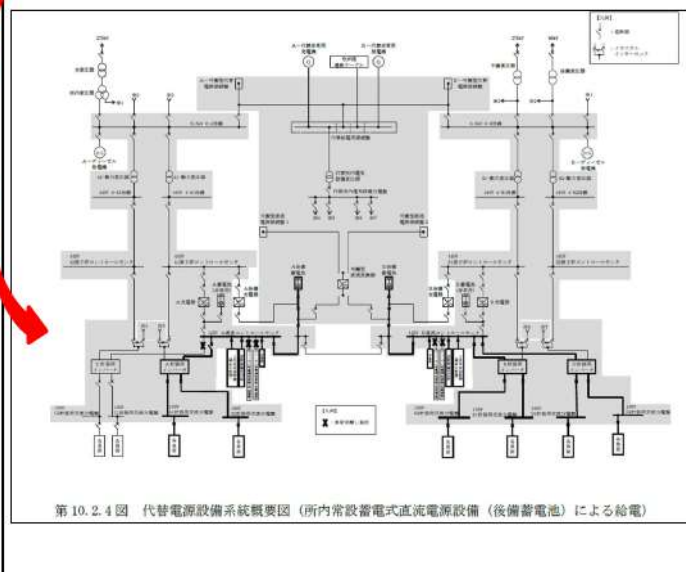
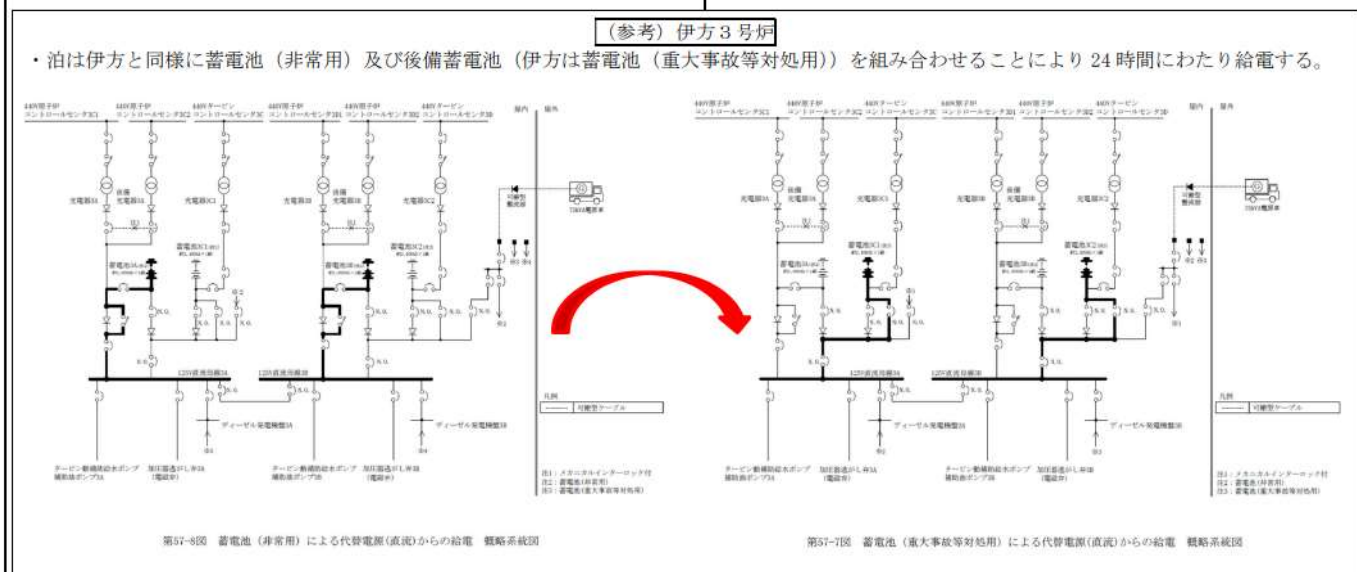
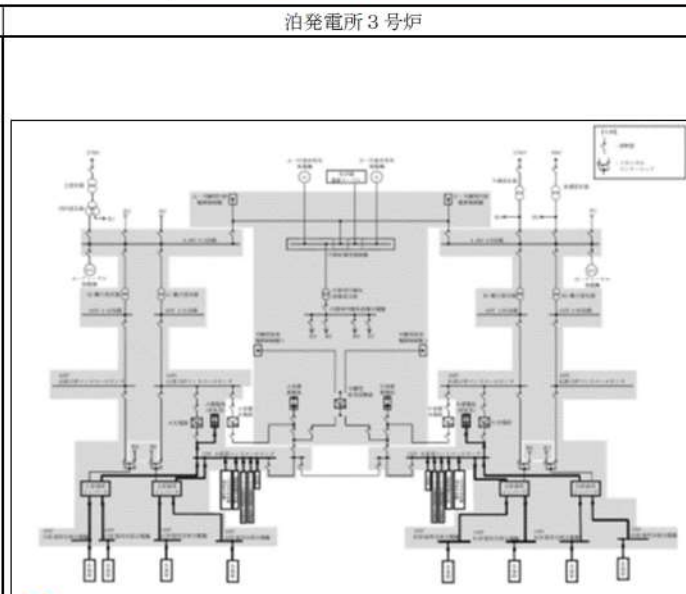
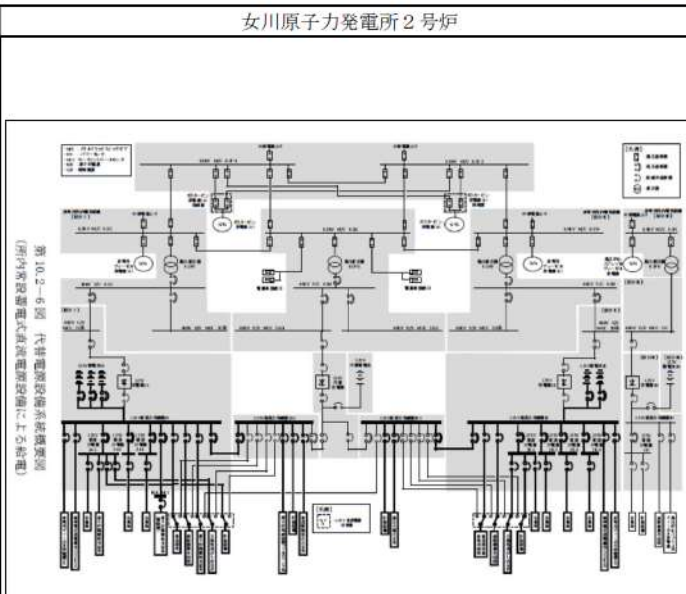
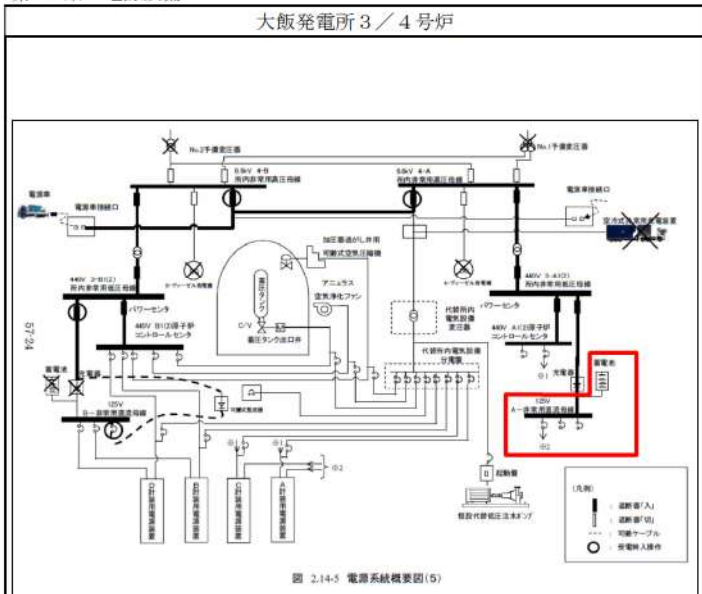
図 2.14-4 電源系統概要図(4)

女川2号炉，泊3号炉は
 単独号炉申請のため
 重大事故等対処設備なし

【系統概要図】号炉間電力融通設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



【系統概要図】 所内常設蓄電式直流電源設備

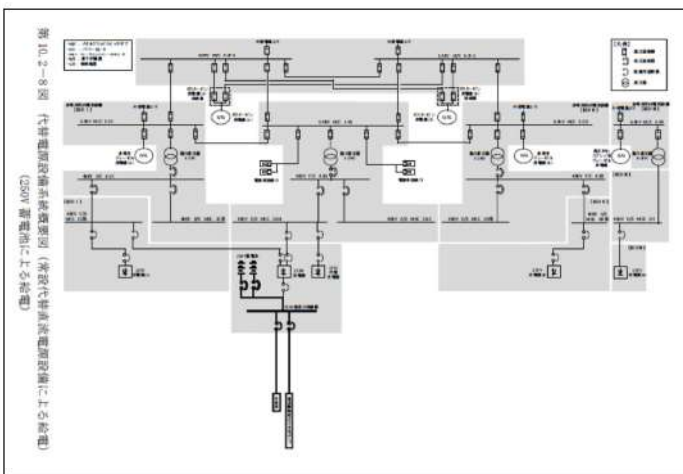
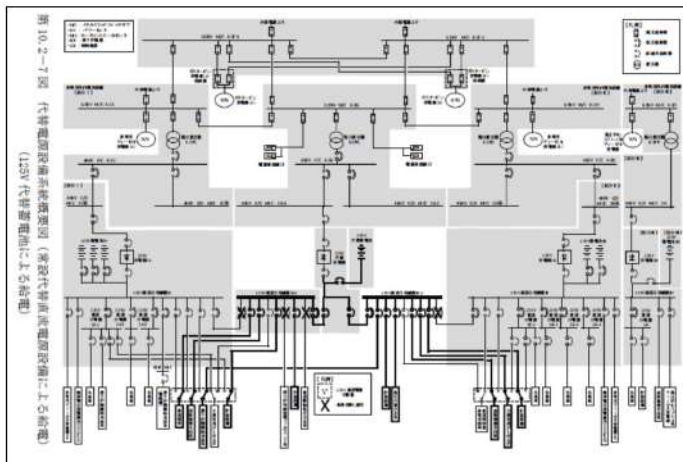
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉



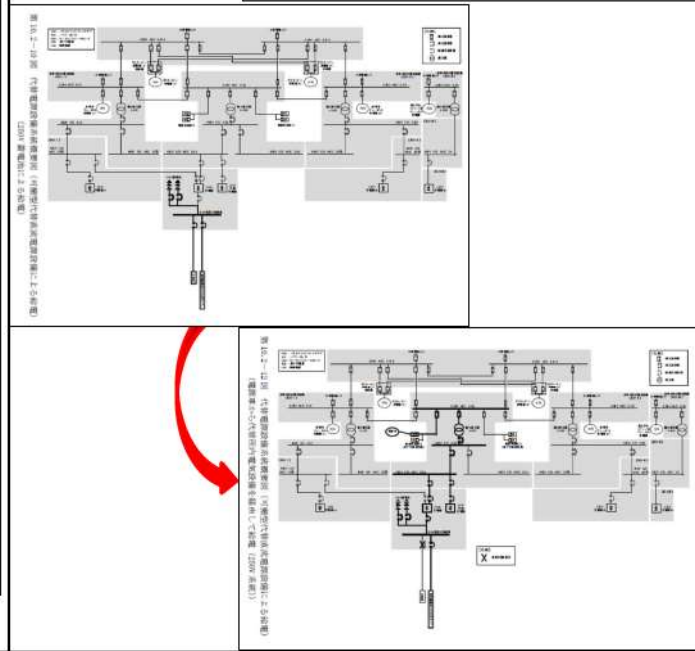
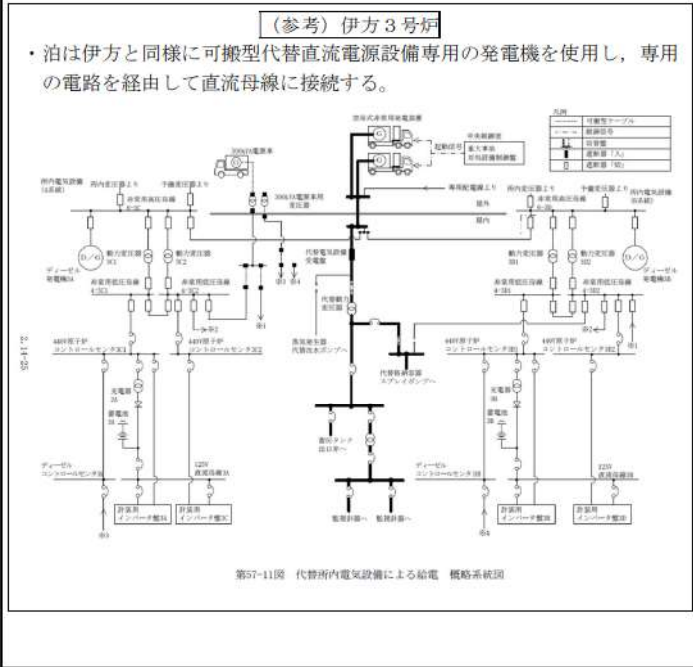
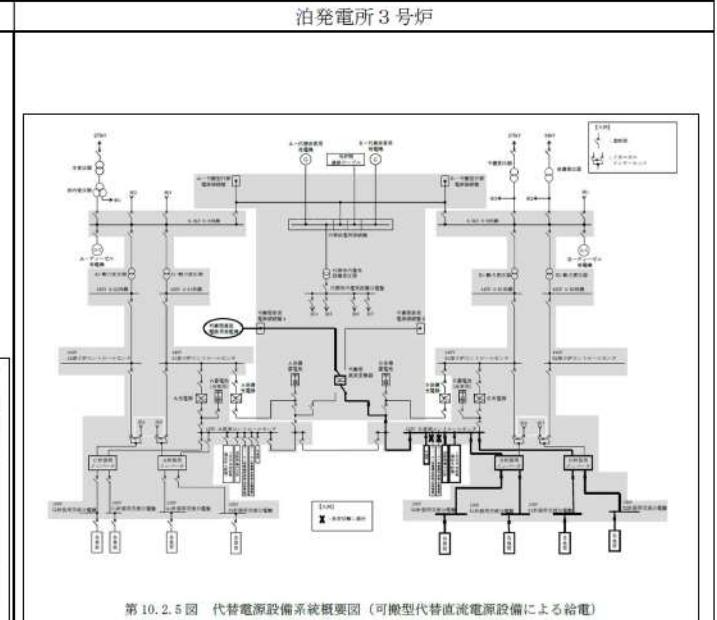
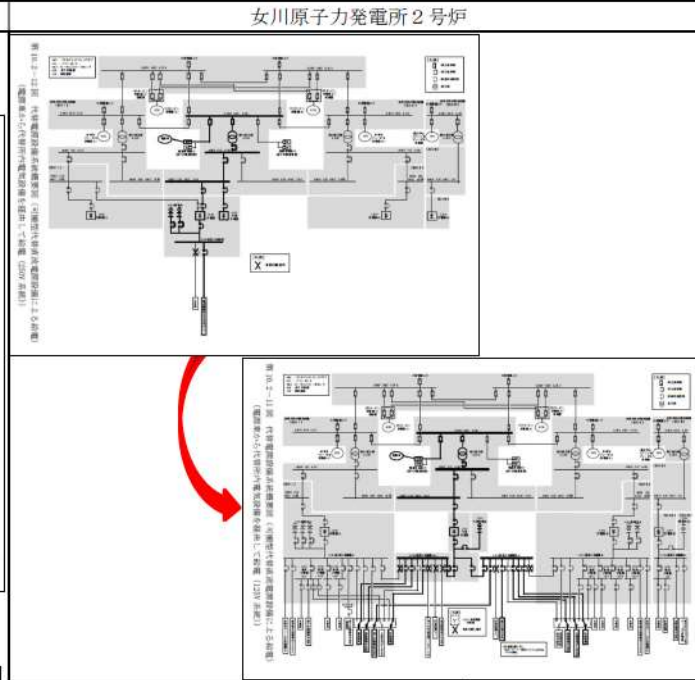
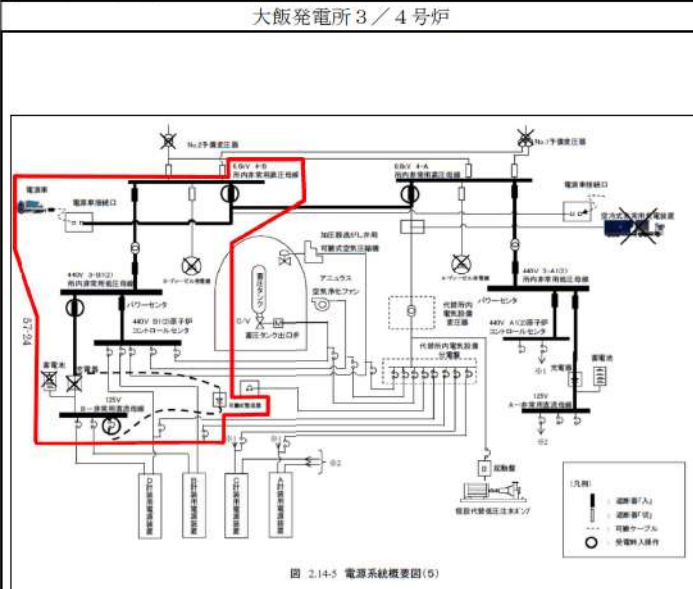
大飯3/4号炉，泊3号炉は
可搬型直流電源設備で対応する

大飯3/4号炉，泊3号炉は
可搬型直流電源設備で対応する

【系統概要図】常設代替直流電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



【系統概要図】可搬型代替直流電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

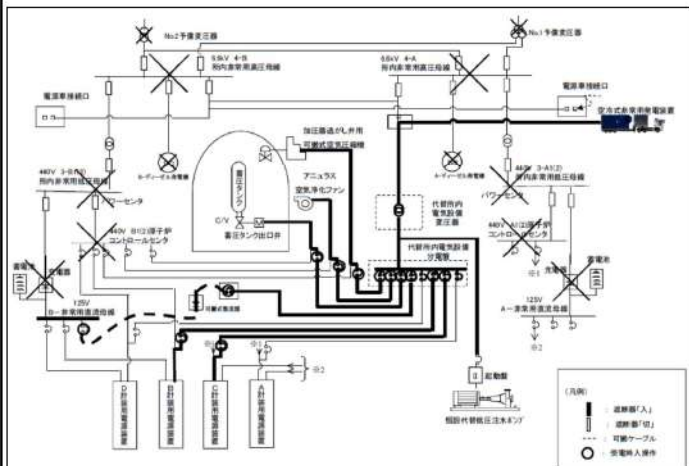
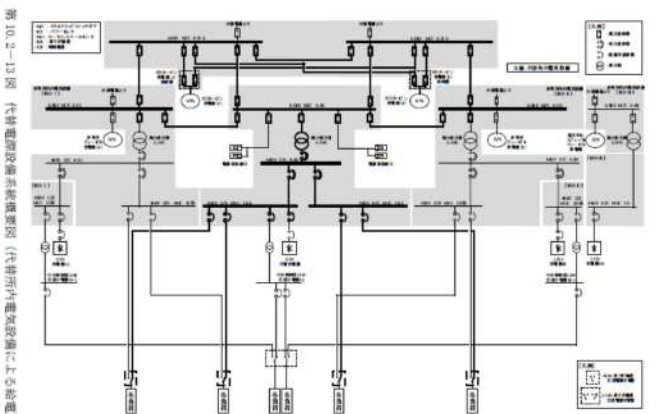


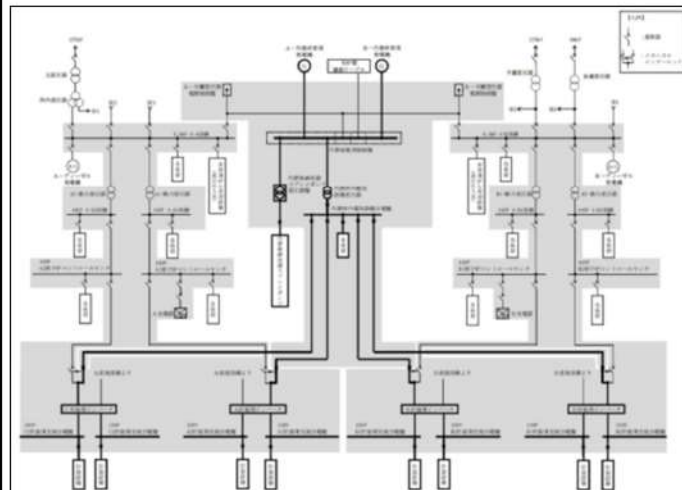
図 2.14-6 電源系統概要図(6)

女川原子力発電所2号炉



第 10.2-13 図 代替電源設備系統概要図(代替所内電気設備による給電)

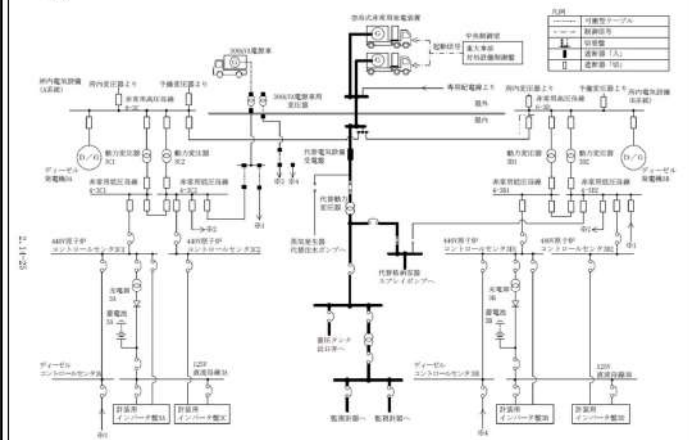
泊発電所3号炉



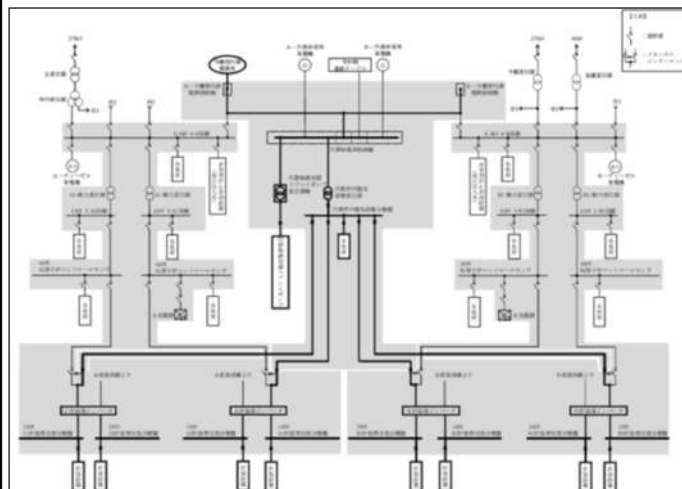
第 10.2.6 図 代替電源設備系統概要図(代替所内電気設備(代替非常用発電機)による給電)

(参考) 伊方3号炉

・泊は大飯及び伊方と同様に代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源及び回路を代替所内電気設備として整備する。



第57-11図 代替所内電気設備による給電 概略系統図



第 10.2.7 図 代替電源設備系統概要図(代替所内電気設備(可搬型代替電源車)による給電)

【系統概要図】代替所内電源設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

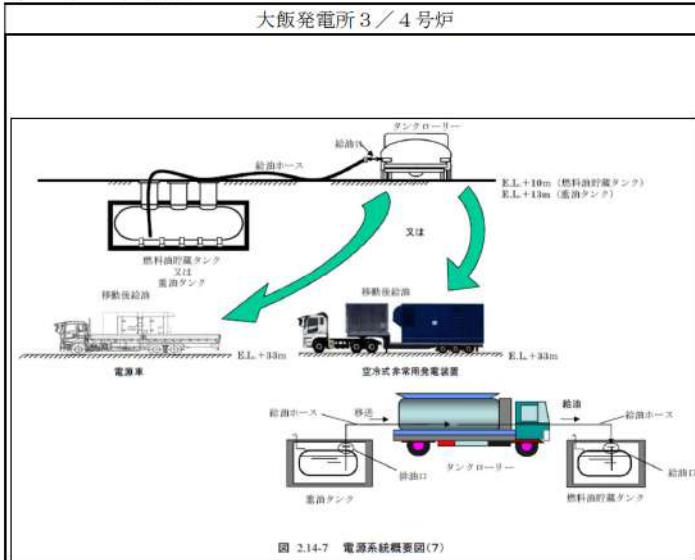
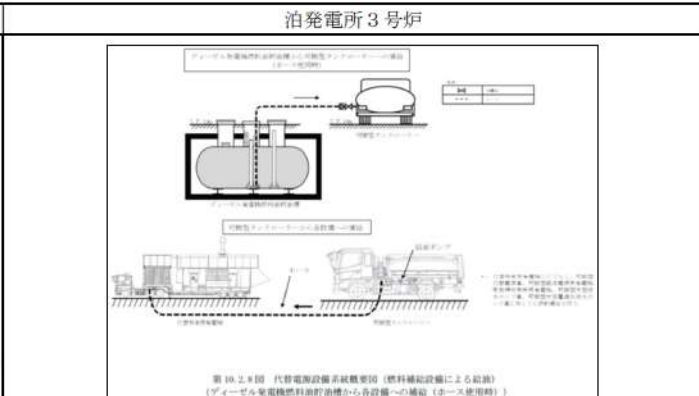
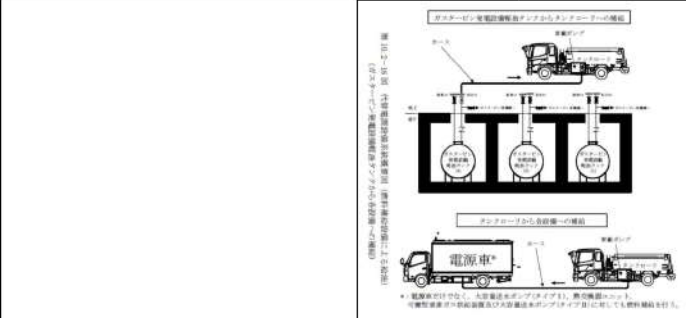
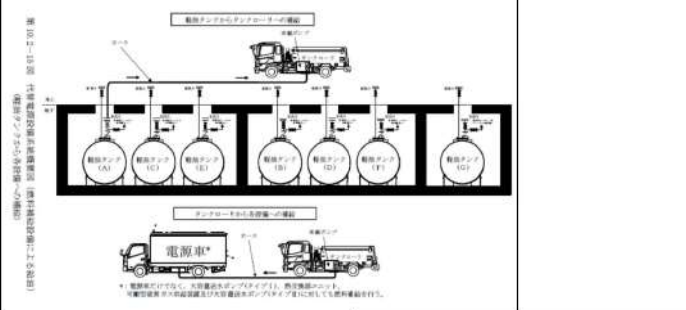
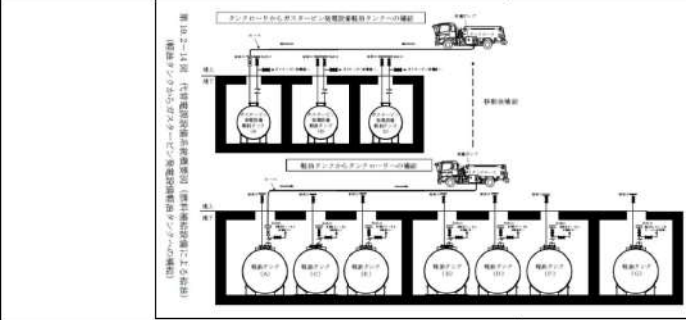
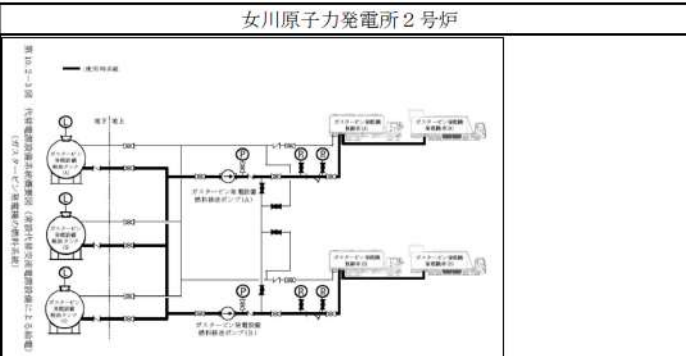
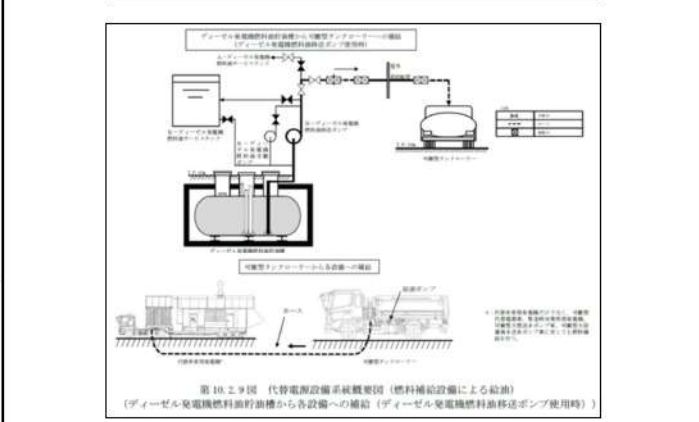


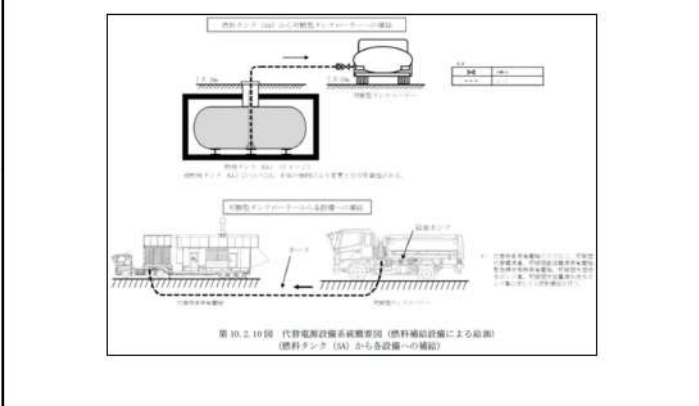
図 2.14-7 電源系統概要図(7)



第 10.2.9 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油）（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽から各設備への給油（ホース使用時））



第 10.2.9 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油）（ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽から各設備への給油（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時））



第 10.2.10 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油）（燃料タンク（SA）から各設備への給油）

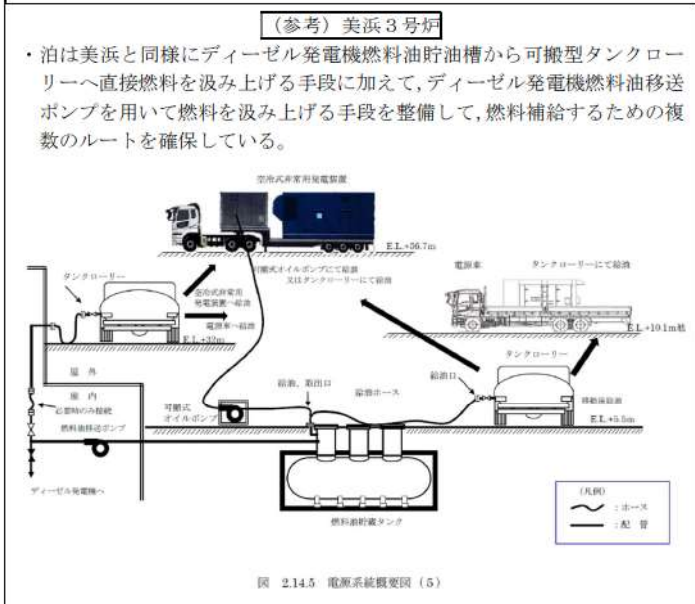


図 2.14.5 電源系統概要図(5)

【系統概要図】 燃料補給設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p>2.14.1 適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を第10.2-1図から第10.2-16図に示す。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>10.2 代替電源設備</p> <p>10.2.1 概要</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>代替電源設備の系統図を第10.2.1図から第10.2.10図に示す。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備が使用できる場合は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p>	<p>色付けによる識別方法は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：泊との相違箇所を色付け ・女川：泊との相違箇所を色付け ・泊：女川との相違箇所を色付け <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績の反映を反映した記載表現としている。（以降、「記載表現の相違（女川審査実績の反映）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【大飯、女川】 図表番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（使用済燃料ピット） ・女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ピット（以降、「設備名称の相違（使用済燃料ピット）」と記載する。）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張） ・大飯は重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備を「重大事故等対処設備」として使用する。 ・泊は女川と同様に「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」として使用する。（以降、「設備・運用の相違（設計基準拡張）」と記載する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の対応に必要な電力を供給するための設備として以下の代替電源設備、号機間電力融通ケーブル、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。</p>	<p>10.2.2 設計方針 代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。 また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料補給設備を設ける。</p>	<p>10.2.2 設計方針 代替電源設備のうち、重大事故等の対応に必要な電力を確保するための設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける。 また、重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の軽油を補給するための設備として、燃料補給設備を設ける。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備） ・大飯は複数号炉同時申請のため、号機間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。（以降、「設計・運用の相違（号機間電力融通設備）」と記載する。） 【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備） ・女川は代替直流電源設備の所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備している。 ・泊は大飯及び他 PWR と同様に所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、所内常設蓄電式直流電源設備のバックアップとして可搬型代替直流電源設備による直流電源の供給手段を整備する。（以降、「設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）」と記載する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する常設代替電源設備として、空冷式非常用発電装置を使用する。</p>	<p>(1) 代替交流電源設備による給電 a. 常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p>	<p>(1) 代替交流電源設備による給電 a. 常設代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びにディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合に、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」時に必要な交流負荷へ電力を供給する重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違 (D/G) ・女川：非常用ディーゼル発電機→泊、大飯：ディーゼル発電機（以降、「設備名称の相違 (D/G)」と記載する。） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統(区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ)である。 ・泊は大飯及び他 PWR と同じ2系統（A系、B系）構成である。（以降、「炉型による非常用電源設備構成の相違」と記載する。） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・大飯を参照して記載を充実している。（以降、「記載の充実（大飯審査実績を参照）」と記載する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置は、中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備は、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリ、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、電路、計測制御装置等で構成し、代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） ・大飯：空冷式非常用発電装置→女川：ガスタービン発電機→泊：代替非常用発電機（以降、「設備名称の相違（代替非常用発電機）」と記載する。） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） ・大飯：燃料油貯蔵タンク→女川：軽油タンク→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽（以降、「設備名称の相違（燃料油貯油槽）」と記載する。） 設備名称の相違（タンクローリ） ・大飯：タンクローリ→女川：タンクローリ→泊：可搬型タンクローリ（以降、「設備名称の相違（タンクローリ）」と記載する。） 【女川】 設備名称の相違（非常用高圧母線） ・女川：非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系→泊、大飯：非常用高圧母線（以降、「設備名称の相違（非常用高圧母線）」と記載する。） 【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） ・女川は外部電源喪失時にガスタービン発電機を自動起動する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に中央制御室の手動操作にて速やかに代替非常用発電機を起動する。（以降、「設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）」と記載する。） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（大飯は代替所内電気設備変圧器）に給電する。（以降、「設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）」と記載する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンクより可搬式オイルポンプ又はタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） ・女川はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにより自動補給する。 ・泊は大飯と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーに汲み上げた燃料を代替非常用発電機に燃料を補給する。（以降、「設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照） ・美浜3号炉を参照して記載を充実している。（以降、「記載の充実（美浜審査実績を参照）」と記載する。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） ・大飯はディーゼル発電機の燃料貯蔵設備として、燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを増設して燃料を確保している。 ・女川は軽油タンクに加えてSA設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油貯油槽に加えて燃料タンク（SA）を新規に設置して燃料を確保する設計とする。（以降、「設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）」と記載する。）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） ・大飯及び女川はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確保している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） タンクローリー（3号及び4号炉共用） 	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 軽油タンク タンクローリー 	<p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替非常用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク（SA） ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 可搬型タンクローリー 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>・泊は美浜と同様に可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、複数のルートを確認している。(以降、「設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）」と記載する。)</p> <p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>・大飯は複数号炉同時申請のため、他号炉設備を重大事故等時の共用設備と整備している。</p> <p>・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、他号炉設備は共用しない。(以降、「設備、運用の相違（共用設備）」と記載する。)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。</p> <p>電源車は、非常用高圧母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>電源車は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、電源車は緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>b. 可搬型代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に最低限必要な設備に電力を供給する重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、電路、計測制御装置等で構成し、可搬型代替電源車は、非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・大飯を参照して記載を充実している。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） ・大飯、女川：電源車一泊：可搬型代替電源車（以降、「設備名称の相違（可搬型代替電源車）」と記載する。）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（非常用高圧母線）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>電源車は、燃料油貯蔵タンクよりタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p>	<p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車 ・ 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・ 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・ タンクローリー（3号及び4号炉共用） 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車 ・ 軽油タンク ・ ガスタービン発電設備軽油タンク ・ タンクローリー 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型代替電源車 ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ 燃料タンク（SA） ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・ 可搬型タンクローリー ・ 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給するため、号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、あらかじめ敷設し、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合に、手動で非常用高圧母線へ接続することで他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）から電力融通できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）は、重大事故等時に号機間電力融通を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>ディーゼル発電機は、燃料油貯蔵タンクより燃料を補給できる他、重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用） ・号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用） ・ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） 			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（安全防護系用）を使用する。</p> <p>これらの設備は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合の重大事故等対処設備として、所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A、125V充電器2B、電路（125V直流主母線盤及び125V直流電源切替盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(2) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、所内常設蓄電式直流電源設備を使用する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器、B充電器、電路（A直流母線及びB直流母線を含む。）、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間にわたり、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・大飯を参照して記載を充実している。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） ・大飯：蓄電池（安全防護系用）→女川：125V蓄電池2A、125V蓄電池2B→泊：蓄電池（非常用）（以降、「設備名称の相違（蓄電池（非常用）」と記載する。）</p> <p>設備名称の相違（充電器） ・大飯：充電器→女川：125V充電器2A、125V充電器2B→泊：A充電器、B充電器（以降、「設備名称の相違（充電器）」と記載する。）</p> <p>設備名称の相違（直流母線） ・大飯：A-非常用直流母線、B-非常用直流母線→女川：125V直流主母線盤→泊：A直流母線、B直流母線（以降、「設備名称の相違（直流母線）」と記載する。）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（直流負荷への給電） ・女川は125V直流電源切替盤を設けて代替常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から負荷に直接給電する。 ・泊は大飯と同様に直流母線を介して負荷に給電する。（以降、「設備・運用の相違（直流負荷給電ルート）」と記載する。）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） ・大飯及び女川は蓄電池（安全防護系用）（女川は125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B）で24時間にわたり給電する。 ・泊は伊方と同様に蓄電池（非常用）及び後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））を組み合わせることにより24時間にわたり給電する。（以降、「設備・運用の相違（蓄電池の構成）」と記載する。）</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し） ・大飯及び女川は中央制御室において簡易な操作で不要負荷を切り離す。 ・泊は伊方と同様に中央制御室又は隣接する安全系計装盤室において1時間以</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(3) 代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>(i) 蓄電池（非常用）による非常用電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（非常用）を使用する。</p> <p>蓄電池（非常用）は、中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより8時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。また、蓄電池（重大事故等対処用）と組み合わせることにより事象発生から24時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p>			
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(4) 代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>(i) 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、蓄電池（重大事故等対処用）を使用する。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は、蓄電池（非常用）により8時間にわたり電力の供給を行った後、中央制御室に隣接する計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離して16時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。また、蓄電池（非常用）と組み合わせることにより24時間にわたり電力の供給を行うことが可能な設計とする。</p>	<p>また、交流電源復旧後に、交流電源を125V充電器2A及び125V充電器2Bを経由し125V直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>また、交流電源復旧後に、交流電源をA充電器及びB充電器を経由しA直流母線及びB直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（安全防護系用） 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用） 	<p>内に不要な負荷を切り離す。(以降、「設備・運用の相違（負荷切り離し）」と記載する。)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用） 			
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（重大事故等対処用） 	<ul style="list-style-type: none"> 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 	<ul style="list-style-type: none"> 後備蓄電池 A 充電器 B 充電器 	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 【大飯、女川】 設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備のうち125V 代替蓄電池を使用する。また、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備のうち250V 蓄電池を使用する。</p> <p>常設代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電路（125V 直流主母線盤及び125V 直流電源切替盤並びに250V 直流主母線盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、250V 蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、125V 代替蓄電池及び250V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 		<p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、電源車及び可搬式整流器を使用する。</p> <p>これらの設備は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(4)代替電源（直流）による給電に用いる設備</p> <p>(ii)可搬型直流電源装置による代替電源（直流）からの給電</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する可搬型直流電源設備として、75kVA 電源車及び可搬式整流器により構成する可搬型直流電源装置並びに軽油タンク及びミニローリーを使用する。</p> <p>可搬型直流電源装置は、直流母線へ接続することにより、24時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p>	<p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、電源車、125V 代替充電器、250V 充電器、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー、電路（125V 直流主母線盤及び125V 直流電源切替盤並びに250V 直流主母線盤を含む。）、計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は電力の供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、250V 蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、125V 代替蓄電池及び250V 蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内電気設備、125V 代替充電器及び250V 充電器を経由し、125V 直流主母線盤2A-1、125V 直流主母線盤2B-1及び250V 直流主母線盤へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備を使用する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリー、電路（A直流母線及びB直流母線を含む。）、計測制御装置等で構成し、可搬型直流電源用発電機は可搬型直流変換器を経由し、A直流母線又はB直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・大飯は非常用所内電気設備の電路を経由して直流母線に接続する。 ・女川は代替所内電源設備の電路を経由してSA専用の直流母線に接続する。 ・泊は伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機を使用し、専用の電路を経由して直流母線に接続する。（以降、「設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）」と記載する。） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器） ・大飯：可搬式整流器→女川：125V 代替充電器→泊：可搬型直流変換器（以降、「設備名称の相違（可搬型直流変換器）」と記載する。） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） ・女川は可搬型代替直流電源設備としても常設代替直流電源設備である125V 代替蓄電池及び250V 蓄電池から給電し、その後、可搬型代替交流電源設備の電源車を使用して常設の125V 代替充電器及び250V 充電器を経由した代替所内電気設備の125V 及び250V 直流主母線盤へ給電する。 ・泊は大飯及び他 PWR と同様に可搬型の発電機及び変換器を使用した給電手段を整備する。また、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、伊方と同様に可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する手段を整備する。（以降、「設備・運用の</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源車 	<p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、電源車の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 電源車 	<p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機の運転を継続することで、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源用発電機 	<p>相違(可搬型代替直流電源設備の構成)と記載する。)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯, 女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備) 【大飯, 女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽) 設備名称の相違(タンクローリー) 【大飯】 設備、運用の相違(共用設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)</p>
<p><内容比較のため再掲(1)></p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式整流器 燃料油貯蔵タンク(重大事故等時のみ3号及び4号炉共用) 重油タンク(重大事故等時のみ3号及び4号炉共用) タンクローリー(3号及び4号炉共用) 	<ul style="list-style-type: none"> 125V 代替充電器 250V 充電器 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク <p>タンクローリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流変換器 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク(SA) 可搬型タンクローリー 	<p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>【大飯, 女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【大飯, 女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯, 女川】 設備名称の相違(タンクローリー)</p>
<p><女川, 泊の記載箇所と比較(1)></p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式整流器 <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 75kVA 電源車 軽油タンク ミニローリー 可搬型整流器 			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p> <p>これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、空冷式非常用発電装置を代替所内電気設備変圧器に接続し、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器より電力を供給できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>(5) 代替所内電気設備による給電に用いる設備 (i) 代替所内電気設備による給電 所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する代替所内電気設備として、空冷式非常用発電装置、重油タンク、ミニローリー、代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を使用する。 代替所内電気設備は、空冷式非常用発電装置を代替電気設備受電盤に接続し、代替動力変圧器より電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替所内電気設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、2系統の非常用母線等により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。 これとは別に上記2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給する重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用する。</p> <p>代替所内電気設備は、代替非常用発電機、可搬型代替電源車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、計測制御装置等で構成し、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続し電力を供給できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） ・大飯：代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤→女川：緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系→泊：代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤（以降、「設備名称の相違（代替所内電気設備）」と記載する。）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） ・女川は緊急用母線、変圧器等の電路を代替所内電気設備として整備し、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。 ・泊は大飯及び伊方と同様に代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用の変圧器、分電盤等の電源及び電路を代替所内電気設備として整備する。（以降、「設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電） ・大飯は代替所内電気設備として可搬式整流器を使用した直流給電の手段を整備している。 ・泊は女川及び伊方と同様に代替所内電気設備とは別に可搬型代替直流電源設備で直流給電する手段を整備する。（以降、「設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）」と記載する。）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等） ・大飯及び伊方は代替所内電気設備変圧器を経由し、代替炉心注水等を行う恒設</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて補給できる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、共通要因で設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備である2系統の非常用母線等と同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。</p>	<p>代替低圧注水ポンプに給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は代替所内電気設備変圧器とは別の代替格納容器スプレイポンプ専用の変圧器を経由し、代替格納容器スプレイポンプに給電する。代替炉心注水等を行う常設重大事故等対処設備へ給電する機能を有しているという点において大飯と同様である。（以降、「設備・運用の相違（代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤）」と記載する。） <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散」の大飯の記載を参照している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空冷式非常用発電装置 ・ 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・ 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・ タンクローリー（3号及び4号炉共用） ・ 代替所内電気設備変圧器 ・ 代替所内電気設備分電盤 ・ 可搬式整流器 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスタービン発電機接続盤 ・ 緊急用高圧母線 2F 系 ・ 緊急用高圧母線 2G 系 ・ 緊急用動力変圧器 2G 系 ・ 緊急用低圧母線 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・ 非常用高圧母線 2C 系 ・ 非常用高圧母線 2D 系 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替非常用発電機 ・ 可搬型代替電源車 ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ 燃料タンク（SA） ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・ 可搬型タンクローリー ・ 代替所内電気設備変圧器 ・ 代替所内電気設備分電盤 ・ 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンクよりタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合のみ3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用） <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー ・燃料油移送ポンプ 	<p>(4) 燃料補給設備による給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー及びホースを使用する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリー <p>本システムの流路として、ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(4) 燃料補給設備による給油</p> <p>重大事故等時に補機駆動用の軽油を補給する設備として、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、可搬型タンクローリー、配管・弁類及びホースを使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）への軽油の補給は、ホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）を用いる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・燃料タンク（SA） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・可搬型タンクローリー <p>本システムの流路として、配管・弁類及びホースを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実 ・補給時に使用する配管・弁類の記載を追加した。</p> <p>【大飯、女川】 設備、運用の相違 ・燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯】 設備、運用の相違（共用設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所と比較(2)＞</p> <p> 充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレーポンプ、格納容器スプレーポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アニュラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（SA）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。 </p>			<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違（P57-82へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.1.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して、屋外の適切な隔離距離を持った位置に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機をガスタービンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>10.2.2.1 多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、非常用交流電源設備のディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機及び可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機建屋及び原子炉建屋から離れた屋外に設置又は保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はガスタービン発電機の駆動方式により非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設置場所の相違（D/G 設置場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：原子炉周辺建屋→女川：原子炉付属棟、原子炉建屋付属棟近傍→泊：ディーゼル発電機建屋、原子炉建屋、周辺補機棟（以降、「設置場所の相違（D/G 設置場所）」と記載する。） <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク（以降、「設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）」と記載する。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="border: 2px solid blue; padding: 2px;"><内容比較のため再掲(3)></p> <p>空冷式非常用発電装置を使用した代替電源系統は、空冷式非常用発電装置から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>電源車は、空冷式のディーゼル発電機とし、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して、原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源車は、空冷式のディーゼル発電機とし、少なくとも1台は屋外の空冷式非常用発電装置から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、空冷式非常用発電装置に対して位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで、ガスタービンにより駆動するガスタービン発電機を用いる常設代替交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機を使用した代替電源系統は、代替非常用発電機から非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、常設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、非常用交流電源設備のディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリは、屋外のディーゼル発電機建屋及び原子炉建屋から離れた場所に保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備の相違（発電機の種類） ・女川は電源車の冷却方式により非常用ディーゼル発電機に対して、また、電源車の駆動方式によりガスタービン発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリ） 設置場所の相違（D/G 設置場所） 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(4)></p> <p>電源車を使用した代替電源系統は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p> <p>電源車の接続箇所は、原子炉周辺建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な隔離距離をもって複数箇所設置する設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、制御建屋内の号機間電力融通恒設ケーブルと異なる区画に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>また、可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリは、屋外のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプから離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>また、可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、屋外の代替非常用発電機から離れた場所に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車を使用した代替電源系統は、可搬型代替電源車から非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって、可搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考)伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、ディーゼル発電機と異なる区画に設置し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内の蓄電池（重大事故等対処用）と蓄電池（非常用）は、異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう互いに位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bまでの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する回路を用いた125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と異なる原子炉補助建屋内に設置することで、ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置することで、蓄電池（非常用）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を使用した代替電源系統は、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する回路を用いたA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池を使用した代替電源系統は、後備蓄電池からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） ・伊方を参照して記載を充実している。 （以降、「記載の充実（伊方審査実績を参照）」と記載する。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設置場所の相違（D/G設置場所）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
<p>(参考)伊方3号炉</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置を使用した直流電源系統は、蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置から直流コントロールセンタまでの系統において、独立した回路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から直流コントロールセンタまでの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。</p>	<p>これらの位置的分散及び回路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源設備と異なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、125V代替蓄電池から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池から250V直流主母線盤までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの位置的分散及び回路の独立性によって、常設代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>これらの位置的分散及び回路の独立性によって、所内常設蓄電式直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は蓄電池（非常用）に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設置場所の相違（蓄電池設置場所） ・大飯、女川：制御建屋一泊：原子炉補助建屋（以降、「設置場所の相違（蓄電池設置場所）」と記載する。）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車及び可搬式整流器を使用した可搬型直流電源設備は、空冷式のディーゼル発電機を使用し、制御建屋内の蓄電池（安全防護系用）に対して、電源車は原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して保管し、可搬式整流器は制御建屋内の異なる区画に分散して保管することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型直流電源装置は、空冷式のディーゼル駆動である75kVA電源車を使用することで、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>75kVA電源車は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対して、2台は原子炉補助建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数箇所に分散して屋外に保管し、可搬式整流器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）に対して、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の異なる区画に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、125V代替充電器及び250V充電器により交流を直流に変換できることで、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器及び250V充電器は、制御建屋内の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2B並びに原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2H及び125V充電器2Hと異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、非常用直流電源設備に給電するディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型直流電源用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流変換器により交流を直流に変換できることで、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と異なる区画に保管することで、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設置場所の相違（蓄電池設置場所）</p>
<p><内容比較のため再掲(5)></p> <p>電源車及び可搬式整流器を使用した可搬型直流電源設備は、電源車から直流キ電盤までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリは、屋外のディーゼル発電機建屋及び原子炉建屋から離れた場所に保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所）</p> <p>・大飯、女川：制御建屋→泊：原子炉補助建屋（以降、「保管場所の相違（可搬型直流変換器保管場所）」と記載する。）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置を使用した直流電源系統は、蓄電池（重大事故等対処用）及び可搬型直流電源装置から直流コントロールセンタまでの系統において、独立した回路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から直流コントロールセンタまでの電源系統に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池及び電源車から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池及び電源車から250V直流主母線盤までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに回路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を使用した代替電源系統は、可搬型直流電源用発電機からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び位置的分散並びに回路の独立性によって、可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設置場所の相違（D/G 設置場所）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（直流母線）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型直流電源装置の接続箇所は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するために、複数箇所設置する設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用した代替所内電気設備は、電源を空冷式非常用発電装置とし、制御建屋内の所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる区画に設置することで、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線2F系は、緊急用電気品建屋（地下階）に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、原子炉補助建屋内の非常用所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる区画に設置することで、非常用所内電気設備である2系統の非常用母線と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、原子炉補助建屋内の所内電気設備である2系統の非常用母線と異なる原子炉建屋内に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、電源を空冷式非常用発電装置とすることで、ディーゼル発電機を電源とする系統に対し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系及び緊急用交流電源切替盤2D系は、非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで、非常用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>また、電源を代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とすることで、ディーゼル発電機を電源とする系統に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p><内容比較のため再掲(6)></p> <p>代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して独立した設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備である2系統の非常用母線に対して、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p> <p>【大飯、女川】 設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所）</p> <p>・大飯：制御建屋一女川：原子炉付属棟→泊：原子炉補助建屋（以降、「設置場所の相違（代替所内電気設備設置場所）」と記載する。）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立した設計とする。</p>	<p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>これらの位置的分散及び電路の独立性によって、代替所内電気設備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、原子炉周辺建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数箇所に分散して保管することで、原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対して位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>燃料補給設備のタンクローリーは、原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>燃料補給設備の可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機燃料油移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機燃料油移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 【大飯、女川】 設置場所の相違（D/G 設置場所） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(3)＞ 空冷式非常用発電装置を使用した代替電源系統は、空冷式非常用発電装置から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-21 へ）</p>
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(4)＞ 電源車を使用した代替電源系統は、電源車から非常用高圧母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-22 へ）</p>
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(5)＞ 電源車及び可搬式整流器を使用した可搬型直流電源設備は、電源車から直流き電盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（安全防護系用）を使用した電源系統に対して独立した設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-24 へ）</p>
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(6)＞ 代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器を使用した代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、所内電気設備である2系統の非常用母線に対して独立した設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-25 へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜一部、女川、泊の記載箇所と比較(7)＞</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-82 へ）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油貯蔵タンク、燃料油移送ポンプ、可搬式オイルポンプ及びタンクローリーは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違（車輪止め） ・大飯：車輪止めや固縛等→女川：輪留め 一泊：車輪止め（以降、「記載表現の相違（車輪止め）」と記載する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(8)＞</p> <p>蓄電池（安全防護系用）、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常の系統構成を变えることなく重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (P57-29, 30へ)</p>
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(9)＞</p> <p>電源車、号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (P57-28, 29へ)</p>
<p>＜一部、女川、泊の記載箇所と比較(10)＞</p> <p>可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリー、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違 (P57-28, 30へ)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 設備名称の相違 (タンクローリー)</p>
<p>＜一部、内容比較のため再掲(9-1)＞</p> <p>電源車、号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>
<p>〔参考〕伊方3号炉</p> <p>空冷式非常用発電装置、300kVA電源車及び75kVA電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実 (伊方審査実績を参照)</p> <p>【大飯、女川】 記載の充実</p> <p>・泊は伊方と同様に代替非常用発電機に加えて可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機についても飛散物とならないよう他設備への悪影響を防止する設計であることを記載したものであり実質的な相違はない。</p>
<p>＜一部、内容比較のため再掲(10-1)＞</p> <p>可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリー、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>電源車及びタンクローリーは輪留めによる固定等をするすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等をするすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 設備名称の相違 (タンクローリー) 記載表現の相違 (車輪止め)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常の系統構成を変えずに重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bは、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）、A充電器及びB充電器は、通常時は設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（充電器）</p>
<p>（参考）伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、代替電気設備受電盤、代替動力変圧器及び蓄電池（重大事故等対処用）は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、通常時は非常用直流電源設備と隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、通常時は遮断器等により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p>電源車、号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、通常時は非常用直流電源設備と隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として使用する場合と同じ系統構成とし、重大事故等時においても通常時と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
<p>（参考）伊方3号炉 300kVA電源車、300kVA電源車用変圧器、75kVA電源車、可搬型整流器は、通常時に接続先の系統と分離すること及び重大事故時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、300kVA電源車及び75kVA電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備) 【大飯、女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>【女川】 記載の充実(伊方審査実績を参照) 【女川】 記載の充実</p> <p>・泊は伊方と同様に代替非常用発電機に加えて可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機についても飛散物とならないよう他設備への悪影響を防止する設計であることを記載したものであり実質的な相違はない。</p>
<p><一部、内容比較のため再掲(10-2)> 可搬型重大事故等対処設備であるタンクローリー、電源車及び可搬式整流器を設置する時は、車輪止めや固縛等によって固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>電源車及びタンクローリーは輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーは車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機) 【大飯、女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器) 設備名称の相違(タンクローリー) 記載表現の相違(車輪止め)</p>
<p><一部、内容比較のため再掲(8-2)> 蓄電池(安全防護系用)、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、通常の系統構成を変えずに重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替非常用発電機、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等) 【大飯】 設備・運用の相違(代替所内電気設備による直流給電)</p>
<p>(参考) 伊方3号炉 空冷式非常用発電装置、代替電気設備受電盤、代替動力変圧器及び蓄電池(重大事故等対処用)は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の代替非常用発電機、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し、重大事故等時に遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>燃料補給設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは輪留めによる固定等をする事で、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機、可搬型代替電源車は、飛散物となつて他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリは車輪止めによる固定等をする事で、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備の可搬型タンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>燃料補給設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは車輪止めによる固定等をする事で、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 記載の充実 ・泊は伊方と同様に代替非常用発電機に加えて可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機についても飛散物とならないよう他設備への悪影響を防止する設計であることを記載したものであり実質的な相違はない。</p> <p>【女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違（車輪止め）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケーブルを使用した他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タンクを含む。）からの号機間電力融通は、号機間電力融通ケーブルを手動で3号炉及び4号炉の非常用高圧母線へ接続し、遮断器を投入することにより、重大事故等の対応に必要な電力を供給可能となり、安全性の向上を図ることができることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故等発生時以外、号機間電力融通恒設ケーブルを非常用高圧母線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）と分離が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等時にタンクローリーを用いた燃料補給を行う場合の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、補給作業時間の短縮を図り作業員の安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。3号炉及び4号炉の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.2 容量等 基本方針については「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」の対処のために必要な負荷容量に対して十分であることを確認した発電機容量を有する設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜女川、泊の記載箇所と比較(11)＞ 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜女川、泊の記載箇所と比較(12)＞ タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを3号炉及び4号炉共用で2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉共用で2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台の合計3台（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p>	<p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を補給可能な容量を、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給する容量を考慮して有する設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、ガスタービン発電機の運転に必要な燃料を補給できるポンプ容量を有する設計とする。</p>	<p>10.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-37、83〜）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-37〜）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 140 562 164"><一部、女川、泊の記載箇所と比較(26)></p> <p data-bbox="73 172 658 427">電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p data-bbox="73 810 658 1153">号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉の非常用高圧母線を接続できる十分な長さのケーブルを有する設計とする。 号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等時の対処に必要な交流電力を送電することができる容量を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉の非常用高圧母線間を接続できる十分な長さのケーブルを有する設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉共用で1組、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1組の合計2組（3号及び4号炉共用）を分散して保有する設計とする。</p> <p data-bbox="219 1249 539 1273"><女川、泊の記載箇所と比較(13)></p> <p data-bbox="73 1281 658 1361">ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p>	<p data-bbox="689 172 1245 252">電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p data-bbox="689 292 1245 339">保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p data-bbox="689 611 1245 659">なお、バックアップ用の1台は、緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備としても使用する。</p>	<p data-bbox="1272 172 1827 252">可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p data-bbox="1272 292 1827 339">保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p>	<p data-bbox="1854 172 2136 220">【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p data-bbox="1854 228 2136 276">【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p data-bbox="1854 284 2136 308">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1854 316 2136 339">設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <ul data-bbox="1854 347 2136 571" style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉共用のバックアップ設備を保管している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、号炉単独でバックアップ設備を保管する。使用数及び保有数は異なるが、必要数量を保管するという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（保有数）」と記載する。） <p data-bbox="1854 611 2136 635">【女川】</p> <p data-bbox="1854 643 2136 659">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1854 667 2136 715" style="list-style-type: none"> ・女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p data-bbox="1854 810 2136 858">【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p> <p data-bbox="1854 1249 2136 1297">【大飯】 記載箇所の相違（P57-83へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）は設計基準事故対処設備の電源機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の蓄電池容量が、中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより8時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備の蓄電池容量と同仕様の設計とする。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は中央制御室に隣接する計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離すことにより、さらに16時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分である蓄電池容量を有する設計とする。</p> <p>これらの蓄電池を組み合わせることで、全交流動力電源喪失の発生から24時間にわたって電力を供給できる設計とする。</p>	<p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池は、想定される重大事故等時において、8時間後に不要な負荷の切離しを行い、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>250V蓄電池は、想定される重大事故等時において、1時間後に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わず、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷切離しを行わずに8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型直流電源設備を構成する電源車及び可搬式整流器は、重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>電源車は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。</p> <p>＜一部、内容比較のため再掲(26)＞</p> <p>電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬式整流器は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1個使用する。可搬式整流器の保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>可搬型直流電源装置を構成する75kVA電源車及び可搬型整流器は、それぞれ1台で重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p> <p>75kVA電源車の保有数は、2セット2台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型整流器の保有数は、2セット2個に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備である代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>代替所内電気設備である代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>125V代替充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>250V充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>代替所内電気設備である代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>代替所内電気設備である代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、1セット1台使用する。可搬型直流電源用発電機の保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p> <p>可搬型直流変換器は、1セット1台使用する。可搬型直流変換器の保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を保管する。</p> <p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(11-1)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p>	<p>軽油タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を、燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて供給する容量を考慮して有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
<p style="text-align: center;">（参考）美浜3号炉</p> <p>燃料油貯蔵タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">（参考）女川2号炉のP57-33を再掲</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を補給可能な容量を、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給する容量を考慮して有する設計とする。</p>	<p>燃料タンク(SA)は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より可搬型タンクローリーを用いて供給する容量を考慮して有する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） ・女川ガスタービン発電設備軽油タンクの記載に合わせた。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(12)＞</p> <p>タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策所用)及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを3号炉及び4号炉共用で2台使用する。</p> <p>保有数は、3号炉及び4号炉共用で2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台の合計3台(3号及び4号炉共用)を分散して保管する設計とする。</p>	<p>タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>	<p>可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p>
<p style="text-align: center;">（参考）美浜3号炉</p> <p>タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策所用)及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、燃料油移送ポンプは、タンクローリーにより必要な燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、可搬型タンクローリーにより燃料を補給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>	
<p>設備仕様については、表2.14-1,2に示す。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室及び設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所から可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機起動後に自動起動し、想定される重大事故等時において、設置場所からの操作も可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
<p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"><女川、泊の記載箇所と比較(14)></p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-41、83〜）</p>
<p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"><一部、女川、泊の記載箇所と比較(15)></p> <p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-41〜）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(16)＞</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>＜女川、泊の記載箇所と比較(17)＞</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>＜女川、泊の記載箇所と比較(18)＞</p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室及び設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>負荷切り離し操作の内、8時間以内に実施するものについては、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所でも可能な設計とする。</p>	<p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bは、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器及びB充電器は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>負荷切離し操作のうち、8時間以内に実施するものについては、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>後備蓄電池の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所でも可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】 記載箇所の相違（P57-40へ）</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違（P57-40へ）</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違（P57-83へ）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（充電器）</p> <p>【大阪、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大阪、女川】 設置場所の相違（蓄電池設置場所）</p> <p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p>（参考）伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤、代替動力変圧器、ディーゼル発電機、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の操作は中央制御室及び設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>代替電気設備受電盤及び蓄電池（重大事故等対処用）の操作は設置場所でも可能な設計とする。</p>			<p>【大阪、女川】 設備・運用の相違（後備蓄電池の操作）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪及び女川は蓄電池の操作は不要である。 ・泊及び伊方は組み合わせる後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））の操作は設置場所でも可能である。また、泊は設置場所に加えて中央制御室での操作も可能である。（以降、「設備・運用の相違（後備蓄電池の操作）」と記載する。）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考)伊方3号炉</p> <p>ミニローリー, 300kVA 電源車, 300kVA 電源車用変圧器及び75kVA 電源車は, 屋外に保管及び設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ミニローリー, 300kVA 電源車, 300kVA 電源車用変圧器及び75kVA 電源車の操作は設置場所で可能な設計とする。</p>		<p>可搬型直流電源用発電機は, 屋外に保管及び設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の常設設備との接続及び操作は, 想定される重大事故等時において, 設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の充実(伊方審査実績を参照) 記載の充実(大飯審査実績を参照)</p>
<p><内容比較のため再掲(17)></p> <p>号機間電力融通予備ケーブル及び可搬型整流器は, 制御建屋内に保管及び設置するため, 重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 代替充電器及び250V 充電器は, 制御建屋内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>可搬型直流変換器は, 原子炉補助建屋内に保管及び設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の常設設備との接続及び操作は, 想定される重大事故等時において, 設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違(号機間電力融通設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成)</p>
<p>(参考)伊方3号炉</p> <p>可搬型整流器は, 原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管及び設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>			<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器) 保管場所の相違(可搬型直流変換器保管場所)</p>
	<p>ガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線 2F 系は, 緊急用電気品建屋(地下階)に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系は, ガスタービン発電機起動後に自動投入し, 想定される重大事故等時において, 中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p>
<p><内容比較のため再掲(18)></p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル, 代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は, 重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>緊急用高圧母線 2G 系, 緊急用動力変圧器 2G 系, 緊急用低圧母線 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は, 原子炉建屋付属棟内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系の操作は, 想定される重大事故等時において, 中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は, 原子炉補助建屋内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤の操作は, 想定される重大事故等時において, 設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯, 女川】 設備名称の相違(代替所内電気設備) 設置場所の相違(代替所内電気設備設置場所)</p>
<p>(参考)伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤, 代替動力変圧器, ディーゼル発電機, 蓄電池(非常用)及び蓄電池(重大事故等対処用)は, 原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は, 原子炉補助建屋内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 設備・運用の相違(代替炉心注水等)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜内容比較のため再掲(14-1)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p>＜一部、内容比較のため再掲(15)＞</p> <p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>タンクローリーは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリーの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリーは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>
<p>（参考）美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時におけるディーゼル発電機建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1)操作性の確保</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜一部、女川、泊の記載箇所と比較(19)＞</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考)伊方3号炉</p> <p>空冷式非常用発電装置を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置の操作は、中央制御室及び設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜女川、泊の記載箇所と比較(20)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、中央制御室の操作スイッチ等からの操作も可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室又は設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-83へ）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-45へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>300kVA 電源車及び300kVA 電源車用変圧器は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続でき、重大事故等が発生した場合でも、遮断器等により通常系統との切替えが可能な設計とする。</p> <p>300kVA 電源車の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> </div> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、簡便な接続規格による接続とし、確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の圧縮端子接続を行う設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>電源車を接続する接続箇所については、コネクタ接続とし、ケーブルを確実に接続できる設計とするとともに、確実な接続ができるよう足場を設ける設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室又は設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（ケーブルの接続方法） ・大飯は3号及び4号炉同一規格のコネクタ接続又は簡便な接続規格による端子接続を採用している。 ・女川はコネクタ接続を採用するとともに、接続用の足場を設けている。 ・泊は伊方と同様に一般的に用いられる工具を用いて接続できるボルト・ネジ接続を採用する。接続方法は異なるが、確実に接続できるという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）の負荷切り離し操作の内8時間以内に実施する操作については、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、蓄電池（非常用）からの切替えが可能な設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の250V系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>75kVA電源車及び可搬型整流器の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p>75kVA電源車及び可搬型整流器を用いる可搬型直流電源装置は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、蓄電池（非常用）からの切替えが可能な設計とする。</p>	<p>常設代替直流電源設備の125V系統及び可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>75kVA電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>可搬型整流器へは、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>制御建屋内に保管している可搬型整流器は、接続箇所まで運搬、移動できる設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、簡便な接続規格による接続とし、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の端子接続を行う設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管する可搬型整流器は、接続箇所まで運搬、移動ができる設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、現場操作は一般的な工具を用いるボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋内のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>(参考) 玄海3/4号炉</p> <p>直流電源用発電機は、車両等により運搬できる設計とするとともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、ケーブル接続はコネクタ接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、車両により運搬して屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・泊は玄海と同様に可搬型直流電源用発電機は自走できないため、他の車両（ホイールローダ）により運搬する。大飯及び女川と運搬方法は異なるが、車両により設置場所にアクセス可能であるという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）」と記載する。） <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替所内電気設備分電盤の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>代替電気設備受電盤の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機起動後に自動投入し、中央制御室の操作スイッチ等による操作も可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p><内容比較のため再掲(20)></p>			
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>燃料補給設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>燃料補給設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油貯蔵タンクに保管する燃料は、可搬式オイルポンプ及びタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）にて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーを接続する接続口については、専用の接続方式とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーを接続する接続口については、簡便な接続方式による接続とし、ホースを確実に接続することができる設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>
<p>(参考) 大飯3/4号炉 53条より</p> <p>窒素ポンペ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p>	<p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p>	<p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要仕様を第10.2.1表に示す。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：主要機器仕様→泊：主要仕様（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)試験・検査</p> <p>常設代替電源設備にて使用する系統（空冷式非常用発電装置）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。 空冷式非常用発電装置は、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源設備にて使用する系統（電源車）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。 電源車は、分解点検が可能な設計とする。 さらに、電源車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜女川、泊の記載箇所と比較(21)＞</p> <p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。 さらに、タンクローリーは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。 タンクローリー付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> </div>	<p>10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。 また、電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-48 へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>号機間電力融通にて使用する系統（号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及びディーゼル発電機）は、機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル及び号機間電力融通予備ケーブルは、機能・性能確認できるように絶縁抵抗測定が可能な設計とする。ディーゼル発電機は、分解点検が可能な設計とし、系統負荷により性能確認が可能な系統設計とする。</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>
<p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（安全防護系用）は、機能・性能確認が可能なように電圧、比重測定が可能な設計とする。</p>	<p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V充電器2A、125V充電器2B、125V代替充電器及び250V充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器、B充電器及び可搬型直流変換器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、電圧及び比重測定による機能・性能確認が可能な設計とする。</p>			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（充電器）</p>
<p>可搬型直流電源設備にて使用する系統（電源車及び可搬式整流器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>常設代替電源設備にて使用する空冷式非常用発電装置、可搬型代替電源設備にて使用する300kVA電源車並びに可搬型直流電源装置にて使用する75kVA電源車及び可搬型整流器は、模擬負荷による機能・性能確認が可能な設計とする。</p>			<p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>300kVA電源車及び75kVA電源車は、分解又は取替が可能な設計とする。 さらに、300kVA電源車及び75kVA電源車は車両として、運転状態の確認が可能な設計とするとともに、外観点検が可能な設計とする。</p>		<p>可搬型直流電源用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p>代替所内電気設備に使用する代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、機能・性能確認が可能なように、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(21)＞</p> <p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯槽及び燃料タンク（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p style="text-align: center;">（参考）美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプ、タンクローリー付ポンプ及び可搬式オイルポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p>		<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>表 2.14-1 電源設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>空冷式ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1,825kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 165m³（1基当たり）</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>A重油</td> </tr> </table>	種類	空冷式ディーゼル発電機	台数	2	容量	約 1,825kVA（1台当たり）	電圧	6,600V	種類	横置円筒形	基数	4	容量	約 165m ³ （1基当たり）	使用燃料	A重油	<p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. ガスタービン発電機</p> <p>ガスタービン</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>約 3,600kW（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 4,500kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.80（遅れ）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <table border="1"> <tr> <td>基数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 110kL（1基当たり）</td> </tr> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 3.0m³/h（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>全圧力</td> <td>約 0.5MPa[gage]</td> </tr> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>第 10.1-5 表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様に記載する。</p>	台数	2	使用燃料	軽油	出力	約 3,600kW（1台当たり）	台数	2	種類	三相同期発電機	容量	約 4,500kVA（1台当たり）	力率	0.80（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	基数	3	容量	約 110kL（1基当たり）	台数	2	容量	約 3.0m ³ /h（1台当たり）	全圧力	約 0.5MPa[gage]	<p>第 10.2.1 表 代替電源設備の主要仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. 代替非常用発電機</p> <p>エンジン</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>約 1,450kW（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>発電機</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>防滴保護、空気冷却自己自由通風型</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1,725kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8（遅れ）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.6kV</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯槽</p> <p>第 10.1.3 表 ディーゼル発電機設備の主要仕様に記載する。</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・補機駆動用燃料設備 	台数	2	使用燃料	軽油	出力	約 1,450kW（1台当たり）	台数	2	型式	防滴保護、空気冷却自己自由通風型	容量	約 1,725kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	6.6kV	周波数	50Hz	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
種類	空冷式ディーゼル発電機																																																																
台数	2																																																																
容量	約 1,825kVA（1台当たり）																																																																
電圧	6,600V																																																																
種類	横置円筒形																																																																
基数	4																																																																
容量	約 165m ³ （1基当たり）																																																																
使用燃料	A重油																																																																
台数	2																																																																
使用燃料	軽油																																																																
出力	約 3,600kW（1台当たり）																																																																
台数	2																																																																
種類	三相同期発電機																																																																
容量	約 4,500kVA（1台当たり）																																																																
力率	0.80（遅れ）																																																																
電圧	6.9kV																																																																
周波数	50Hz																																																																
基数	3																																																																
容量	約 110kL（1基当たり）																																																																
台数	2																																																																
容量	約 3.0m ³ /h（1台当たり）																																																																
全圧力	約 0.5MPa[gage]																																																																
台数	2																																																																
使用燃料	軽油																																																																
出力	約 1,450kW（1台当たり）																																																																
台数	2																																																																
型式	防滴保護、空気冷却自己自由通風型																																																																
容量	約 1,725kVA（1台当たり）																																																																
力率	0.8（遅れ）																																																																
電圧	6.6kV																																																																
周波数	50Hz																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>(3) 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約200m³（1基当たり）</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>A重油</td> </tr> </table>	種類	横置円筒形	基数	4	容量	約200m ³ （1基当たり）	使用燃料	A重油		<p>c. 燃料タンク（SA） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約55kL</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> </table>	型式	横置円筒形	基数	1	容量	約55kL	使用燃料	軽油	<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
種類	横置円筒形																		
基数	4																		
容量	約200m ³ （1基当たり）																		
使用燃料	A重油																		
型式	横置円筒形																		
基数	1																		
容量	約55kL																		
使用燃料	軽油																		
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプ(※1)</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>苗車式</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約3.0m³/h以上（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>約0.5MPa[gage]</td> </tr> </table> <p>※1 燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機を含む。</p>	型式	苗車式	台数	2	容量	約3.0m ³ /h以上（1台当たり）	吐出圧力	約0.5MPa[gage]		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・補機駆動用燃料設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>苗車形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約26kL/h（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>約0.3MPa[gage]</td> </tr> </table>	型式	苗車形	台数	2	容量	約26kL/h（1台当たり）	吐出圧力	約0.3MPa[gage]	<p>【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
型式	苗車式																		
台数	2																		
容量	約3.0m ³ /h以上（1台当たり）																		
吐出圧力	約0.5MPa[gage]																		
型式	苗車形																		
台数	2																		
容量	約26kL/h（1台当たり）																		
吐出圧力	約0.3MPa[gage]																		
<p><内容比較のため再掲(22-1)></p> <p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3m³以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3m ³ 以上（1台当たり）	<p>e. タンクローリー</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約4.0kL（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	約4.0kL（1台当たり）	<p>e. 可搬型タンクローリー 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料設備 <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備2）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約4kL（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備2）	容量	約4kL（1台当たり）	<p>【大飯，女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>				
台数	2（予備1）																		
容量	3m ³ 以上（1台当たり）																		
台数	2（予備1）																		
容量	約4.0kL（1台当たり）																		
台数	2（予備2）																		
容量	約4kL（1台当たり）																		
		<p>f. 代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤</p> <table border="1"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1,000kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V/400V</td> </tr> </table>	個数	1	容量	約1,000kVA	電圧	6,600V/400V	<p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>										
個数	1																		
容量	約1,000kVA																		
電圧	6,600V/400V																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用）</p> <p>組数 1 電圧 6,600V</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>
<p><女川、泊の記載箇所と比較(24)></p>			
<p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <p>エンジン</p> <p>台数 4 出力 約7,100kW（1台当たり） 起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 A重油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4 型式 横置回転界磁3相同期発電機 容量 約8,875kVA（1台当たり） 力率 0.8（遅れ） 電圧 6,900V 周波数 60Hz</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-92へ）</p>
<p><内容比較のため再掲(23)></p>			
<p>(3) 電源車</p> <p>型式 空冷式ディーゼル発電機</p> <p>台数 2（3号及び4号炉共用の予備1）</p> <p>容量 約610kVA（1台当たり）</p> <p>電圧 6,600V</p>	<p>(2) 可搬型代替交流電源設備</p> <p>a. 電源車</p> <p><大飯、泊の記載箇所と比較(27)></p> <p>エンジン</p> <p>台数 4（予備1*） 使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4（予備1*） 種類 三相同期発電機 容量 約400kVA（1台当たり） 力率 0.85（遅れ） 電圧 6.9kV 周波数 50Hz</p> <p>* 可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>b. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p>	<p>(2) 可搬型代替交流電源設備</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>エンジン</p> <p>台数 2（予備2） 使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>台数 2（予備2） 型式 回転界磁形同期発電機 容量 約2,200kVA（1台当たり） 力率 0.8（遅れ） 電圧 6.6kV 周波数 50Hz</p> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【女川】 記載箇所の相違（P57-53へ）</p>
<p><内容比較のため再掲(23)></p>			
			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3m³以上（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>(6) 蓄電池（安全防護系用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約2,400A・h（1組当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>129V（浮動充電時）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3m ³ 以上（1台当たり）	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	約2,400A・h（1組当たり）	電圧	129V（浮動充電時）	<p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>d. タンクローリ 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 125V 蓄電池 2B 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>c. 燃料タンク（SA） 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク（SA）」に記載する。</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>e. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」に記載する。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>A系 約130V B系 約130V</td> </tr> </table> <p>b. 後備蓄電池</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>A系 約130V B系 約130V</td> </tr> </table>	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah	電圧	A系 約130V B系 約130V	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah	電圧	A系 約130V B系 約130V	<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯，女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
台数	2（予備1）																														
容量	3m ³ 以上（1台当たり）																														
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	約2,400A・h（1組当たり）																														
電圧	129V（浮動充電時）																														
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah																														
電圧	A系 約130V B系 約130V																														
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah																														
電圧	A系 約130V B系 約130V																														
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約2,400A・h（1組当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>129V（浮動充電時）</td> </tr> </table>	蓄電池（重大事故等対処用）		型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	約2,400A・h（1組当たり）	電圧	129V（浮動充電時）																					
蓄電池（重大事故等対処用）																															
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	約2,400A・h（1組当たり）																														
電圧	129V（浮動充電時）																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>c. 125V 充電器 2A 第 10.1-3 表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 125V 充電器 2B 第 10.1-3 表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <table border="0"> <tr><td>組数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>125V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 2,000Ah</td></tr> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <table border="0"> <tr><td>組数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>250V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 6,000Ah</td></tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備</p>	組数	1	電圧	125V	容量	約 2,000Ah	組数	1	電圧	250V	容量	約 6,000Ah	<p>c. A 充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約 700A</td></tr> </table> <p>d. B 充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約 700A</td></tr> </table> <p>(4) 可搬型代替直流電源設備</p>	個数	1	直流出力電圧	129V	直流出力電流	約 700A	個数	1	直流出力電圧	129V	直流出力電流	約 700A	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（充電器） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるとい う点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>																						
組数	1																																																
電圧	125V																																																
容量	約 2,000Ah																																																
組数	1																																																
電圧	250V																																																
容量	約 6,000Ah																																																
個数	1																																																
直流出力電圧	129V																																																
直流出力電流	約 700A																																																
個数	1																																																
直流出力電圧	129V																																																
直流出力電流	約 700A																																																
<p>75kVA 電源車</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <table border="0"> <tr><td>台数</td><td>2（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 75kVA（1台当たり）</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>210V</td></tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	約 75kVA（1台当たり）	電圧	210V	<p><内容比較のため再掲(28)></p> <p>c. 電源車</p> <p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」に記載する。</p> <p><内容比較のため再掲(27)></p> <table border="0"> <tr><td>エンジン</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>4（予備1*）</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> <tr><td>発電機</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>4（予備1*）</td></tr> <tr><td>種類</td><td>三相同期発電機</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 400kVA（1台当たり）</td></tr> <tr><td>力率</td><td>0.85（遅れ）</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>6.9kV</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50Hz</td></tr> </table>	エンジン		台数	4（予備1*）	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1*）	種類	三相同期発電機	容量	約 400kVA（1台当たり）	力率	0.85（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <table border="0"> <tr><td>エンジン</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備2）</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> <tr><td>発電機</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備2）</td></tr> <tr><td>型式</td><td>突極回転界磁形同期発電機</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 125kVA（1台当たり）</td></tr> <tr><td>力率</td><td>0.8（遅れ）</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>200V</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50Hz</td></tr> </table>	エンジン		台数	2（予備2）	使用燃料	軽油	発電機		台数	2（予備2）	型式	突極回転界磁形同期発電機	容量	約 125kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	200V	周波数	50Hz	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p>
台数	2（予備1）																																																
容量	約 75kVA（1台当たり）																																																
電圧	210V																																																
エンジン																																																	
台数	4（予備1*）																																																
使用燃料	軽油																																																
発電機																																																	
台数	4（予備1*）																																																
種類	三相同期発電機																																																
容量	約 400kVA（1台当たり）																																																
力率	0.85（遅れ）																																																
電圧	6.9kV																																																
周波数	50Hz																																																
エンジン																																																	
台数	2（予備2）																																																
使用燃料	軽油																																																
発電機																																																	
台数	2（予備2）																																																
型式	突極回転界磁形同期発電機																																																
容量	約 125kVA（1台当たり）																																																
力率	0.8（遅れ）																																																
電圧	200V																																																
周波数	50Hz																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(30)＞</p> <p>(4) 可搬式整流器</p> <p>整流器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>1 (3号及び4号炉共用の予備1)</td></tr> <tr><td>最大出力</td><td>約15kVA</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>0～150V</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>0～100A</td></tr> </table> <p>降圧変圧器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>1 (3号及び4号炉共用の予備1)</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約30kVA</td></tr> <tr><td>電 圧</td><td>440V/210V</td></tr> <tr><td>周 波 数</td><td>60Hz</td></tr> </table>	個 数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)	最大出力	約15kVA	出力電圧	0～150V	出力電流	0～100A	個 数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)	容 量	約30kVA	電 圧	440V/210V	周 波 数	60Hz	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(29)＞</p> <p>d. 125V 代替充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約700A</td></tr> </table> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) a. 125V 代替蓄電池」に記載する。</p> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) b. 250V 蓄電池」に記載する。</p> <p style="text-align: center;">＜大飯、泊の記載箇所と比較(28)＞</p> <p>c. 電源車</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」に記載する。</p> <p style="text-align: center;">＜大飯、泊の記載箇所と比較(29)＞</p> <p>d. 125V 代替充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約700A</td></tr> </table> <p>e. 250V 充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>258.7V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約400A</td></tr> </table>	個 数	1	直流出力電圧	133.8V	直流出力電流	約700A	個 数	1	直流出力電圧	133.8V	直流出力電流	約700A	個 数	1	直流出力電圧	258.7V	直流出力電流	約400A	<p>b. 可搬型直流変換器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>1 (予備2)</td></tr> <tr><td>最大出力</td><td>30kW</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>150V (使用電圧125V)</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>200A</td></tr> </table>	個 数	1 (予備2)	最大出力	30kW	出力電圧	150V (使用電圧125V)	出力電流	200A	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【女川】 記載箇所の相違（P57-53へ）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
個 数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)																																												
最大出力	約15kVA																																												
出力電圧	0～150V																																												
出力電流	0～100A																																												
個 数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)																																												
容 量	約30kVA																																												
電 圧	440V/210V																																												
周 波 数	60Hz																																												
個 数	1																																												
直流出力電圧	133.8V																																												
直流出力電流	約700A																																												
個 数	1																																												
直流出力電圧	133.8V																																												
直流出力電流	約700A																																												
個 数	1																																												
直流出力電圧	258.7V																																												
直流出力電流	約400A																																												
個 数	1 (予備2)																																												
最大出力	30kW																																												
出力電圧	150V (使用電圧125V)																																												
出力電流	200A																																												
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr><td>個 数</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約100A (1個当たり)</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>0～150V</td></tr> </table>	個 数	2 (予備1)	容 量	約100A (1個当たり)	出力電圧	0～150V																																							
個 数	2 (予備1)																																												
容 量	約100A (1個当たり)																																												
出力電圧	0～150V																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" data-bbox="73 459 658 587"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(22-3)></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3㎡以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	<内容比較のため再掲(22-3)>		台数	2（予備1）	容量	3㎡以上（1台当たり）	<p>f. 軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p> <p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>h. タンクローリ 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p> <p>(6) 代替所内電気設備</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p> <p>e. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p> <p>(5) 代替所内電気設備</p> <p>a. 代替非常用発電機 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) a. 代替非常用発電機」に記載する。</p> <p>b. 可搬型代替電源車 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(2) a. 可搬型代替電源車」に記載する。</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p> <p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>f. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
<内容比較のため再掲(22-3)>									
台数	2（予備1）								
容量	3㎡以上（1台当たり）								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <p>個数 1 容量 約500kVA 電圧 6,600V/460V</p>	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>個数 2 定格電圧 7.2kV</p> <p>b. 緊急用高圧母線</p> <p>個数 3 定格電圧 7.2kV</p> <p>c. 緊急用動力変圧器</p> <p>個数 1 容量 約750kVA 定格電圧 6.75kV/460V</p>	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>個数 1 容量 約300kVA 電圧 6,600V/460V</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
<p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <p>個数 1 電圧 440V</p>	<p>d. 緊急用低圧母線</p> <p>個数 3 定格電圧 600V</p> <p>e. 緊急用交流電源切替盤</p> <p>個数 3 定格電圧 600V</p> <p>f. 非常用高圧母線</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>個数 1 電圧 440V</p> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」に記載する。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>
	<p>(7) 燃料補給設備</p> <p>a. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p>	<p>(6) 燃料補給設備</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>b. 燃料タンク (SA)</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

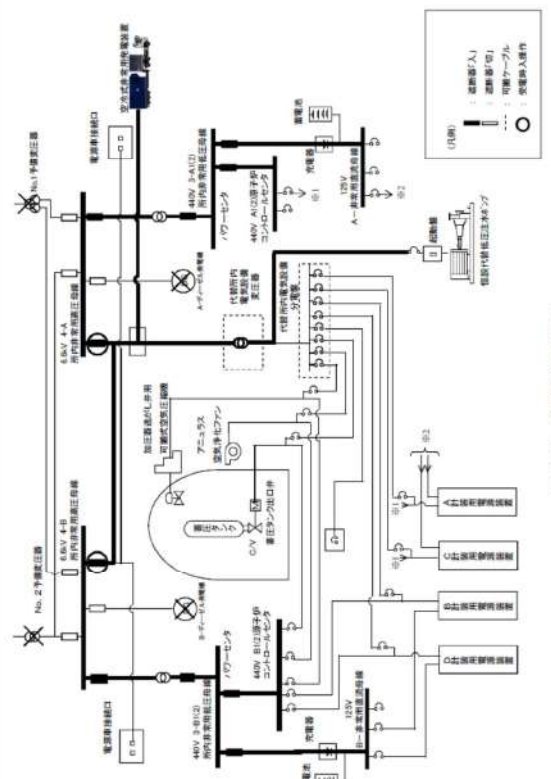
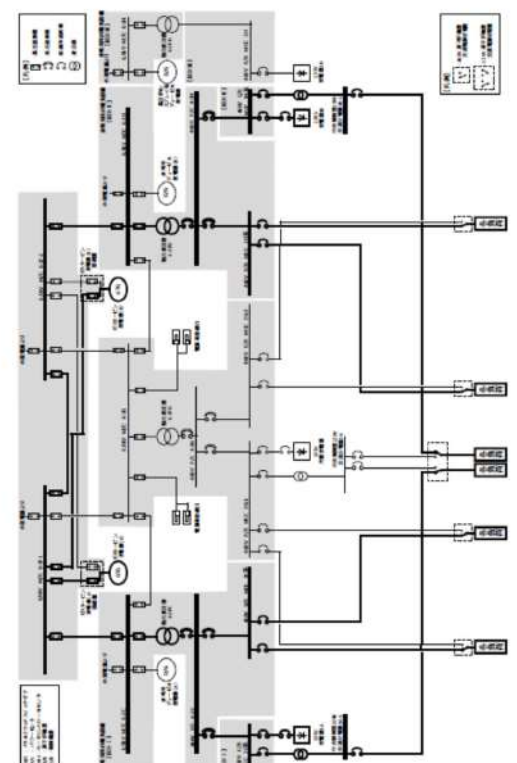
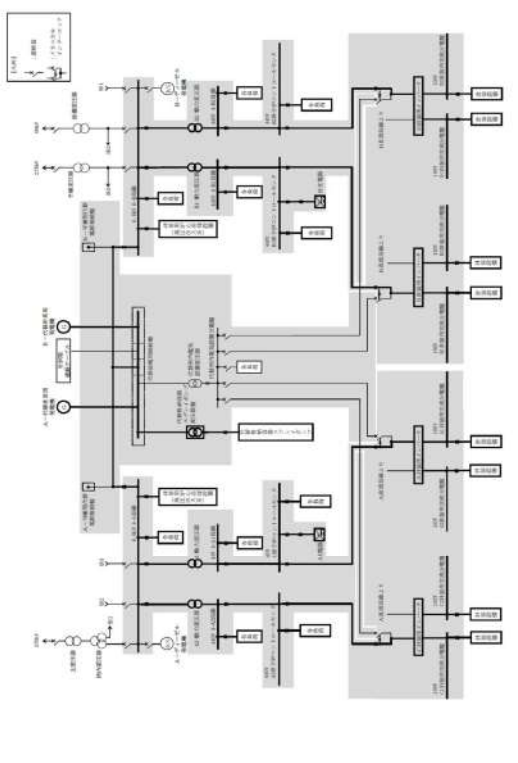
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(22-4)＞</p> <p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3^m以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3 ^m 以上（1台当たり）	<p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>c. タンクローリー</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリー」に記載する。</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>d. 可搬型タンクローリー</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p>	<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>												
台数	2（予備1）																		
容量	3 ^m 以上（1台当たり）																		
<p style="text-align: center;">表2.14-2 電源設備（可搬型）の設備仕様</p> <p style="text-align: center;">＜女川，泊の記載箇所と比較(22)＞</p> <p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3^m以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3 ^m 以上（1台当たり）			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-50，52，55，57～）</p>												
台数	2（予備1）																		
容量	3 ^m 以上（1台当たり）																		
<p>(2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>組数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table>	組数	1（予備1）	電圧	6,600V			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>												
組数	1（予備1）																		
電圧	6,600V																		
<p style="text-align: center;">＜女川，泊の記載箇所と比較(23)＞</p> <p>(3) 電源車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>空冷式ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2（3号及び4号炉共用の予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約610kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table>	型式	空冷式ディーゼル発電機	台数	2（3号及び4号炉共用の予備1）	容量	約610kVA（1台当たり）	電圧	6,600V			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-51～）</p>								
型式	空冷式ディーゼル発電機																		
台数	2（3号及び4号炉共用の予備1）																		
容量	約610kVA（1台当たり）																		
電圧	6,600V																		
<p style="text-align: center;">＜女川，泊の記載箇所と比較(30)＞</p> <p>(4) 可搬式整流器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>個数</td> <td>1（3号及び4号炉共用の予備1）</td> </tr> <tr> <td>最大出力</td> <td>約15kVA</td> </tr> <tr> <td>出力電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>出力電流</td> <td>0～100A</td> </tr> </table> <p>降圧変圧器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>個数</td> <td>1（3号及び4号炉共用の予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約30kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V/210V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>60Hz</td> </tr> </table>	個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）	最大出力	約15kVA	出力電圧	0～150V	出力電流	0～100A	個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）	容量	約30kVA	電圧	440V/210V	周波数	60Hz			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-54～）</p>
個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）																		
最大出力	約15kVA																		
出力電圧	0～150V																		
出力電流	0～100A																		
個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）																		
容量	約30kVA																		
電圧	440V/210V																		
周波数	60Hz																		

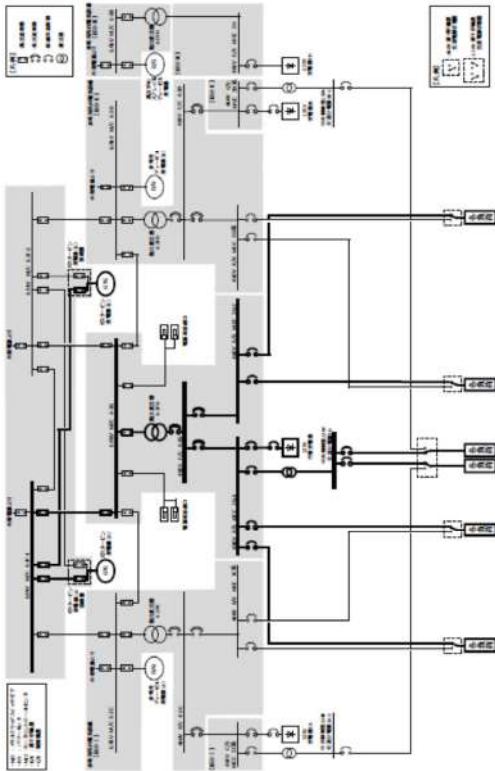
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-1 電源系統概要図(1)</p>	 <p>第 10.2-1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） （ガスタービン発電機から非常用所内電気設備を経由して給電）</p>	 <p>第 10.2.1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

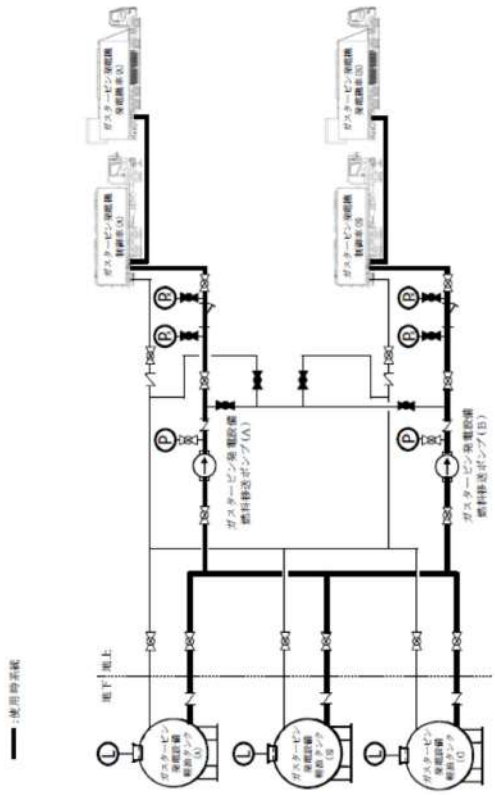
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 1021 1220 1061">第10.2-2図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） （ガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

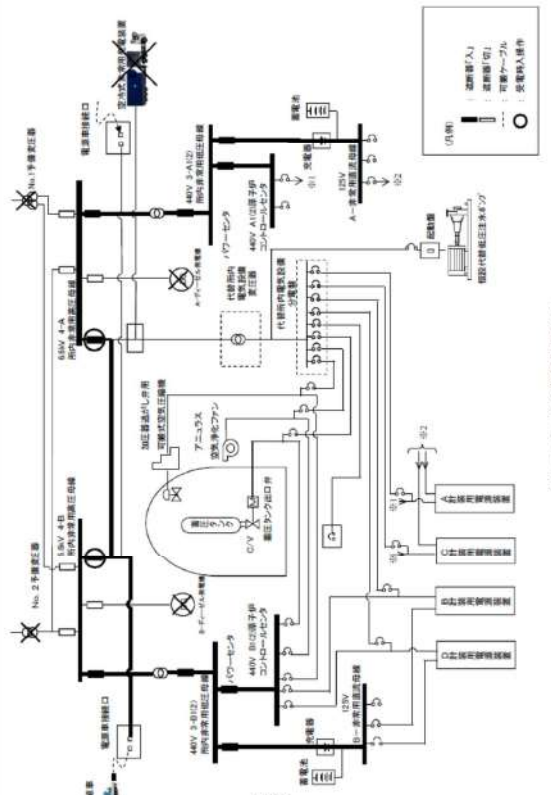
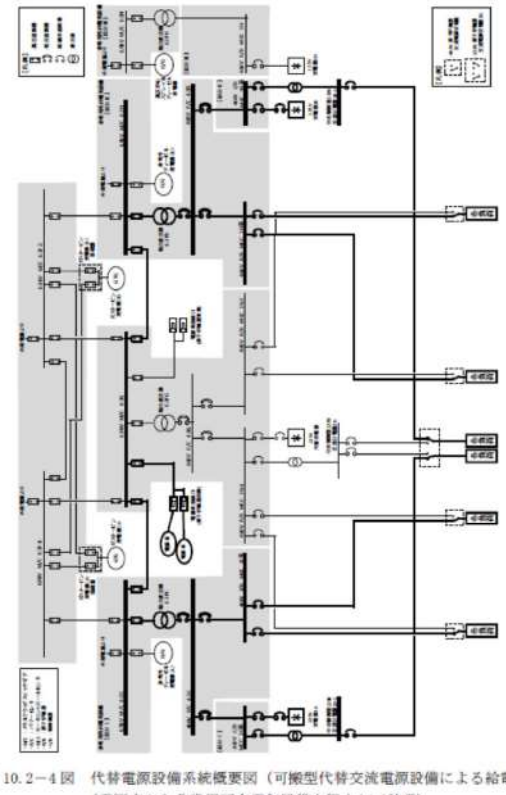
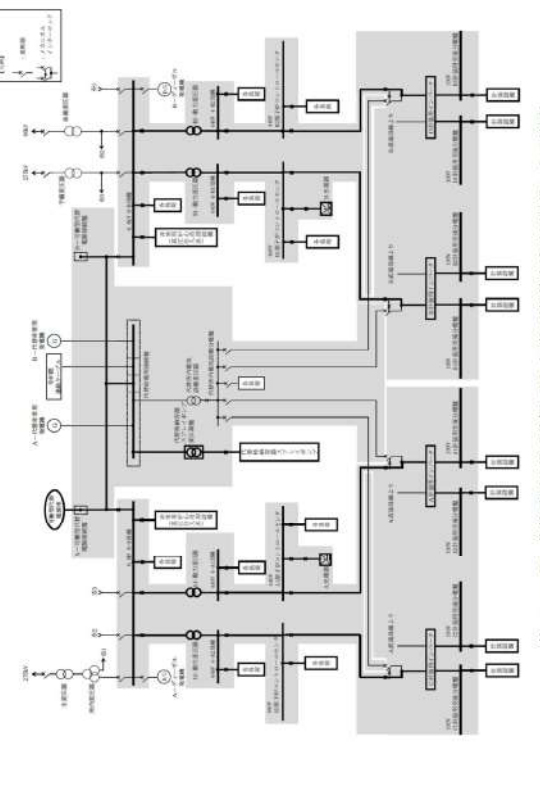
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="678 1066 1227 1114">第10.2-3図 代替電源設備系統概要図 (常設代替交流電源設備による給電) (ガスタービン発電機の燃料系統)</p>		<p data-bbox="1843 143 1955 164">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1933 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 201 2157 280" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1843 288 1910 309">【女川】</p> <p data-bbox="1843 317 2157 365">設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p>

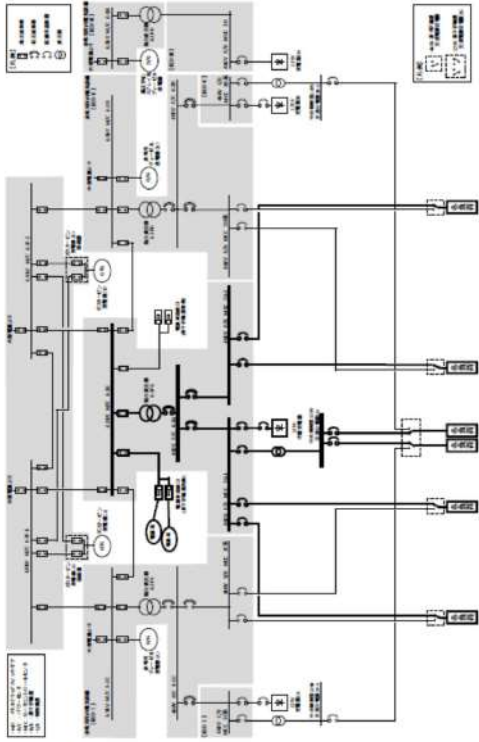
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-2 電源系統概要図(2)</p> <p>57-21</p>	 <p>第10.2-4図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） （電源車から非常用所内電気設備を経由して給電）</p>	 <p>第10.2.2図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="680 1007 1211 1050">第10.2-5図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） （電源車から代替所内電気設備を経由して給電）</p>		<p data-bbox="1845 142 1955 164">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 280" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

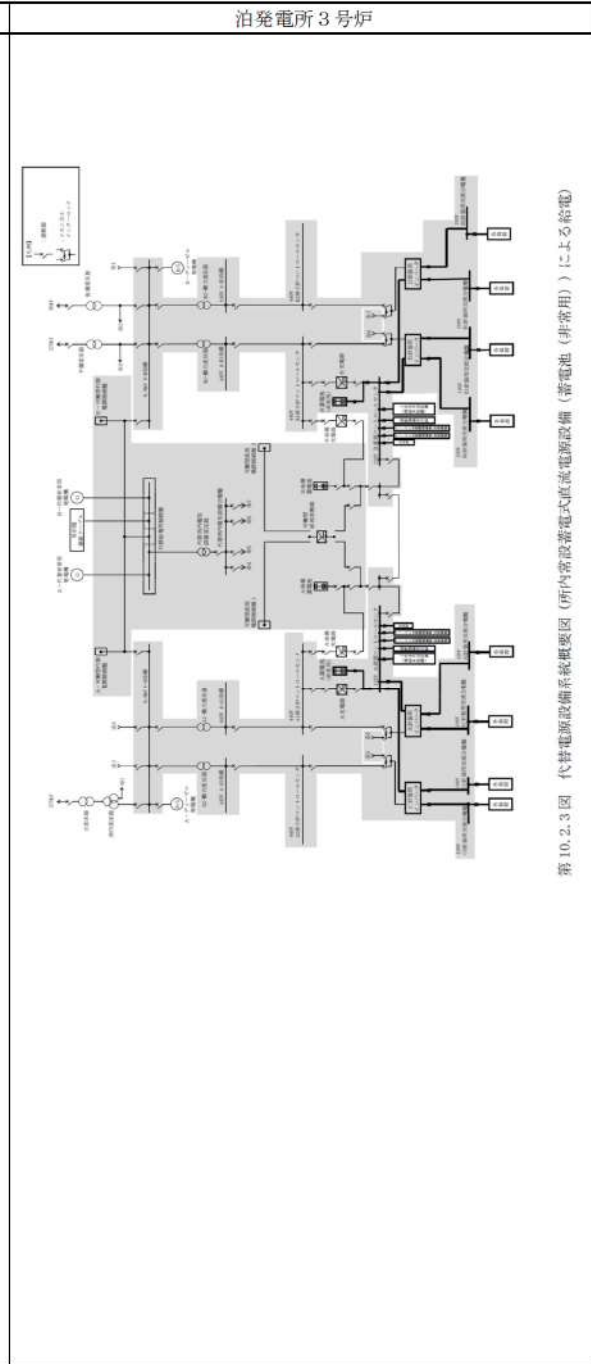
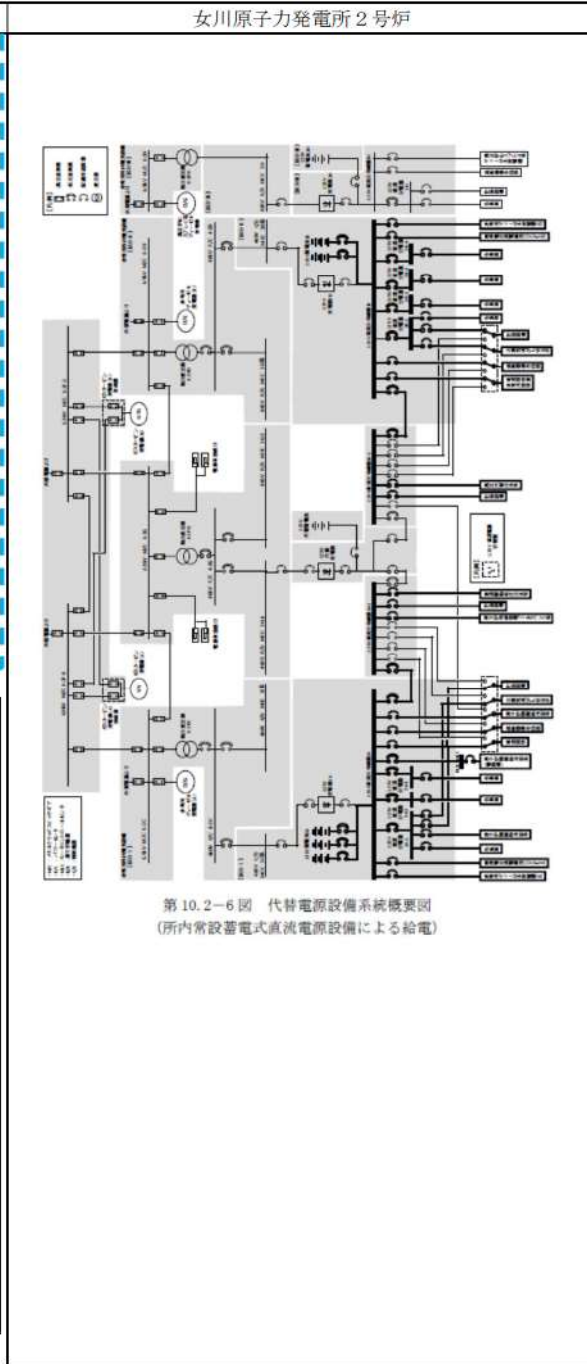
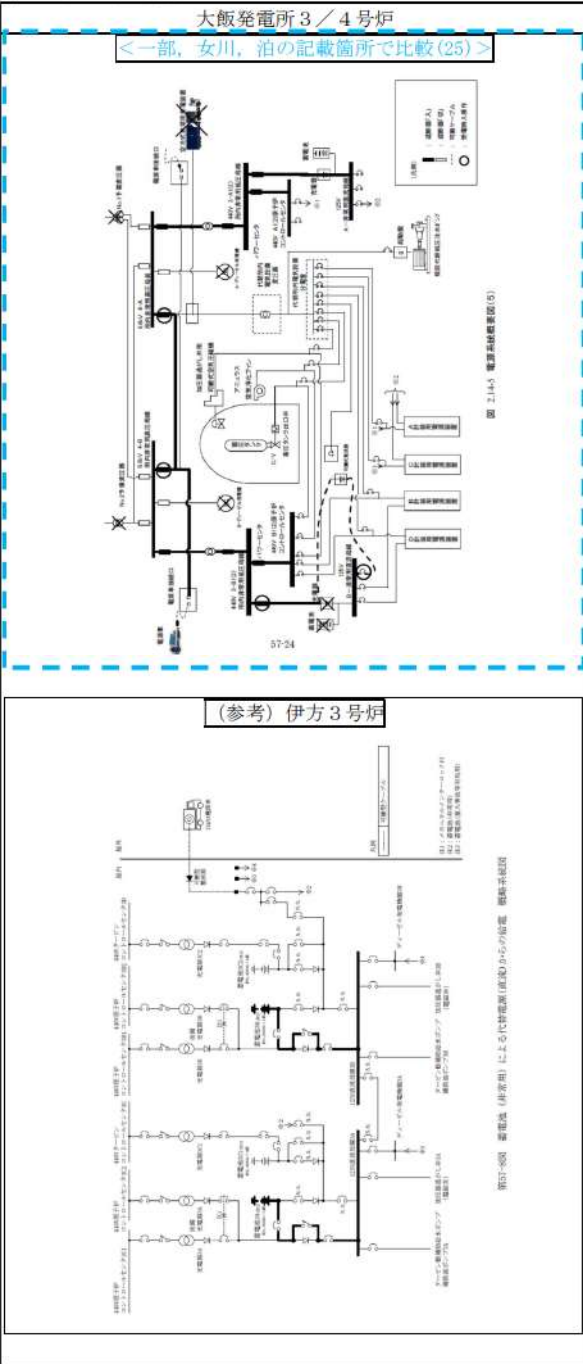
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">図 2.14-4 電源系統図(4)</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

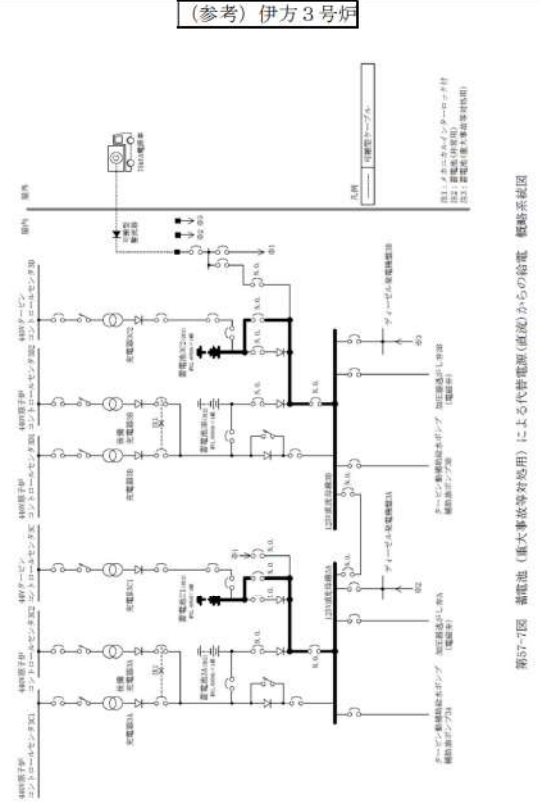
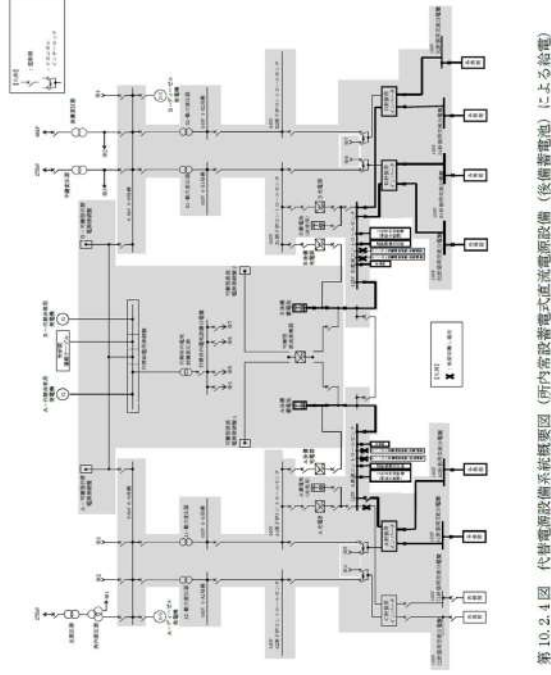
【大飯、女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

【大飯】
 ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。
 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

【大飯、女川】
 設備・運用の相違（蓄電池の構成）

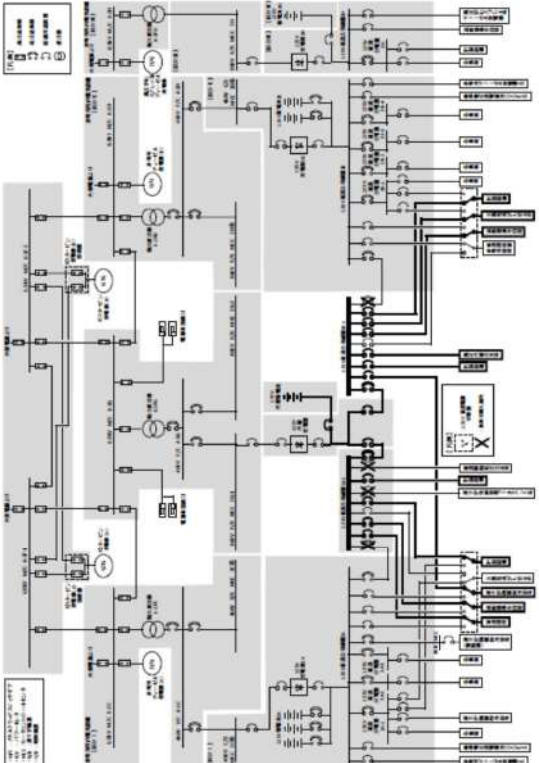
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p>  <p style="text-align: center;">第57-7図 蓄電池（重大事故時対応用）による代替電源（直流）からの給電 概略系統図</p>		 <p style="text-align: center;">第10.2.4図 代替電源設備系統概要図（所内常設蓄電池式直流電源設備（後備蓄電池）による給電）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

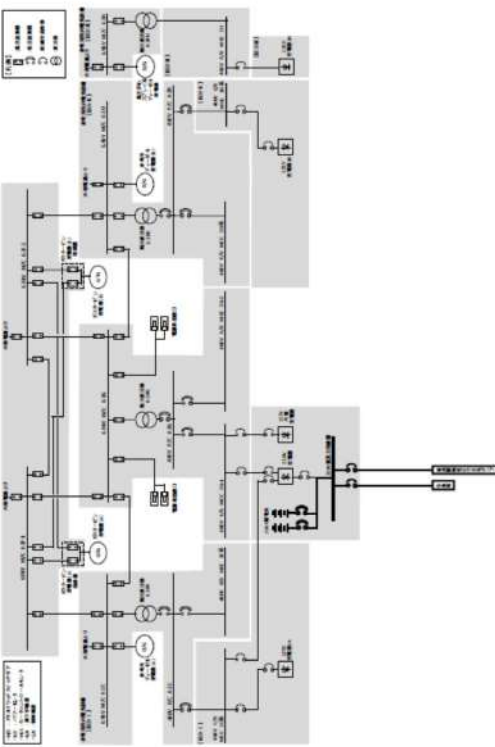
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1029 1209 1077">第10.2-7図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電） （125V代替蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 191">【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

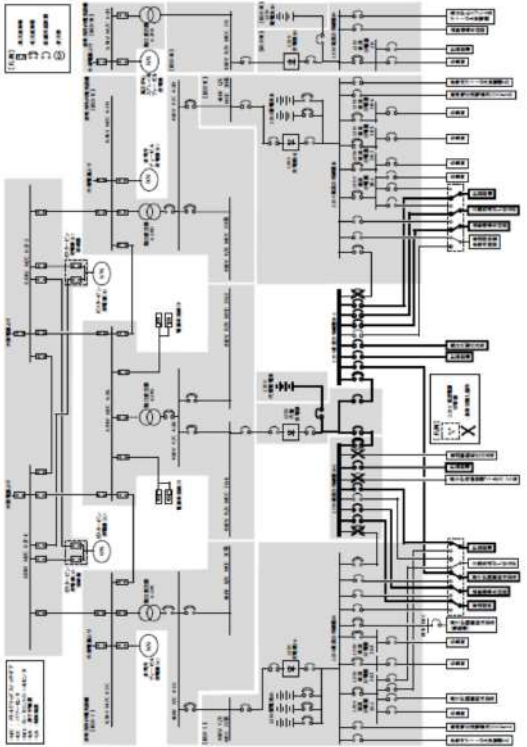
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 1008 1205 1050">第10.2-8図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電） （250V蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2150 196">設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

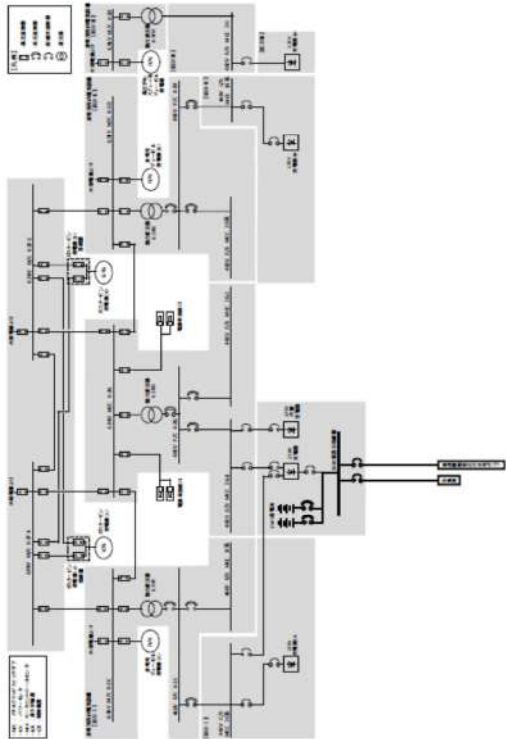
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="674 1013 1229 1054">第10.2-9図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （125V代替蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1845 142 1955 162">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 277" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1845 288 1906 309">【女川】</p> <p data-bbox="1845 317 2157 363">設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

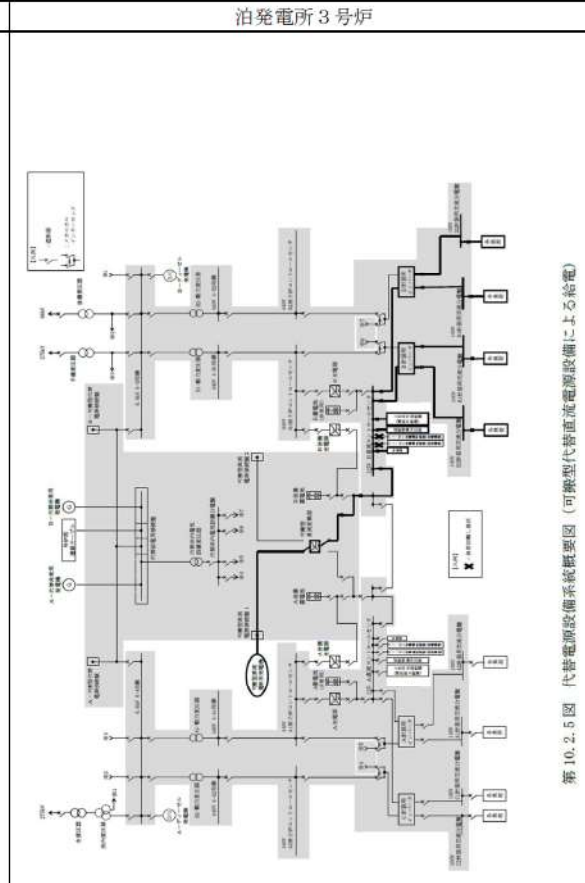
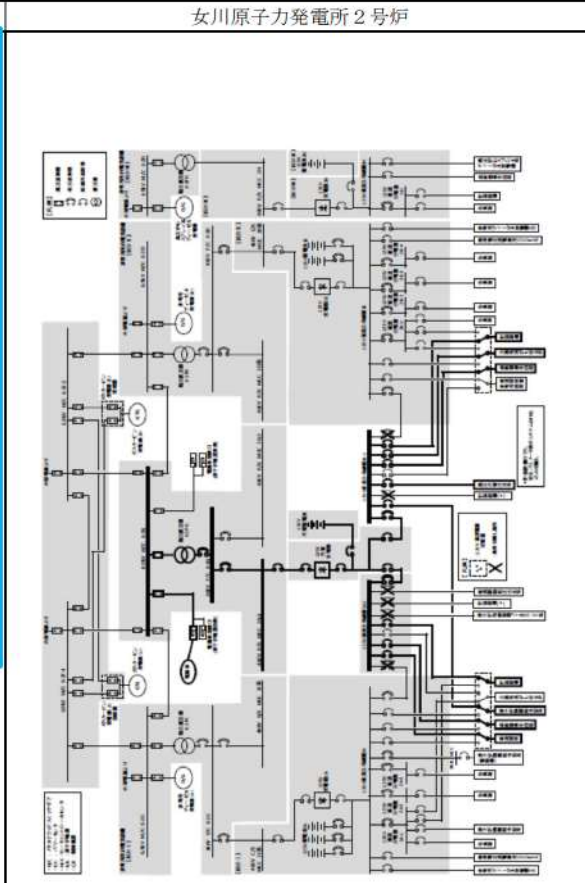
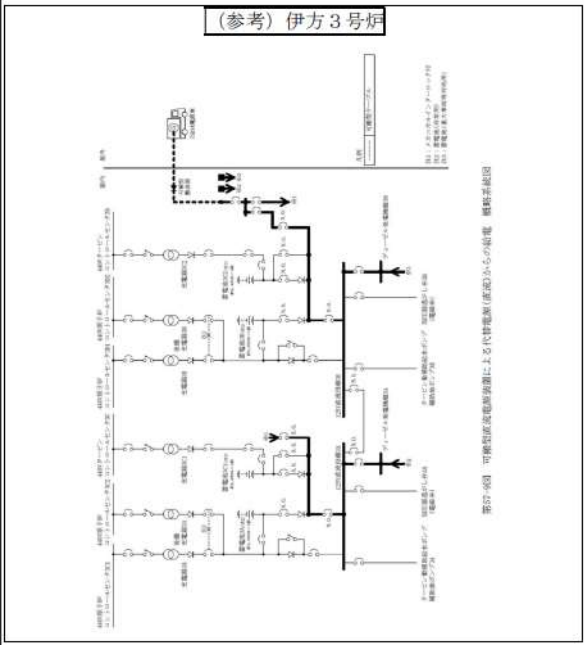
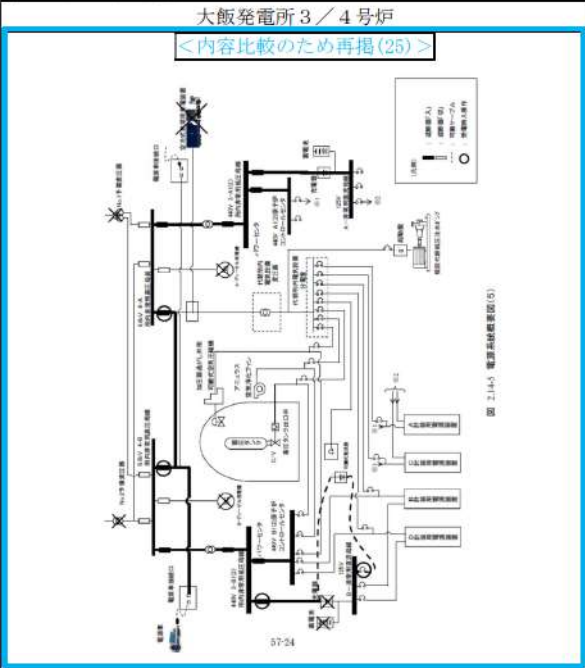
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 997 1220 1045">第10.2-10図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （250V蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 319 2150 375">設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

【大飯, 女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

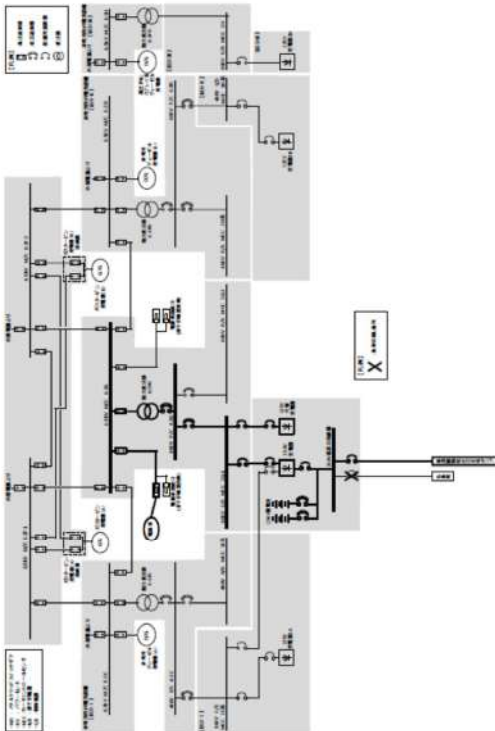
【大飯】
 ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。
 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

【女川】
 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)

【大飯, 女川】
 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)

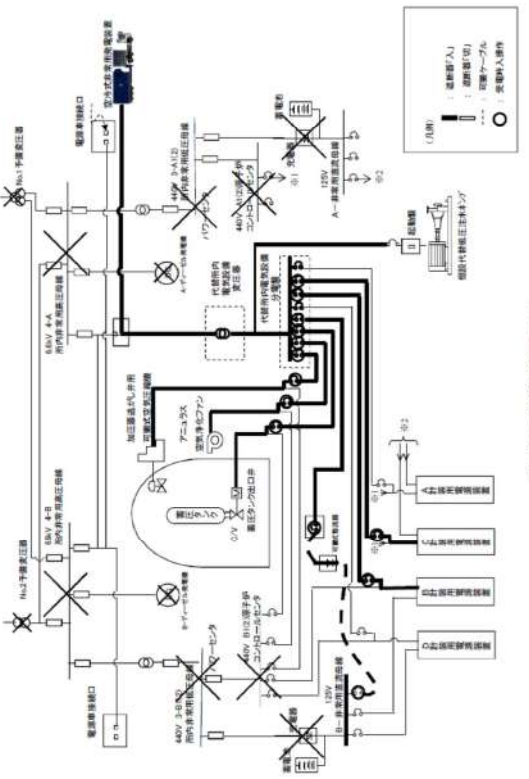
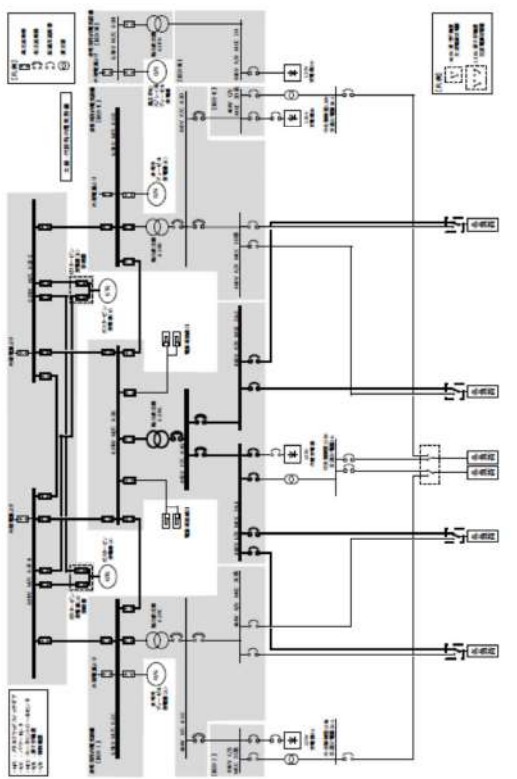
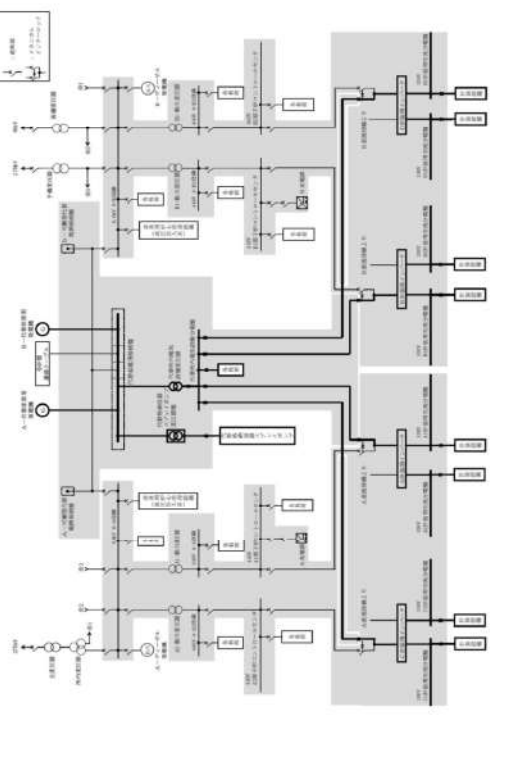
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 1005 1220 1045">第10.2-12図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （電源車から代替所内電気設備を経由して給電（250V系統））</p>		<p data-bbox="1848 143 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 319 2150 375">設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

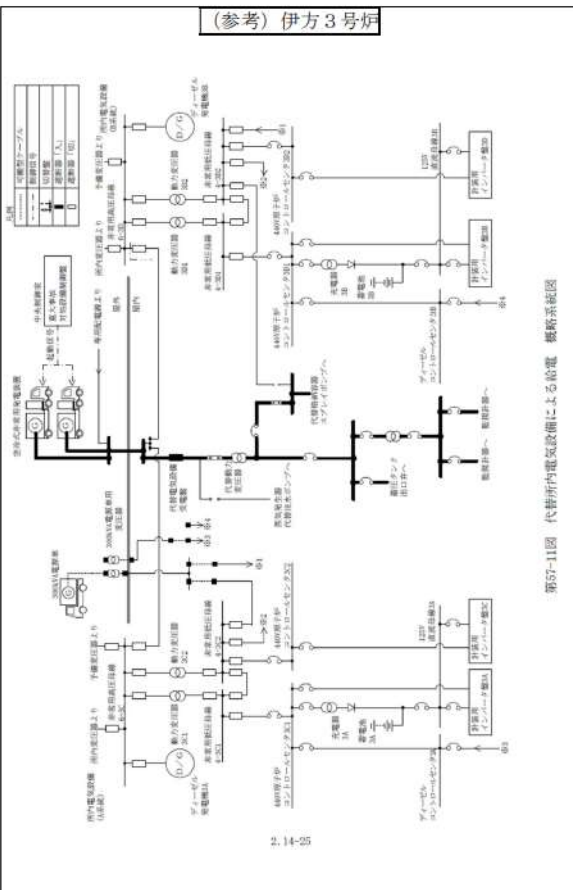
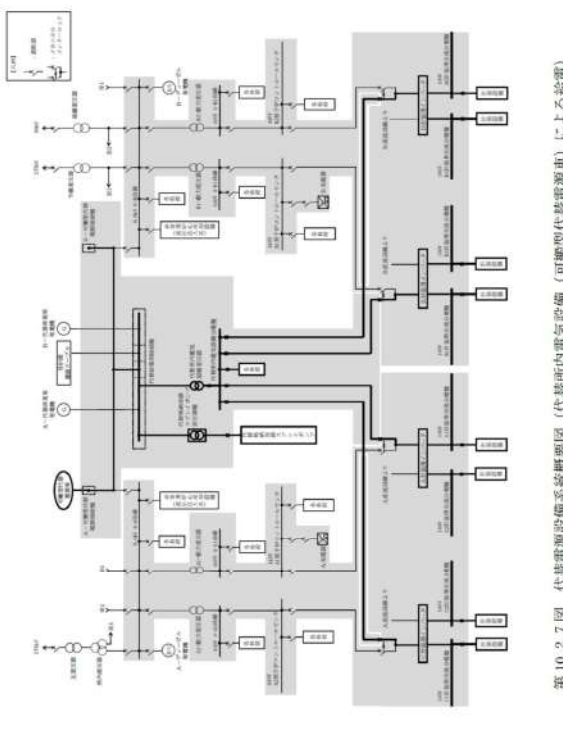
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-6 電源系統概要図(6)</p>	 <p>第 10.2-13 図 代替電源設備系統概要図（代替所内電気設備による給電）</p>	 <p>第 10.2.6 図 代替電源設備系統概要図（代替所内電気設備（代替非常用発電機）による給電）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

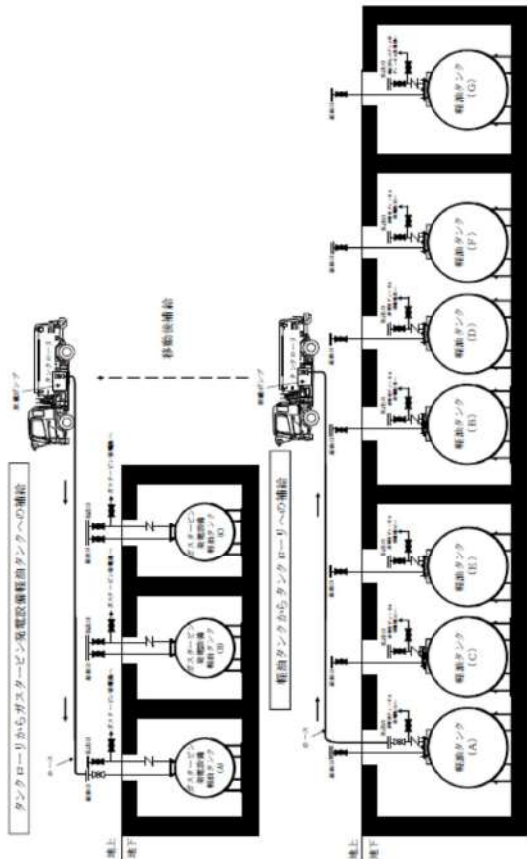
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>第57-11図 代替所内電気設備による給電 概略系統図</p>		 <p>第10.2.7図 代替電源設備系統概要図 (可搬型代替電源車) による給電</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)</p> <p>設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p>

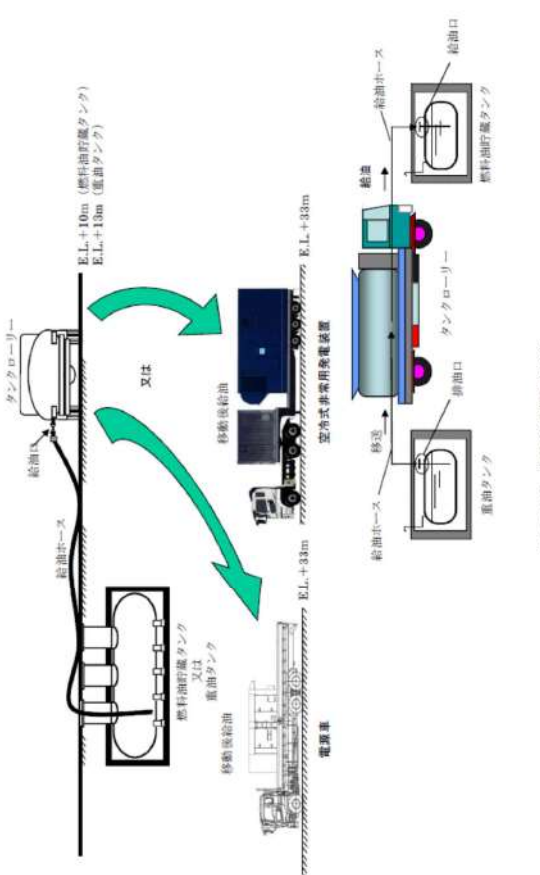
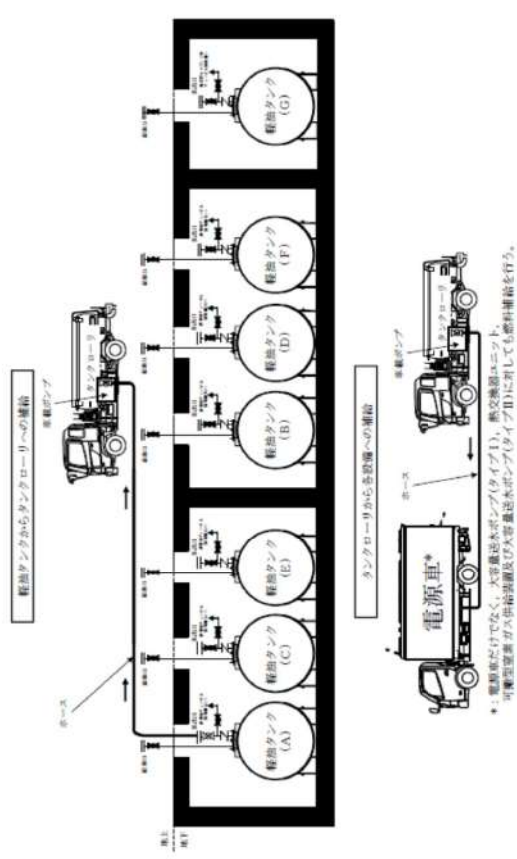
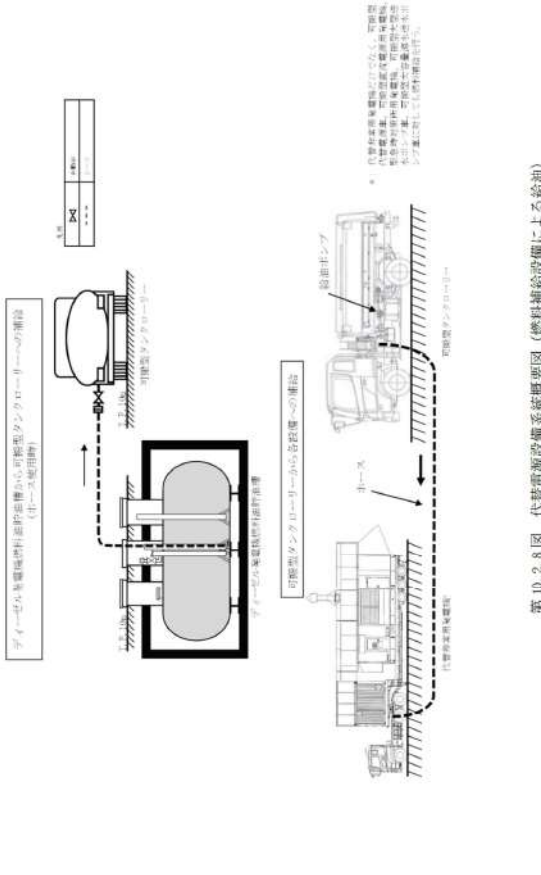
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-14図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給）</p>		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

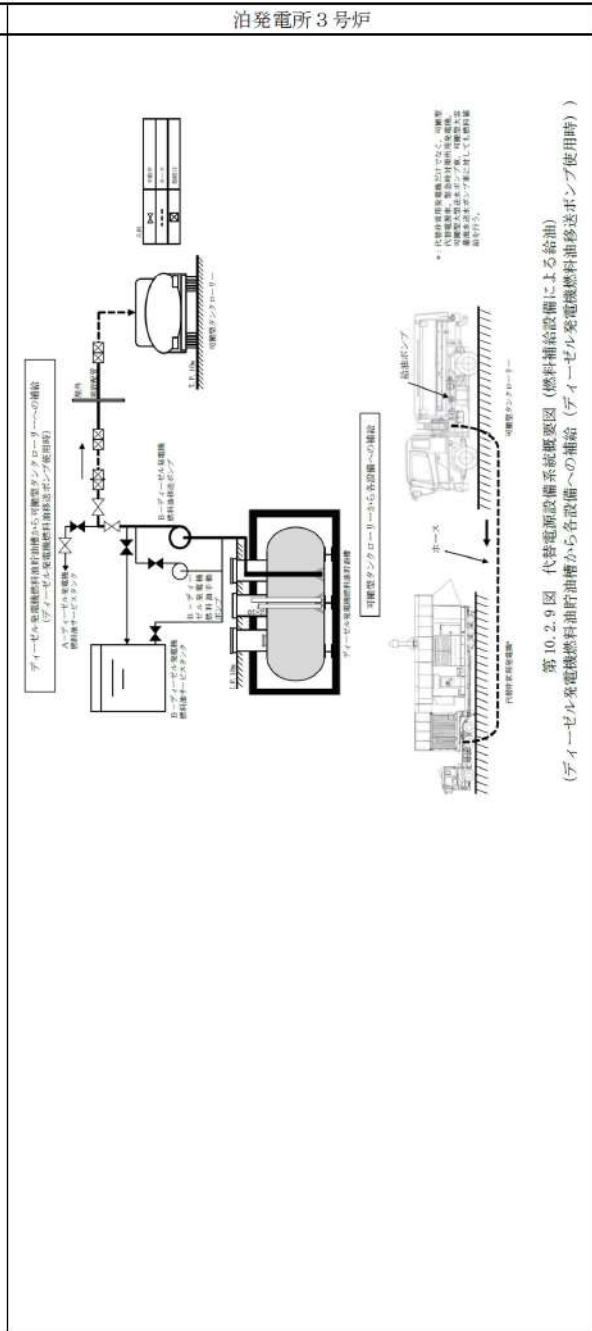
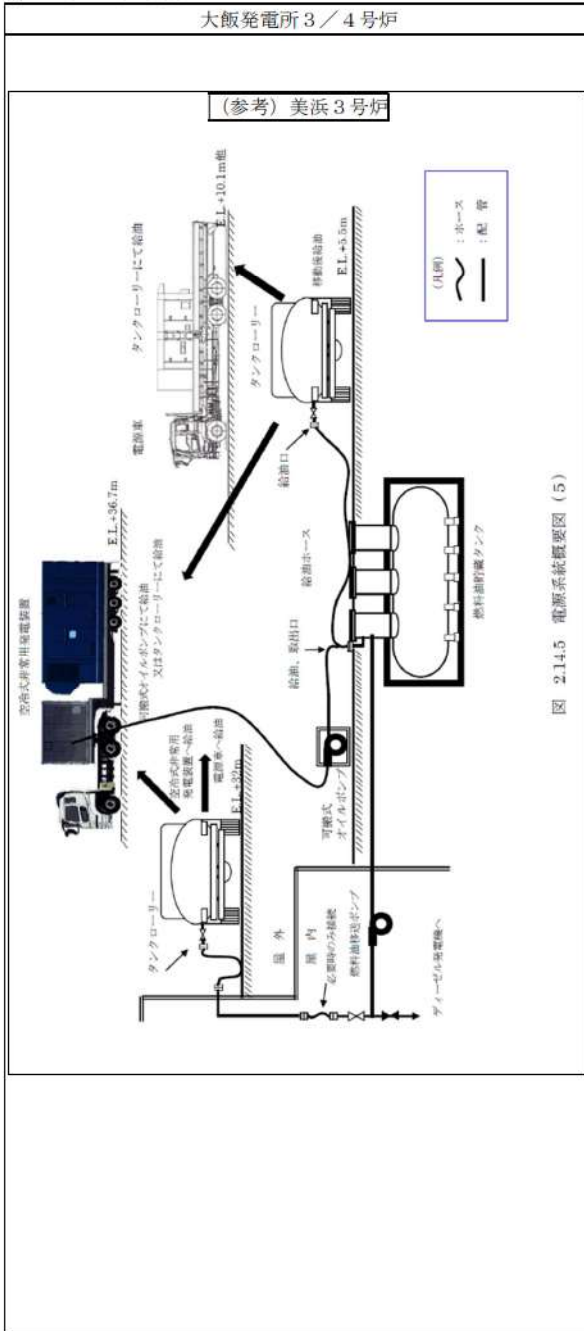
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-7 電源系統概要図(7)</p>	 <p>第 10.2-15 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （軽油タンクから各設備への補給）</p>	 <p>第 10.2-8 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給（ホース使用時））</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

【大飯, 女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

【大飯, 女川】
 設備・運用の相違 (可搬式タンクローリーへの燃料汲み上げ)

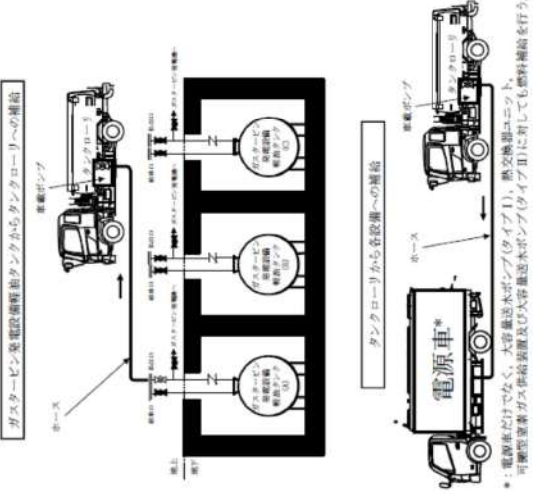
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第10.2.10図 代管中継設備系統概観図（燃料補給設備による給油） （燃料タンク（SA）から各設備への補給）</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-16図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （ガスタービン発電設備駐油タンクから各設備への補給）</p> <p>*：電源車だけでなく、大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換機ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプII)に対しても燃料補給を行う。</p>		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																			
<p>第1.14.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機組喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{a)}</th> <th>整備する手順書</th> <th>整備の点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">交流電源喪失</td> <td rowspan="10">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td rowspan="10">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td>空形式非常用発電機</td> <td rowspan="3">A/B</td> <td rowspan="3">空形式非常用発電機 調整による電圧の復旧手順</td> <td rowspan="3">炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>燃料油調整タンク^{b)}</td> <td rowspan="2">空形式非常用発電機調整燃料補給の手順</td> </tr> <tr> <td>高圧タンク^{b)}</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー^{c)}</td> <td rowspan="4">A</td> <td rowspan="4">調整ケーブルを用いた発電機製造による電圧の復旧手順 (3号～4号)</td> <td rowspan="4">炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 (低圧炉)^{b)}</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> </tr> <tr> <td>発電機電力調整用ケーブル (3号～4号)</td> <td rowspan="3">A/B</td> <td rowspan="3">7.7kV送電線による電圧復旧の手順</td> <td rowspan="3">炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>発電機電力調整用ケーブル (3号～4号)</td> <td rowspan="2">2号機戻送線と空機戻送ケーブルを用いた発電機調整による電圧の復旧手順 (3号～4号)</td> </tr> <tr> <td>発電機電力調整用ケーブル (1, 2号～3, 4号)^{d)}</td> <td rowspan="2">1号機戻送線と空機戻送ケーブルを用いた発電機調整による電圧の復旧手順 (3号～4号)</td> </tr> <tr> <td>発電機電力調整用ケーブル (1, 2号～3, 4号)^{d)}</td> <td rowspan="2">調整ケーブルを用いた発電機製造による電圧の復旧手順 (1, 2号～3, 4号)</td> <td rowspan="2">炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「大飯発電所」重大事故等対策に於ける原子炉施設に係る対応の取組に関する取組 注2：空形式非常用発電機、燃料油調整タンク、高圧タンク、ディーゼル発電機は燃料補給に依存する。 注3：空機戻送線は、3号機に対しては4号機、4号機に対しては3号機に接続する。 注4：発電機電力調整（1, 2号～3, 4号）は、併結線1号機又は2号機とし、給電用3号機又は4号機、3号機及び4号機とする。 注5：重大事故等対策において用いる設備の分類 a) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 b) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 c) 自立的対策として整備する重大事故等対策設備</p>							分類	機組喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手順書	整備の点検	交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	空形式非常用発電機	A/B	空形式非常用発電機 調整による電圧の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	燃料油調整タンク ^{b)}	空形式非常用発電機調整燃料補給の手順	高圧タンク ^{b)}	タンクローリー ^{c)}	A	調整ケーブルを用いた発電機製造による電圧の復旧手順 (3号～4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	発電機	ディーゼル発電機 (低圧炉) ^{b)}	発電機	発電機電力調整用ケーブル (3号～4号)	A/B	7.7kV送電線による電圧復旧の手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	発電機電力調整用ケーブル (3号～4号)	2号機戻送線と空機戻送ケーブルを用いた発電機調整による電圧の復旧手順 (3号～4号)	発電機電力調整用ケーブル (1, 2号～3, 4号) ^{d)}	1号機戻送線と空機戻送ケーブルを用いた発電機調整による電圧の復旧手順 (3号～4号)	発電機電力調整用ケーブル (1, 2号～3, 4号) ^{d)}	調整ケーブルを用いた発電機製造による電圧の復旧手順 (1, 2号～3, 4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
分類	機組喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手順書	整備の点検																																			
交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	空形式非常用発電機	A/B	空形式非常用発電機 調整による電圧の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																			
			燃料油調整タンク ^{b)}				空形式非常用発電機調整燃料補給の手順																																		
			高圧タンク ^{b)}																																						
			タンクローリー ^{c)}	A	調整ケーブルを用いた発電機製造による電圧の復旧手順 (3号～4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																			
			発電機																																						
			ディーゼル発電機 (低圧炉) ^{b)}																																						
			発電機																																						
			発電機電力調整用ケーブル (3号～4号)	A/B	7.7kV送電線による電圧復旧の手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																			
			発電機電力調整用ケーブル (3号～4号)				2号機戻送線と空機戻送ケーブルを用いた発電機調整による電圧の復旧手順 (3号～4号)																																		
			発電機電力調整用ケーブル (1, 2号～3, 4号) ^{d)}					1号機戻送線と空機戻送ケーブルを用いた発電機調整による電圧の復旧手順 (3号～4号)																																	
発電機電力調整用ケーブル (1, 2号～3, 4号) ^{d)}	調整ケーブルを用いた発電機製造による電圧の復旧手順 (1, 2号～3, 4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																							
<p>第1.14.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機組喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{a)}</th> <th>整備する手順書</th> <th>整備の点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交流電源喪失</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td>蓄電池 (全交流動力用)</td> <td rowspan="2">A/B</td> <td rowspan="2">蓄電池による電圧の復旧手順</td> <td rowspan="2">炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>A</td> <td>可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順</td> <td>SA所達^{d)}</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <p>注1：「大飯発電所」重大事故等対策に於ける原子炉施設に係る対応の取組に関する取組 注2：重大事故等対策において用いる設備の分類 a) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 b) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 c) 自立的対策として整備する重大事故等対策設備</p> </td> </tr> </tbody> </table>							分類	機組喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手順書	整備の点検	交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	蓄電池 (全交流動力用)	A/B	蓄電池による電圧の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	可搬式整流器	A	可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順	SA所達 ^{d)}	<p>注1：「大飯発電所」重大事故等対策に於ける原子炉施設に係る対応の取組に関する取組 注2：重大事故等対策において用いる設備の分類 a) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 b) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 c) 自立的対策として整備する重大事故等対策設備</p>																
分類	機組喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手順書	整備の点検																																			
交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	蓄電池 (全交流動力用)	A/B	蓄電池による電圧の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																			
			可搬式整流器				A	可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順	SA所達 ^{d)}																																
<p>注1：「大飯発電所」重大事故等対策に於ける原子炉施設に係る対応の取組に関する取組 注2：重大事故等対策において用いる設備の分類 a) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 b) 当該条文中に適合する重大事故等対策設備 c) 自立的対策として整備する重大事故等対策設備</p>																																									
<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は技術的能力まとめ資料と同一の表をSA設備まとめ資料にも記載している。 ・泊は女川と同様に本表は設置許可添付書類八に記載しないことから、SA設備まとめ資料にも記載しない。</p>																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2)＞</p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプリング格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アニユラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（SA）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜一部、内容比較のため再掲(7)＞</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、計測制御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうちディーゼル発電機は、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入、2次系冷却設備、1次冷却系のフィードアンドブリード、非常用炉心冷却設備、蒸気発生器2次側からの除熱、余熱除去設備、炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ、原子炉補機冷却設備、原子炉格納容器スプレイ設備、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水、水素濃度制御設備、原子炉格納容器内の水素濃度監視、アニユラス空気浄化設備による水素排出、アニユラス部の水素濃度監視、使用済燃料ピットの監視、計測制御装置、中央制御室空調装置、可搬型照明（SA）、放射性物質の濃度低減、通信連絡設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 非常用交流電源設備は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・D/G から電源を供給する設備の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯は D/G より電源を供給する機器名称を記載している。 ・泊は女川と同様に手段名称を記載した。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(13)> ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク、軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等 ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
<p><内容比較のため再掲(11-2)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
<p><内容比較のため再掲(18)> ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
<p>(参考) 美浜3号炉 燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機の操作は、中央制御室又は設置場所から可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p><内容比較のため再掲(14-2)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p><一部、内容比較のため再掲(19)> 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
<p>(参考) 伊方3号炉 ディーゼル発電機を使用した電源系統は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 ディーゼル発電機は、操作スイッチにより中央制御室及び設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照） 【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチー泊：操作器</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-5表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要仕様を第10.1.3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

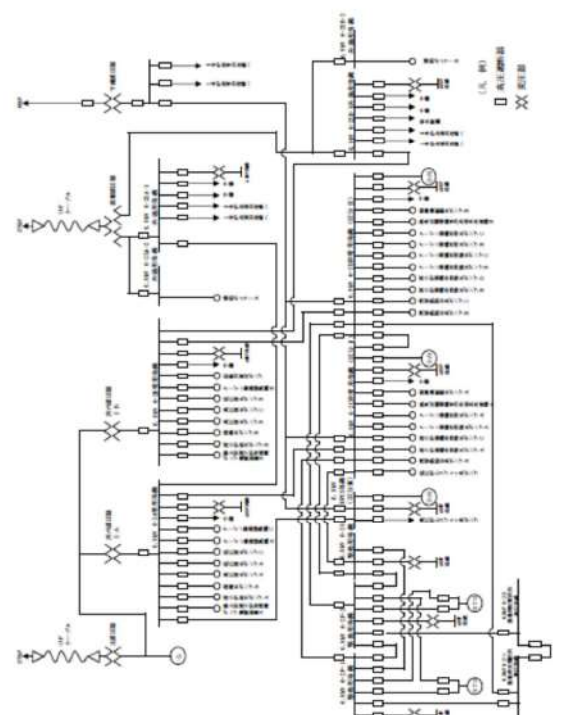
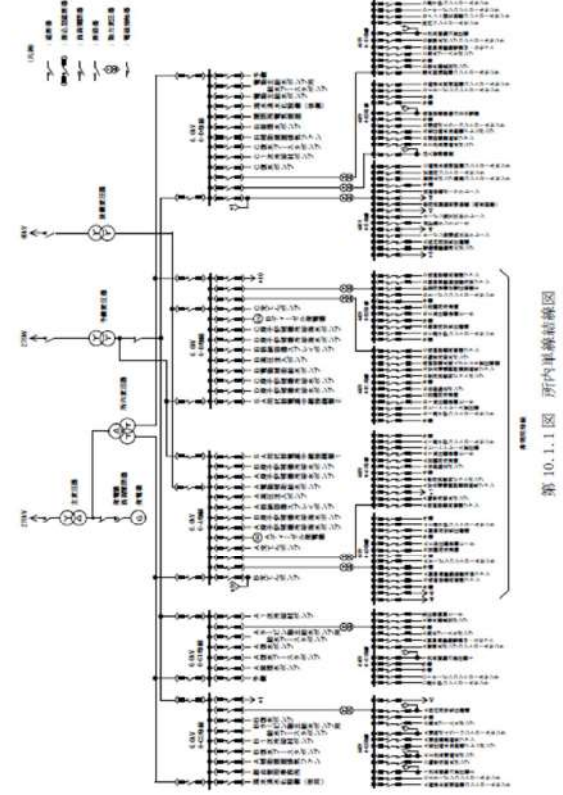
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備である125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、全交流動力電源喪失から8時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びにそれに充電する125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hは、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hに充電する充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

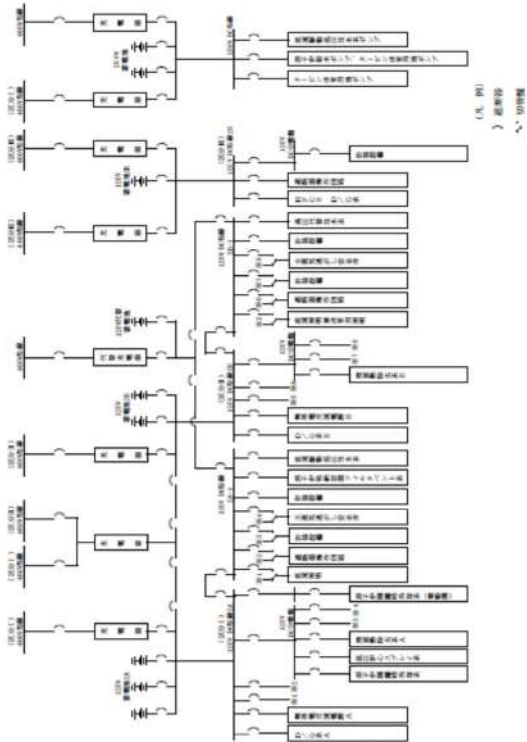
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.1-1図 所内単線結線図</p>	 <p>第10.1.1図 所内単線結線図</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">第10.1-3図 直流電源系統結線図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを設ける。</p> <p>軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備としてディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク (SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを設ける。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク (SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																	
	<p>関係する主要機器仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="685 331 1207 512"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>母線連絡盤</th> <th>負荷盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種 類</td> <td colspan="4">閉鎖配電盤</td> </tr> <tr> <td>(b)個 数</td> <td colspan="4">57</td> </tr> <tr> <td>(c)定格電圧</td> <td colspan="4">6.9kV</td> </tr> <tr> <td>(d)電氣方式</td> <td colspan="4">50Hz 3相 3線</td> </tr> <tr> <td>(e)電源引込方式</td> <td colspan="4">10A 接地系（変圧器と電抗器の組合せによる接地方式）</td> </tr> <tr> <td>(f)フィーダ引出方式</td> <td colspan="4">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(g)フィーダ引出方式</td> <td colspan="4">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(h)母線電流容量</td> <td colspan="4">約3,000A、約1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="685 549 1207 799"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>母線連絡用</th> <th>負荷用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種 類</td> <td colspan="3">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>(b)個 数</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>(c)種 数</td> <td colspan="3">3種</td> </tr> <tr> <td>(d)操作方式</td> <td colspan="3">電動パネ又はソレノイド投入操作（DC125V）</td> </tr> <tr> <td>(e)絶縁距離</td> <td colspan="3">6号A</td> </tr> <tr> <td>(f)定格電圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>(g)定格電流</td> <td colspan="3">約3,000A、約1,200A</td> </tr> <tr> <td>(h)定格遮断電流</td> <td colspan="3">63kA</td> </tr> <tr> <td>(i)定格遮断時間</td> <td colspan="3">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>(j)引きはずし方式</td> <td colspan="3">電氣式、機械式</td> </tr> <tr> <td>(k)投入方式</td> <td colspan="3">電動パネ又はソレノイド</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤	(a)種 類	閉鎖配電盤				(b)個 数	57				(c)定格電圧	6.9kV				(d)電氣方式	50Hz 3相 3線				(e)電源引込方式	10A 接地系（変圧器と電抗器の組合せによる接地方式）				(f)フィーダ引出方式	バスダクト又はケーブルによる				(g)フィーダ引出方式	ケーブルによる				(h)母線電流容量	約3,000A、約1,200A				項目	受電用	母線連絡用	負荷用	(a)種 類	真空遮断器			(b)個 数	9	24	55	(c)種 数	3種			(d)操作方式	電動パネ又はソレノイド投入操作（DC125V）			(e)絶縁距離	6号A			(f)定格電圧	7.2kV			(g)定格電流	約3,000A、約1,200A			(h)定格遮断電流	63kA			(i)定格遮断時間	5サイクル			(j)引きはずし方式	電氣式、機械式			(k)投入方式	電動パネ又はソレノイド			<p>関係する主要仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様（1/2）</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1267 308 1816 568"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>き電盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td colspan="3">屋内用銅板製単位閉鎖垂直自立型</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>16</td> <td>51</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>定 格 電 圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>電 氣 方 式</td> <td colspan="3">50Hz 3相 3線 変圧器接地式</td> </tr> <tr> <td>電 源 引 込 方 式</td> <td colspan="3">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>フ ィ ー ダ 引 出 方 式</td> <td colspan="3">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>母 線 電 流 容 量</td> <td>3,150A</td> <td>2,000A</td> <td>1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="1267 592 1816 1002"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>き電用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td colspan="2">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>16</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>極 数</td> <td colspan="2">3極</td> </tr> <tr> <td>操 作 方 式</td> <td colspan="2">パネ投入操作（DC125V）</td> </tr> <tr> <td>定 格 耐 電 圧</td> <td colspan="2">定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV</td> </tr> <tr> <td>定 格 電 圧</td> <td colspan="2">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>定 格 電 流</td> <td>3,150A</td> <td>2,000A、1,200A</td> </tr> <tr> <td>定 格 遮 断 電 流</td> <td colspan="2">44kA</td> </tr> <tr> <td>定 格 遮 断 時 間</td> <td colspan="2">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>引きはずし自由方式</td> <td colspan="2">電氣的、機械的</td> </tr> <tr> <td>投 入 方 式</td> <td colspan="2">パネ式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤	型 式	屋内用銅板製単位閉鎖垂直自立型			台 数	16	51	10	定 格 電 圧	7.2kV			電 氣 方 式	50Hz 3相 3線 変圧器接地式			電 源 引 込 方 式	バスダクト又はケーブルによる			フ ィ ー ダ 引 出 方 式	ケーブルによる			母 線 電 流 容 量	3,150A	2,000A	1,200A	項目	受電用	き電用	型 式	真空遮断器		台 数	16	51	極 数	3極		操 作 方 式	パネ投入操作（DC125V）		定 格 耐 電 圧	定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV		定 格 電 圧	7.2kV		定 格 電 流	3,150A	2,000A、1,200A	定 格 遮 断 電 流	44kA		定 格 遮 断 時 間	5サイクル		引きはずし自由方式	電氣的、機械的		投 入 方 式	パネ式		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。</p>
項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																																
(a)種 類	閉鎖配電盤																																																																																																																																																																			
(b)個 数	57																																																																																																																																																																			
(c)定格電圧	6.9kV																																																																																																																																																																			
(d)電氣方式	50Hz 3相 3線																																																																																																																																																																			
(e)電源引込方式	10A 接地系（変圧器と電抗器の組合せによる接地方式）																																																																																																																																																																			
(f)フィーダ引出方式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																																			
(g)フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																																																																																																																																			
(h)母線電流容量	約3,000A、約1,200A																																																																																																																																																																			
項目	受電用	母線連絡用	負荷用																																																																																																																																																																	
(a)種 類	真空遮断器																																																																																																																																																																			
(b)個 数	9	24	55																																																																																																																																																																	
(c)種 数	3種																																																																																																																																																																			
(d)操作方式	電動パネ又はソレノイド投入操作（DC125V）																																																																																																																																																																			
(e)絶縁距離	6号A																																																																																																																																																																			
(f)定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																																			
(g)定格電流	約3,000A、約1,200A																																																																																																																																																																			
(h)定格遮断電流	63kA																																																																																																																																																																			
(i)定格遮断時間	5サイクル																																																																																																																																																																			
(j)引きはずし方式	電氣式、機械式																																																																																																																																																																			
(k)投入方式	電動パネ又はソレノイド																																																																																																																																																																			
項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																																	
型 式	屋内用銅板製単位閉鎖垂直自立型																																																																																																																																																																			
台 数	16	51	10																																																																																																																																																																	
定 格 電 圧	7.2kV																																																																																																																																																																			
電 氣 方 式	50Hz 3相 3線 変圧器接地式																																																																																																																																																																			
電 源 引 込 方 式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																																			
フ ィ ー ダ 引 出 方 式	ケーブルによる																																																																																																																																																																			
母 線 電 流 容 量	3,150A	2,000A	1,200A																																																																																																																																																																	
項目	受電用	き電用																																																																																																																																																																		
型 式	真空遮断器																																																																																																																																																																			
台 数	16	51																																																																																																																																																																		
極 数	3極																																																																																																																																																																			
操 作 方 式	パネ投入操作（DC125V）																																																																																																																																																																			
定 格 耐 電 圧	定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV																																																																																																																																																																			
定 格 電 圧	7.2kV																																																																																																																																																																			
定 格 電 流	3,150A	2,000A、1,200A																																																																																																																																																																		
定 格 遮 断 電 流	44kA																																																																																																																																																																			
定 格 遮 断 時 間	5サイクル																																																																																																																																																																			
引きはずし自由方式	電氣的、機械的																																																																																																																																																																			
投 入 方 式	パネ式																																																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																															
	<p style="text-align: center;">第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 蓄電池</p> <p>非常用</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>セル数</td><td>A系</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>60</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>A系</td><td>125V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>125V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>125V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系</td><td>約8,000Ah</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約6,000Ah</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約400Ah</td></tr> </table> <p>常用</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>セル数</td><td></td><td>116</td></tr> <tr><td>電圧</td><td></td><td>250V</td></tr> <tr><td>容量</td><td></td><td>約6,000Ah</td></tr> </table> <p>(2) 充電器</p> <p>非常用（予備充電器は常用）</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>シリコン整流器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>A系</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>1)</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr><td>充電方式</td><td></td><td>浮動</td></tr> <tr><td>冷却方式</td><td></td><td>自然通風</td></tr> <tr><td>交流入力</td><td>A系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>約118kW)</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約10kW</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>A系</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>A系</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>約700A)</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約50A</td></tr> </table>	種類		鉛蓄電池	組数		3	セル数	A系	60		B系	60		HPCS系	60	電圧	A系	125V		B系	125V		HPCS系	125V	容量	A系	約8,000Ah		B系	約6,000Ah		HPCS系	約400Ah	種類		鉛蓄電池	組数		1	セル数		116	電圧		250V	容量		約6,000Ah	種類		シリコン整流器	個数	A系	1		B系	1		(予備)	1)		HPCS系	1（予備1）	充電方式		浮動	冷却方式		自然通風	交流入力	A系	3相 50Hz 440V		B系	3相 50Hz 440V		HPCS系	3相 50Hz 440V	容量	A系	約118kW		B系	約118kW		(予備)	約118kW)		HPCS系	約10kW	直流出力電圧	A系	133.8V		B系	133.8V		HPCS系	129V	直流出力電流	A系	約700A		B系	約700A		(予備)	約700A)		HPCS系	約50A		<p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		3																																																																																																																
セル数	A系	60																																																																																																																
	B系	60																																																																																																																
	HPCS系	60																																																																																																																
電圧	A系	125V																																																																																																																
	B系	125V																																																																																																																
	HPCS系	125V																																																																																																																
容量	A系	約8,000Ah																																																																																																																
	B系	約6,000Ah																																																																																																																
	HPCS系	約400Ah																																																																																																																
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		1																																																																																																																
セル数		116																																																																																																																
電圧		250V																																																																																																																
容量		約6,000Ah																																																																																																																
種類		シリコン整流器																																																																																																																
個数	A系	1																																																																																																																
	B系	1																																																																																																																
	(予備)	1)																																																																																																																
	HPCS系	1（予備1）																																																																																																																
充電方式		浮動																																																																																																																
冷却方式		自然通風																																																																																																																
交流入力	A系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	B系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	HPCS系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
容量	A系	約118kW																																																																																																																
	B系	約118kW																																																																																																																
	(予備)	約118kW)																																																																																																																
	HPCS系	約10kW																																																																																																																
直流出力電圧	A系	133.8V																																																																																																																
	B系	133.8V																																																																																																																
	HPCS系	129V																																																																																																																
直流出力電流	A系	約700A																																																																																																																
	B系	約700A																																																																																																																
	(予備)	約700A)																																																																																																																
	HPCS系	約50A																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常用</p> <p>種類 シリコン整流器</p> <p>個数 1</p> <p>(予備 1)</p> <p>充電方式 浮動</p> <p>冷却方式 自然通風</p> <p>交流入力 3相 50Hz 440V</p> <p>容量 約130kW</p> <p>直流出力電圧 258.7V</p> <p>直流出力電流 約400A</p> <p>(3) 直流母線</p> <p>非常用</p> <p>個数 3</p> <p>電圧 A系 125V</p> <p>B系 125V</p> <p>HPCS系 125V</p> <p>常用</p> <p>個数 1</p> <p>電圧 250V</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(24)></p> <p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <p>エンジン</p> <p>台数 4</p> <p>出力 約7,100kW（1台当たり）</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>使用燃料 A重油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4</p> <p>型式 横置回転界磁3相同期発電機</p> <p>容量 約8,875kVA（1台当たり）</p> <p>力率 0.8（遅れ）</p> <p>電圧 6,900V</p> <p>周波数 60Hz</p>	<p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <p>種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</p> <p>台数 2</p> <p>出力 約6,100kW（1台当たり）</p> <p>回転数 500rpm</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>起動時間 約10秒</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</p> <p>台数 1</p> <p>出力 約3,000kW</p> <p>回転数 1,000rpm</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>起動時間 約13秒</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(2) 発電機</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <p>種類 横軸回転界磁三相同期発電機</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約7,625kVA（1台当たり）</p> <p>力率 0.80（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>回転数 500rpm</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>種類 横軸回転界磁三相同期発電機</p> <p>台数 1</p> <p>容量 約3,750kVA</p> <p>力率 0.80（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>回転数 1,000rpm</p>	<p>第10.1.3表 ディーゼル発電機設備の主要仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>型式 4サイクルたて形16気筒ディーゼル機関</p> <p>台数 2</p> <p>出力 約5,600kW（1台当たり）</p> <p>回転速度 約750min⁻¹</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>起動時間 約10秒</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(2) 発電機</p> <p>型式 横置・回転界磁形・三相同期発電機</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約7,000kVA（1台当たり）</p> <p>力率 0.8（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>回転速度 約750min⁻¹</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 軽油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）</p> <p>容量 約110kL（1基当たり） 約170kL</p> <p>使用燃料 軽油</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約146kL（1基当たり）</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約26kL/h（1台当たり）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯、女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）i）及びiii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）ii）及びiii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 b））</p> <p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c）並びに a）i）及びiii））</p> <p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項 d））</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項 e））</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 非常用直流電源設備</p> <p>(9) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(10) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 125V 代替充電器用電源車接続設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p>	<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）i）及びiii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）ii）及びiii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 b））</p> <p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c）並びに a）i）及びiii））</p> <p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項 d））</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項 e））</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p>(8) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(9) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 後備変圧器</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) 開閉所設備</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・大飯は添付資料を作成していないため、女川との相違理由を記載する。 （次ページ以降は本記載を省略する。）</p> <p>項目番号の相違</p> <p>・女川：3.14→泊：2.14 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p> <p>設備・運用の相違</p> <p>・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V 代替充電器に給電する手段を整備している。</p> <p>・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p> <p>設備・運用の相違</p> <p>・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</p> <p>設備・運用の相違</p> <p>・泊は大飯と同様に号炉間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 電源車</p> <p>(2) 軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(4) タンクローリ</p> <p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.1.1 設備概要</p> <p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型代替電源車</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.2.1 設備概要</p> <p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(4) 軽油タンク</p> <p>(5) タンクローリ</p> <p>3.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.2.1 設備概要</p> <p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3.14.2.3.1 設備概要</p> <p>3.14.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B</p> <p>(3) 125V 充電器 2A</p> <p>(4) 125V 充電器 2B</p> <p>3.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.4 常設代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.4.1 設備概要</p> <p>3.14.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>3.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2.14.2.3.1 設備概要</p> <p>2.14.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蓄電池（非常用）</p> <p>(2) 後備蓄電池</p> <p>(3) A充電器</p> <p>(4) B充電器</p> <p>2.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>(3) 電源車</p> <p>(4) 125V 代替充電器</p> <p>(5) 250V 充電器</p> <p>(6) 軽油タンク</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(8) タンクローリー</p> <p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2.14.2.4.1 設備概要</p> <p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機</p> <p>(2) 可搬型直流変換器</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6 代替所内電気設備</p> <p>3.14.2.6.1 設備概要</p> <p>3.14.2.6.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機接続盤</p> <p>(2) 緊急用高圧母線 2F 系</p> <p>(3) 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>(4) 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>(5) 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>(6) 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>(7) 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D 系</p> <p>3.14.2.6.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.6.4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>3.14.2.6.5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.6.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.6.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.14.2.5 代替所内電気設備</p> <p>2.14.2.5.1 設備概要</p> <p>2.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) 可搬型代替電源車</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー</p> <p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <p>(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.5.4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>2.14.2.5.5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.5.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.5.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.5.5.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>3.14.3.1.1 設備概要</p> <p>3.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機</p> <p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク</p> <p>(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク</p> <p>(5) 軽油タンク</p> <p>(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>3.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.2 非常用直流電源設備</p> <p>3.14.3.2.1 設備概要</p> <p>3.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B</p> <p>(3) 125V 蓄電池 2H</p> <p>(4) 125V 充電器 2A</p> <p>(5) 125V 充電器 2B</p> <p>(6) 125V 充電器 2H</p> <p>3.14.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>2.14.3.1.1 設備概要</p> <p>2.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>2.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違 (設計基準拡張)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3 燃料補給設備</p> <p>3.14.3.3.1 設備概要</p> <p>3.14.3.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 軽油タンク</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) タンクローリ</p> <p>3.14.3.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.3.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.3.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.3.3.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.3.2 燃料補給設備</p> <p>2.14.3.2.1 設備概要</p> <p>2.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(2) 燃料タンク (SA)</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(4) 可搬型タンクローリー</p> <p>2.14.3.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.3.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.3.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.3.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備) 第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備) 第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i) 及びiii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を運転することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i) 及びiii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びにディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を運転することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリ（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a ii）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系を操作することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給可能な設計とし、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリを用いて補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a ii）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源供給する設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備名称の相違（非常用高圧母線）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系一泊：燃料油設備</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替直流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項c）並びにa）i）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池及び250V蓄電池から必要な負荷に電源供給し、その後、可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して、125V代替充電器及び250V充電器を受電することにより、24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備及び125V充電器に電源を供給する非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項c）並びにa）i）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を運転し、可搬型直流変換器を経由して、A直流母線又はB直流母線へ接続することにより、24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリーを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備並びにA充電器及びB充電器に電源を供給する非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。 代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線、緊急用動力変圧器、緊急用低圧母線及び緊急用交流電源切替盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも 1 系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用交流電源設備を設ける設計とする。</p> <p>(ii) 非常用直流電源設備 全交流動力電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用直流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。</p> <p>代替所内電気設備は、代替非常用発電機を起動又は可搬型代替電源車を運転し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも 1 系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用交流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(9) 燃料補給設備</p> <p>重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(10) 自主対策設備の整備</p> <p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 125V 代替充電器用電源車接続設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、125V 代替充電器用電源車接続設備を設ける。</p> <p>125V 代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接 125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p>	<p>(8) 燃料補給設備</p> <p>重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(9) 自主対策設備の整備</p> <p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV 送電線から非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から 125V 代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は大飯と同様に 66kV（大飯は 77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル（常設）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（緊急用電気品建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（原子炉建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間連絡予備ケーブルを敷設し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>(iii) 開閉所設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から開閉所設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備を3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル ・女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：号炉間連絡予備ケーブル <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電ルートは異なるが、他号炉のディーゼル発電機から自号炉の非常用所内電気設備に号炉間電力融通できるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

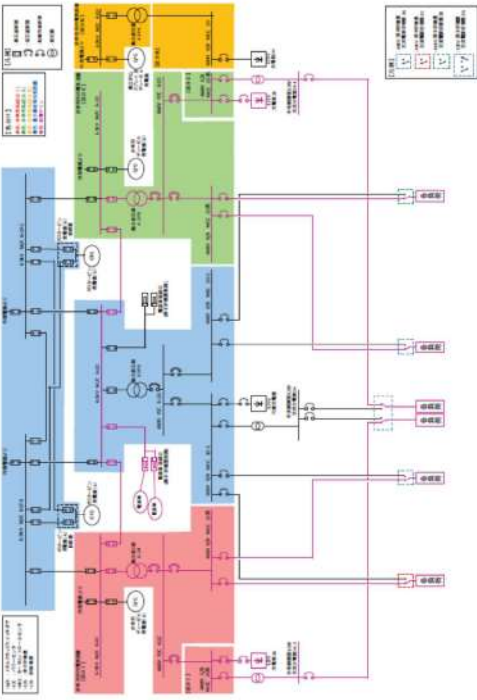
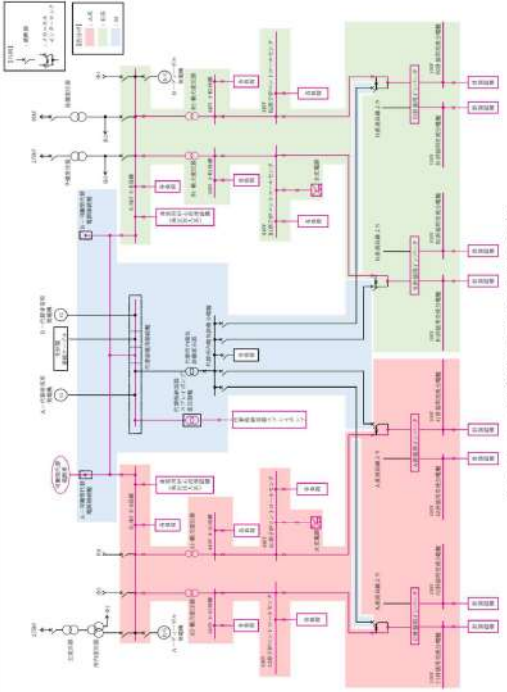
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として配備するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「電源車」、電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として回路を構成する「緊急用高圧母線2G系」及び「緊急用動力変圧器2G系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料移送系は、燃料を保管する「軽油タンク」及び「ガスタービン発電設備軽油タンク」並びに軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料を運搬する「タンクローリ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図3.14-1～6に、本システムに関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-1に示す。</p> <p>本システムは、電源車を所定の接続先（電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側））に接続し、緊急用高圧母線2G系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系の系統構成を行った後、電源車の操作ボタンにより起動し、運転を行う。</p>	<p>2.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.1.1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型代替電源車」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電源供給先である「非常用高圧母線(6-A)」、「非常用高圧母線(6-B)」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料油設備は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリ」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図2.14.1～5に、本システムに関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.1に示す。</p> <p>本システムは、可搬型代替電源車を所定の接続先（A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤）に接続し、可搬型代替電源車の操作器により起動し、非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>・女川：電源車接続口（原子炉建屋西側）、電源車接続口（原子炉建屋東側）→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <p>・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>図表番号の付番の相違</p> <p>・女川：●、▲、■→泊：●、▲、■ （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>設備・運用の相違</p> <p>・女川は系統構成を行った後に電源車を起動するが、泊は可搬型代替電源車を起動した後に非常用高圧母線に接続する。給電順序は異なるが非常用高圧母線に給電するという点において同等である。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：操作ボタン→泊：操作器</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>また、タンクローリは、電源車だけでなく、ガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットに対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.1.3項に詳細を示す。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ(タイプI)については、「3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(設置許可基準規則47条に対する方針を示す章)」、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則48条に対する方針を示す章)」、「3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備(設置許可基準規則49条に対する方針を示す章)」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則50条に対する方針を示す章)」、「3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備(設置許可基準規則51条に対する方針を示す章)」、「3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(設置許可基準規則52条に対する方針を示す章)」、「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則54条に対する方針を示す章)」及び「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則56条に対する方針を示す章)」並びに熱交換器ユニットについては、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則48条に対する方針を示す章)」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則50条に対する方針を示す章)」、「3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備(設置許可基準規則51条に対する方針を示す章)」及び「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則54条に対する方針を示す章)」で示す。</p>	<p>可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリ(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料を可搬型代替電源車に補給することで可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>また、可搬型タンクローリは、可搬型代替電源車だけでなく、代替非常用発電機、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車に対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.1.3項に詳細を示す。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所の居住性等に関する設備(設置許可基準規則第61条に対する方針を示す章)」で、可搬型大型送水ポンプ車については、「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(設置許可基準規則第47条に対する方針を示す章)」、「2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則第48条に対する方針を示す章)」、「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備(設置許可基準規則第49条に対する方針を示す章)」、「2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則第50条に対する方針を示す章)」、「2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(設置許可基準規則第52条に対する方針を示す章)」、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則第54条に対する方針を示す章)」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第55条に対する方針を示す章)」及び「2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する方針を示す章)」で、可搬型大容量海水送水ポンプ車については、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則第54条に対する方針を示す章)」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第55条に対する方針を示す章)」及び「2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する方針を示す章)」で示す。</p>	<p>設備名称の相違(可搬型代替電源車)</p> <p>設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>記載の充実(美浜審査実績を参照)</p> <p>設備・運用の相違(可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ)</p> <p>燃料補給対象設備の相違</p> <p>燃料補給対象設備の相違</p>

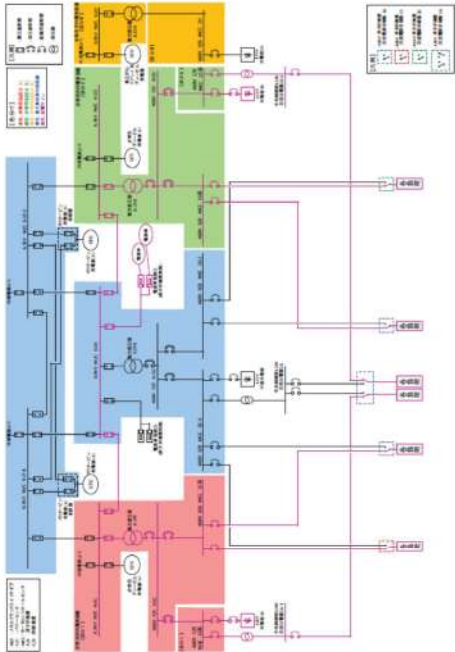
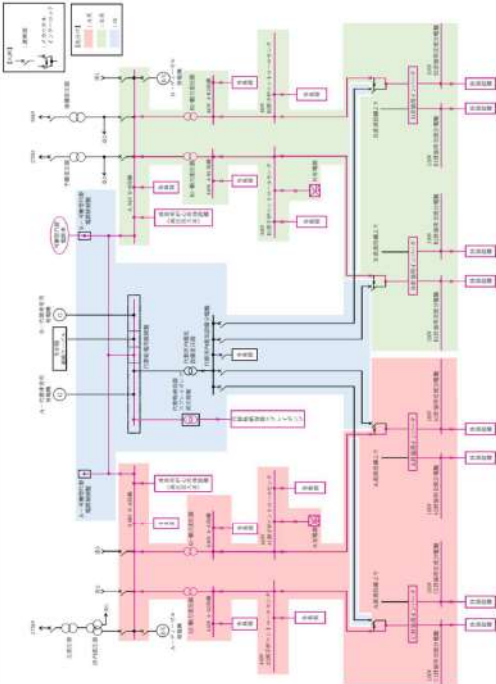
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-1 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)～非常用高圧母線2C系及C非非常用高圧母線2D系電路)</p>	 <p>図2.14.1 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替電源接続設備～非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイボイラ変圧器室)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

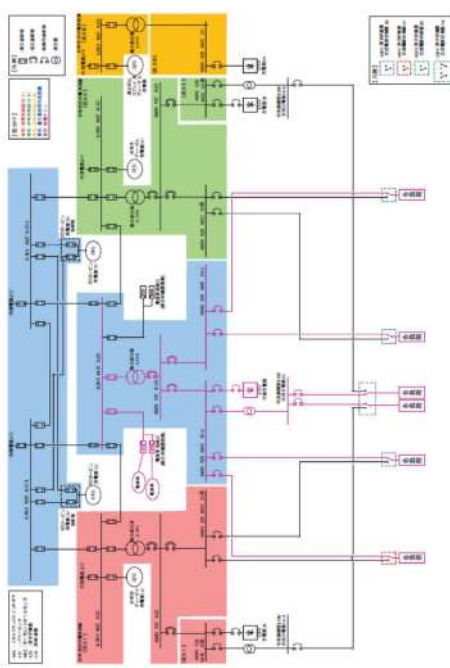
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-2 可搬型代替交流電源設備系統図 (建屋車～電源車接続口(原子炉建屋車側) ～非常用高圧母線20系及び非常用高圧母線20系電路)</p>	 <p>図2.14.2 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A), 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

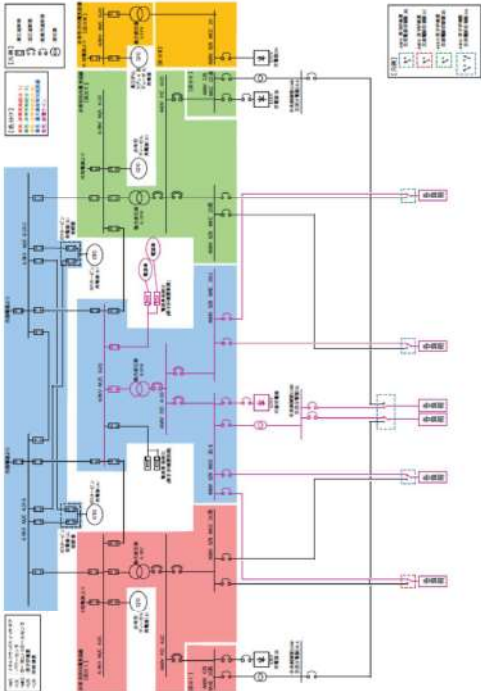
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 917 1075 973">図3.14-3 可換型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～緊急用低圧母線26系電路)</p>		<p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2161 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

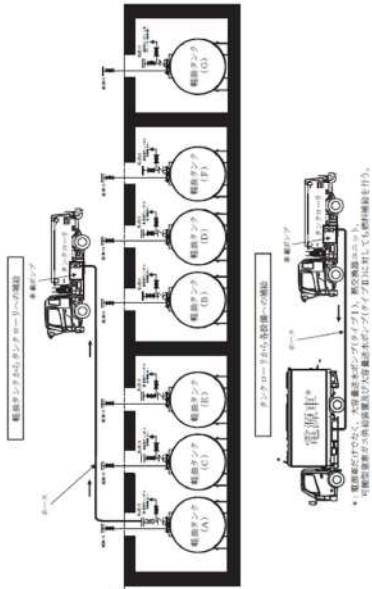
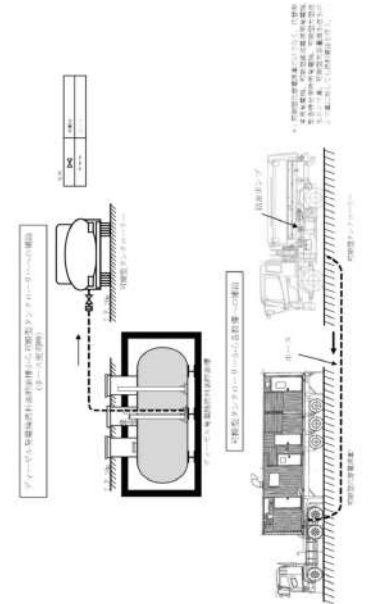
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 890 1097 954">図3.14-4 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～緊急用低圧母線2G系電路)</p>		<p data-bbox="1839 172 1926 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1839 199 2161 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	 <p>図2.14.3 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ホース使用時)))</p> <p>図2.14.4 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ポンプ使用時)))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図2-14-4 可搬型代替交流電源設備系概図 (燃料移送系 (ガスタービン発電設備軽油タンク))</p>	<p>図2-14.5 可搬型代替交流電源設備系概図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA 使用時)))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="714 199 1205 603"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>電源車【可搬】 軽油タンク**【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク**【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)**</td> <td>6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側1)、電源車接続口(原子炉建屋西側2)、電源車接続口(原子炉建屋東側1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。 *4：非常用高圧母線 2C 系は、0.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 *5：非常用高圧母線 2D 系は、0.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 *6：緊急用低圧母線 2E 系は、460V パワーセンタ 4-2E、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2E-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2E-2 により構成される。 *7：計装設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク**【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク**【常設】 タンクローリ【可搬】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路【常設】)	計装設備(補助)**	6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1258 199 1807 563"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽**【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ**【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤**～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)**</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *3：可搬型代替電源接続盤は、A-可搬型代替電源接続盤及びB-可搬型代替電源接続盤により構成される。 *4：非常用高圧母線(6-A)は、6-Aメタクラにより構成される。 *5：非常用高圧母線(6-B)は、6-Bメタクラにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽**【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ**【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤**～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)	計装設備(補助)**	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
設備区分	設備名																										
主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク**【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク**【常設】 タンクローリ【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																										
電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路【常設】)																										
計装設備(補助)**	6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽**【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ**【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤**～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)																										
計装設備(補助)**	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 電源車 エンジン 台 数：4（予備1*） 使用燃料：軽油 発電機 台 数：4（予備1*） 種類：三相同期発電機 容量：約400kVA（1台当たり） 力 率：0.85（遅れ） 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 設置場所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）</p> <p>保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(2) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基 数：6（1系列につき3基） : 1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） : 約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基 数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型代替電源車 エンジン 台 数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型式：回転界磁形同期発電機 容量：約2,200kVA（1台当たり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：6.6kV 周 波 数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側 32m エリア及び3号炉西側 32m エリア）</p> <p>保管場所：屋外 （1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア）</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基 数：4 容量：約146kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：種類→泊：型式 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) タンクローリ</p> <p>容量：約4.0kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備1） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p>	<p>(3) 燃料タンク（SA）</p> <p>型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型式：歯車形 台数：2 容量：約26kL/h（1台当たり） 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原動機出力：約11kW（1台当たり） 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>容量：約4kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備2） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （1号炉西側31m エリア及び2号炉東側31m エリア(b)）</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>台数：1 冷却：自冷 容量：約1,000kVA 定格電圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取付箇所：原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう、表3.14-2で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、電源車を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）に保管し、設置位置についても非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線2H系を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクからの供給であるのに対して、電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表3.14-3で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう、表2.14.2で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）に保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型代替電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表2.14.3で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 保管場所の相違 設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A, 6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p>表3.14-2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>電源車 <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 20系電路 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 20系電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用高圧母線 20系電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線 20系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線 20系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式 <屋外></td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料タンク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外></td> <td>ガスタービン発電機燃料油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> タンクローリ <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外></td> <td>タンクローリ <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 20系電路 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 20系電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用高圧母線 20系電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線 20系電路	電源供給先	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線 20系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源の冷却方式	水冷式 <屋外>	空冷式	燃料源	非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料タンク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外>	ガスタービン発電機燃料油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> タンクローリ <屋外>	燃料流路	高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外>	タンクローリ <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表2.14.2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m></td> <td>可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア 、2号炉東側31mエリア(a) 及び展望台管理道路脇西側 60mエリア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路</td> <td>可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代替格納容器スフレイボンブ 変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m></td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 代替格納容器スフレイボンブ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> <td>可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア 、2号炉東側31mエリア(a) 及び展望台管理道路脇西側 60mエリア)>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代替格納容器スフレイボンブ 変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 代替格納容器スフレイボンブ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																																																
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																	
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)																																																																																	
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 20系電路 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 20系電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用高圧母線 20系電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線 20系電路																																																																																	
電源供給先	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用高圧母線 20系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>																																																																																	
電源の冷却方式	水冷式 <屋外>	空冷式																																																																																	
燃料源	非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料タンク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外>	ガスタービン発電機燃料油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> タンクローリ <屋外>																																																																																	
燃料流路	高圧中心スプレイスライダディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外>	タンクローリ <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)																																																																																	
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																	
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																	
地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																																	
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																																	
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																	
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																	
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																	
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																	
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア 、2号炉東側31mエリア(a) 及び展望台管理道路脇西側 60mエリア)>																																																																																	
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代替格納容器スフレイボンブ 変圧器盤電路																																																																																	
電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 代替格納容器スフレイボンブ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>																																																																																	
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																																	
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>																																																																																	
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>																																																																																	
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																																	
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																																	
地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																																	
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																																	
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																	
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-4に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-4 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</p> <table border="1" data-bbox="719 794 1173 1018"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.4に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.4 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型代替電源車)</p> <table border="1" data-bbox="1272 788 1798 1043"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 保管場所の相違 設置場所の相違</p>	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-5 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="707 363 1211 608"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-6に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-6 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="707 887 1196 1131"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表2.14.5 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1" data-bbox="1270 357 1796 635"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 6 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 6 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1" data-bbox="1272 363 1796 641"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 7 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 7 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="1272 928 1796 1206"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)																														
風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)																														
風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-7 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <table border="1" data-bbox="719 400 1211 655"> <caption>表 3.14-7 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪軸等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪軸等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.8 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <table border="1" data-bbox="1272 392 1798 667"> <caption>表 2.14.8 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋 T.P. 24.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.9 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1272 914 1798 1225"> <caption>表 2.14.9 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪軸等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器並びに電源車、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-8～11 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-8 操作対象機器 (軽油タンク～電源車送路)</p> <table border="1" data-bbox="712 639 1182 1134"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>MFCS B/G 軽油タンク出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(B) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(D) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(D)軽油タンク(B) 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>MFCS B/G 軽油タンク 拡出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>非載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		MFCS B/G 軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(A) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(B) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(D) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(D)軽油タンク(B) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		MFCS B/G 軽油タンク 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		非載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料油設備の各機器並びに可搬型代替電源車及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所ですべて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.10～14 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.10 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1" data-bbox="1272 635 1800 946"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>相違理由</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																								
B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(D)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
MFCS B/G 軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(A)軽油タンク(A) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(A)軽油タンク(C) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(A)軽油タンク(B) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(B)軽油タンク(D) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(B)軽油タンク(B) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(D)軽油タンク(D) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
B/G(D)軽油タンク(B) 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
MFCS B/G 軽油タンク 拡出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
非載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																									
吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																								
A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																									
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-9 操作対象機器
(ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
GTG 軽油タンク(A)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG 軽油タンク(B)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG 軽油タンク(C)出口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ 操作	
吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
ホース	接続	屋外	屋外	手動操作	

表 3.14-10 操作対象機器
(電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)
～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	
電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作	
	遮断器	切 →入				
6.9kV メタクラ6-2C 遮断器 (電源車接続口 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	
6.9kV メタクラ6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ6-2C 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	
6.9kV メタクラ6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ6-2C 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	
6.9kV メタクラ6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ6-2D 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	

表 3.14-11 操作対象機器
(電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)
～緊急用低圧母線 2G 系電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	
電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作	
	遮断器	切 →入				
6.9kV メタクラ6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	

以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。

表 2.14.11 操作対象機器
(ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ
～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料油移送ポンプ出口連 絡サブリング弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
燃料油移送ポンプ出口 A側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口 B側連絡弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機棟 T.P.10.3m	周辺補機棟 T.P.10.3m	操作器 操作	
可搬型タンクローリー マンホール	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作	
ホース	ホース 接続	屋外 T.P.17.8m ～屋外	屋外 T.P.17.8m 及び屋外	手動操作	

表 2.14.12 操作対象機器
(燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作	
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.13 操作対象機器
(可搬型タンクローリー～可搬型代替電源車流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 引出し	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.14 操作対象機器
(可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤
～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	
可搬型 代替電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東 側 32m エリ ア又は3号 炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東 側 32m エリ ア又は3号 炉西側 32m エリア)	操作器 操作	
	遮断器	切 →入				
6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作		
6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作		

以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。

設備名称の相違
設置場所、操作場所、操作方法の相違
設備の相違
・設備の仕様には差異があるが、重大事故等
対処設備として必要な設備を設けると
いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 また、電源車は2台同期運転が可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>b. 軽油タンク 可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設置場所の相違 設備名称の相違 ・女川：電源車接続口（原子炉建屋西側）、電源車接続口（原子炉建屋東側）→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、操作パネル→泊：操作器 識別に係る記載表現の相違 設備・運用の相違（ケーブルの接続方法） 設備・運用の相違 ・泊の可搬型代替電源車は1台で給電可能な設計とする。 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。</p> <p>タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>タンクローリは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所ですら確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→油：操作器 ・女川：運転員→油：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯資産実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、表 3.14-12 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="696 651 1200 1023"> <caption>表 3.14-12 電源車の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、表 2.14.15 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1267 651 1789 855"> <caption>表 2.14.15 可搬型代替電源車の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、表 3.14-13 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="712 635 1205 866"> <caption>表 3.14-13 軽油タンクの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表 3.14-14 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2.14.16 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1272 635 1794 799"> <caption>表 2.14.16 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">運転中又は停止中</td> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	運転中又は停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
運転中又は停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>表 3.14-14 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="712 188 1205 400"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.17 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.17 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1272 922 1800 1077"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">開放点検</td> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
開放点検	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、表 3.14-15 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.18 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.18 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1279 579 1800 730"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、表 2.14.19 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査一泊：点検</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>表 2.14.19 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	<p>表 2.14.19 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表 2.14.20 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。 (57-3)</p> <p>表 2.14.20 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																										
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-8~11と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 2C系、非常用高圧母線 2D系及び緊急用高圧母線 2G系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図3.14-7~10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.10~14と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.6~10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料系統→泊：燃料油設備 <p>操作対象の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



図 3.14-7 電源車による非常用高圧母線 2B 系及び非常用高圧母線 2D 系受電のタイムチャート*

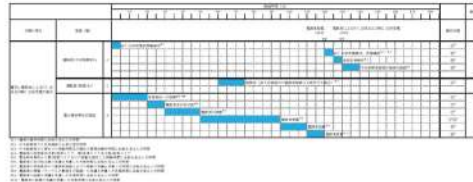


図 3.14-8 電源車による緊急用低圧母線 26 系受電のタイムチャート*



図 3.14-9 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*

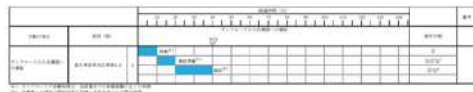


図 3.14-10 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

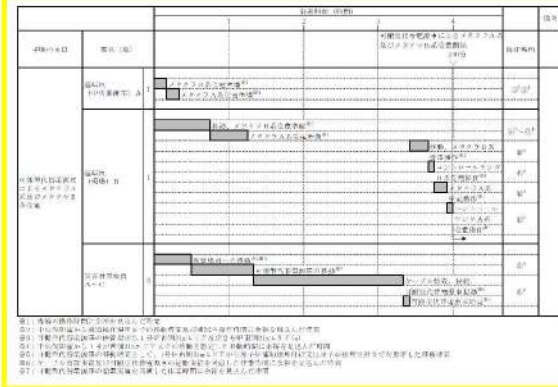


図 2.14.6 可搬型代替電源車による非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 受電のタイムチャート*

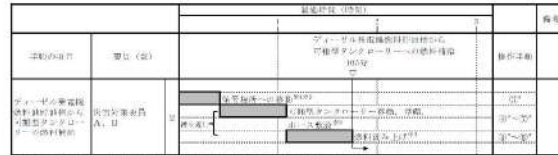


図 2.14.7 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート (ホース使用時)*

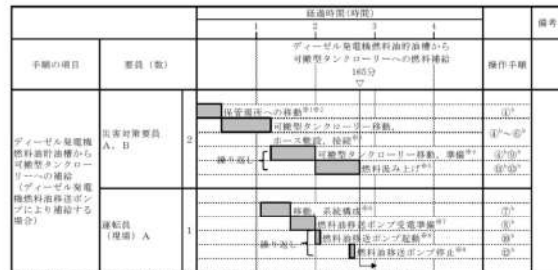


図 2.14.8 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)*

タイムチャートの相違